

ご意見総数および内訳

標準仕様書

総数	24
自治体・事業者内訳	
自治体	19
事業者	5
区分ごと内訳	
討議事項	0
指摘	15
質問	9

業務フロー

総数	52
自治体・事業者内訳	
自治体	38
事業者	14
区分ごと内訳	
討議事項	0
指摘	24
質問	26

機能・帳票要件

総数	935
自治体・事業者内訳	
自治体	707
事業者	228
区分ごと内訳	
討議事項	58
指摘	648
質問	229

帳票詳細要件

総数	77
自治体・事業者内訳	
自治体	27
事業者	50
区分ごと内訳	
討議事項	0
指摘	66
質問	11

帳票レイアウト

総数	34
自治体・事業者内訳	
自治体	24
事業者	10
区分ごと内訳	
討議事項	0
指摘	11
質問	23

標準仕様書素案に対するご意見一覧　－標準仕様書－

章番号		章名	ご意見総評					②取扱方針		
			ご意見		意見数			②取扱方針		
			自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
1	1	本仕様書について	3(2)③ 標準化範囲を「請求書の受理や審査、所得状況届に関する業務」としているが、国保中央会ルートの所得作成提供事務は範囲外か。機能帳票要件一覧項番333以降には含んでおり整合しない。 含まないとすると国民年金システムには実装できないため別途システム構築が必要という理解か。		1	0	1	指摘	標準仕様書本紙を修正	標準化対象範囲内（※）となります。標準仕様書本紙の記載を修正いたします。 ※業務フロー「6.3.所得情報提供（年金生活者支援給付金）」を参照
2			3(2)①～④ 標準化範囲として特別障害給付金について記載がないが、特別障害給付金は法定受託・協力連携問わず範囲外か。機能帳票要件一覧項番280、344、345に含んでおり整合しない。		1	0	1	指摘	標準仕様書本紙を修正	指摘の通り修正（追記）
3			4(3) 「単に本仕様書に準拠しているパッケージシステムであることを要件に付するだけで、カスタマイズをすることなく利用できることを想定」とされている。システム開発するには設計レベルの粒度の情報が必要であるが、本素案は要件定義のレベルであり、圧倒的に情報が不足している。不足部分はベンダーが自力解決すると推測されるが、この部分で法令の解釈誤り、プログラムミスなどの不備があった場合の責任分界はどうなっているのか。（具体的な例として所得情報作成機能における所得額算定式）		1	0	1	質問	質問回答	標準仕様書本紙は標準化の目的や仕様書の構成等の概要を記載する文書となります。各自治体から個別に要望されている事項は標準仕様書において定める事項ではなく、各市区町村においてシステム導入時、設計・設定にて整理する事項となります。
4			4(3) 「記載なし」の基準を示されたい。例えば、機能帳票要件一覧に記載された「○○できること」における詳細仕様（など）が記載されていないケースのように、機能自体は記載されているものの当該機能の詳細仕様（設計レベル）が記載されていない場合に詳細仕様を市町村独自に定義し要求することは、不可（「記載なし」に該当）なのか。それとも「パラメータ」とみなされ「カスタマイズ」の定義から外れるのか。 「記載なし」と「パラメータ」の関係・違い・考え方について示されたい。		1	0	1	質問	質問回答	各市区町村においてシステム導入時の詳細仕様の確定・設計の結果を踏まえ、設定（≠プログラム開発）の範囲内で実現できる事項は「パラメータ」とみなされ、「記載なし」には該当しません。 一方、標準準拠アプリに対し追加のプログラム開発が発生する場合は「記載なし」に該当し、標準仕様に準拠していない、との考え方となります。
5			4(3) システム開発するには設計レベルの粒度の情報が必要であるが、本素案は要件定義のレベルであり、圧倒的に情報が不足している。不足部分はベンダーが自力解決すると推測されるが、この部分で不備があった場合の責任分界はどうなっているのか。（具体的な例として所得情報作成機能における所得額算定式）		1	0	1	質問	質問回答	標準仕様書本紙は標準化の目的や仕様書の構成等の概要を記載する文書となります。各自治体から個別に要望されている事項は標準仕様書において定める事項ではなく、各市区町村においてシステム導入時、設計・設定にて整理する事項となります。
6			仕様書（素案）の8ページ（2）②において、「3（2）対象分野で示した標準化範囲外の機能は、国民年金システムにおける実装は不可とする。」と記載がありますが、国民年金システム標準仕様書（素案）に対する意見照会説明資料の11ページには、「標準化の範囲外とした機能は、地方自治体からの要求、ベンダーの実装は、いずれも任意とする。」との記載があり、矛盾しているように思います。		1	0	1	質問	質問回答	意見照会説明資料の記載が不適切な内容となっております。標準仕様書（素案）に記載の通り、「標準化範囲外の機能は、国民年金システムにおける実装は不可」となります。
7			8ページ4(1)② 標準化範囲外は実装不可と記載されていますが、「01 国民年金システム標準使用書素案に対する意見照会 説明資料.pdf」では、実装可と記載されており矛盾しています。		1	0	1	質問	質問回答	（No.6を参照）
8			法定免除の資格取得喪失で、資格取得での入力法定免除に限り障害年金受給及び生活保護受給が繰り返しの人が多く、情報を2つ持てるようにしていただきたい。障害年金受給者で、台帳が、障害法定免除を受けている場合、生活保護での法定免除申請はあるが、障害法定の喪失申請がないままがある。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	指摘のとおり修正（追記）
9			8ページ4(1)② 標準化範囲外は実装不可と記載されていますが、「01 国民年金システム標準使用書素案に対する意見照会 説明資料.pdf」では、実装可と記載されており矛盾しています。		1	0	1	指摘	標準仕様書本紙を修正	（No.7を参照）
10				8ページ4(1)② これまで、標準化範囲外は実装可であったが、実装不可に変更されていますが、「01 国民年金システム標準使用書素案に対する意見照会 説明資料.pdf」では、実装可と記載されており矛盾しています。	0	1	1	指摘	標準仕様書本紙を修正	（No.7を参照）
11				6ページの②について、「住民記録システム等の他システムで運用する部分」とは、他システムへのデータ連携機能のことを指すのか不明瞭なので、具体例をお願いします。	0	1	1	指摘	標準仕様書本紙を修正	「住民記録システム等の他システムで運用する部分」とは、国民年金システム以外のシステム（他システム）を利用して業務を実施するケースにおける、他システムについては標準化の範囲外である旨を意図した記載となります。具体例を追記いたします。 ※具体例：不在確認時、住民記録システムを利用して住民登録状況を確認するケースにおける、住民記録システムに対する仕様
12				図1-2の法定受託事務の4について、法定免除(国法89)の記載漏れがあります。	0	1	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	指摘のとおり修正（追記）
13				年金手帳の再交付申請の事務について、業務フローは「6.8.通知書再交付申請書受理」になっており、機能・帳票要件一覧ではNo.360「通知書再交付申請書受理」になっていますので、6ページの※3は、「令和4年4月より、基礎年金番号通知書の再交付申請書の事務に代わる予定」等の記載が良いと考えます。	0	1	1	指摘	標準仕様書本紙を修正	指摘の通り修正（文言）
14				11ページの「～調達仕様書の範囲が本仕様書の標準化範囲と異なることは差し支えない」とは、どのようなことが想定されるでしょうか。	0	1	1	質問	質問回答	市区町村において、国民年金システム単独ではなく、複数の業務（住民記録、税等）を一括して調達するケースを想定しています。 ※この場合、調達仕様書は「住民記録、税、国民年金等」が含まれるため、国民年金業務のみを対象とした本仕様書とは記載範囲が一致しない
15				P 7 の 4 表 1－1 ・項目の修正 帳票要件（外部・内部）→帳票要件（外部） ・位置づけの修正 説明文の冒頭に「基本的には住民等の外部に向けた帳票について、」を追加		1	0	1	指摘	標準仕様書本紙を修正
16	2	業務フロー			0	0	0			
17	3	機能・帳票要件	1(3)(4) 「運用上最低限必要となる業務固有の一覧確認要件は「○○を一覧で確認できること」と明記」とされているが、機能帳票要件一覧では「一覧を確認できる」など異なる表現が用いられた項目がある。機能帳票要件一覧のうち具体的にいずれの項目が、(3)の一覧出力機能に該当し、いずれの項目が該当しないのか示されたい。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	指摘の通り修正（修正）
18			1(7) 具体的なチェック条件として規定されているのは機能帳票一覧の項番19～22、44のみであり、例にある「決定日が申請日より前の日付となっているような日付の前後関係が不整合な状態や年金生活者支援給付金に対応する受給者情報が存在しない等」について規定がないが、機能帳票一覧に記載がないチェック条件は市町村が独自に規定して差し支えないか。「考慮して実装する必要がある」とあるが、切替可否は市町村が独自に規定して差し支えないという意味か。		1	0	1	指摘	標準仕様書本紙を修正	機能・帳票要件一覧にあわせ、標準仕様書の記載を修正いたします。 なお、各市区町村においてシステム導入時の詳細仕様の確定・設計の結果を踏まえ、設定（≠プログラム開発）の範囲内で実現可能なチェック機能については、標準仕様の範囲内と考えられます。
19			(5) 基幹系他システム連携機能について、国民年金システムに特化した電子媒体を自治体に導入し、住民記録システム等の情報を連携させるのか、住民記録システム等の電子媒体で国民年金システムを扱うようになるのか		1	0	1	質問	質問回答	標準仕様として、基幹系他システムと連携する機能を定義しておりますが、具体的な要件については、国民年金システムとは別に定義される、データ要件・連携要件にて整理されます。

標準仕様書素案に対するご意見一覧　－標準仕様書－

#	章番号	章名	ご意見総評					②取扱方針		
			ご意見		意見数			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			自治体等	事業者	自治体等	事業者	計			
20			1（５）基幹系他システム連携機能について →日本年金機構のシステムとも同様にネットワークにより連携してもらいたい。 理由は、第１章 3.対象分野に記載があるように、日本年金機構との間で電子媒体・紙媒体による情報授受が行われているが、日本年金機構から紙媒体で受け取った情報を市システムに入力することは事務負担が非常に大きく、二重登録となり非効率である。また、窓口での市民対応にあたって日本年金機構に電話による個別照会を行うのは煩雑である。 第１に年金情報を管理するのは日本年金機構である。市区町村は日本年金機構の年金情報を随時参照できる形（変更は不可）をとるのがよい。		1	0	1	質問	質問回答	年金機構とのシステム連携については、年金機構におけるシステム対応に必要なとなる期間に鑑み、中期的な検討課題といたします。
21			P24 表3-6 に記載がある免除区分（種別）は学生の区分のことでしょうか？		1	0	1	質問	質問回答	ご認識の通りです。
22			P 27 行ズレの補正「届出の有無等の選択肢」		1	0	1	指摘	標準仕様書本紙を修正	指摘の通り修正（体裁）
23	4	データ要件・連携要件	日本年金機構のシステムも標準化されると思いますが、年金機構が所有している最新の加入者等の情報は、標準化によって各自治体が所有するデータベースにセットアップしていただけるのでしょうか？自治体所有情報と機構所有情報の相違を解消するチャンスだと思いますが、その辺がわかりません。		1	0	1	質問	質問回答	年金機構とのシステム連携については、年金機構におけるシステム対応に必要なとなる期間に鑑み、中期的な検討課題といたします。
24	5	非機能要件			0	0	0			
25	6	用語	機能帳票一覧で使用される、取得、照会、登録、削除、編集などの語の意味が定義されておらず、例えば、取得と参照の違い、参照と照会の違い、設定と登録の違い、修正と編集と削除の違いなど不明瞭であるため、定義されたい。		1	0	1	指摘	標準仕様書本紙を修正	指摘の通り修正（追記）
26			用語の追加（住民記録システム標準仕様書より） 宛名番号【あてなばんごう】 ……市区町村内において業務ごとに個人、法人を一意に識別するために付番した番号のこと。「個人番号」、「住記個人番号」と呼ばれることもあるが、番号法に基づく「個人番号」（いわゆるマイナンバー）と混同されかねないため、本仕様書上は「宛名番号」と呼ぶ。 地域情報プラットフォーム標準仕様【ちいきしょうほうぶらっとふぉーむひょうじゅんししょう】 ……自治体の庁内における業務システムのマルチベンダ化を進めるために、庁内の様々な業務システム間の情報連携を可能とする標準仕様のこと。総務省事業として策定し、一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）において「地域情報プラットフォーム標準仕様書」として公開し、運用中である。自治体業務のうち、住民基本台帳、個人住民税等 27 業務の基幹系情報システム（防災、教育等の基幹系以外の業務を含めると 32 業務）について情報連携の標準が定められている。		1	0	1	指摘	標準仕様書本紙を修正	指摘の通り修正（追記）

標準仕様書素案に対するご意見一覧　－業務フロー－

#	区分				業務フローに対するご意見まとめ										
	業務	No	レベル1	No	レベル2	①ご意見			②取扱方針						
						自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント		
1	国民年金	1	資格異動	1	資格取得	「行政欄への記載も行う」とは何でしょうか。資格取得以外でもこの業務が出てきますが、どのような業務を指すのでしょうか。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	国民年金被保険者関係届書（報告書）における「市区町村・日本年金機構連絡欄」等に被保険者情報等の必要な情報を記載することを想定しています。機能・帳票要件一覧を補記します。		
2						「基礎年金番号がない者は、マイナンバーで届出」という表記は、「マイナンバーがない者は、基礎年金番号で届出」の誤りではないか確認願います。		1	0	1	指摘	業務フローを修正	「基礎年金番号がない」とは、基礎年金番号が確認できない、あるいは付与されていないケースを想定しております。記載文言を見直します。		
3							「行政欄への記載も行う」とは、住民記録システムにおける「住民票記載事項に当たる項目」を連携させることを指しているでしょうか。	0	1	1	質問	質問回答	(No.1を参照)		
4						2	種別変更		0	0	0				
5						3	資格喪失（死亡）	平成30年3月5日以降の死亡については、J-LISを通じて年金機構で死亡情報を取得できることから、原則異動報告が不要とされています。フロー上で「年金機構への報告・送付」と記載されているのはJ-LISから異動情報を取得できない場合について報告することという意味かと存じますが、そういった趣旨であれば、フロー上に原則報告不要と記載があった方がよいかと存じます。		1	0	1	指摘	業務フローを修正	年金機構において、J-LISから異動（死亡）情報を取得できない場合、市区町村にて受理した死亡の届出に基づき、国民年金担当課にて処理を行い、年金機構に報告するまでの流れを想定した記載に修正します
6					自動登録処理後、窓口に来所された場合に説明できるよう、処理理由が確認できるようにしてください。				1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	指摘のとおり修正（追記）	
7					フロー上に「自動登録処理」とありますが、これはバッチ処理で実施されるという理解でよろしかったでしょうか。職員が都度一括処理を行わなければならないをシステムで行わなければならないということであれば、バッチ処理で実施できるようにしてください。				1	0	1	質問	質問回答	ご認識の通りです。バッチ等の自動処理により、人手を介さず、自動で処理を行うことを想定しています。	
8					資格喪失(死亡)は、住民記録システム処理のみで国民年金システム側も処理されるようにはならないのでしょうか。				1	0	1	質問	質問回答	住民記録システムにて死亡登録後、国民年金システムにデータ連携され、バッチ等の自動処理により、人手を介さず、自動で処理を行うことを想定しています。	
9					【ユーザタスク「死亡・喪失登録」について】 説明文の『住民記録システムからの連携方法データを取り込み、自動登録処理』は、『住民記録システムからの連携データを取り込み、自動登録処理』との解釈で宜しいか？ ※1.5.資格喪失（60歳到達）のユーザタスク「喪失登録」の説明文と同様かと思われる。				1	0	1	指摘	業務フローを修正	指摘のとおり修正（文言）	
10					死亡情報が日本年金機構へ何かしらの事象により連動しなかった場合に、死亡に関する資格喪失を届け出すという解釈でよいか				1	0	1	指摘	業務フローを修正	年金機構において、J-LISから異動（死亡）情報を取得できない場合、市区町村にて受理した死亡の届出に基づき、国民年金担当課にて処理を行い、年金機構に報告することを想定しています。	
11					住基と連動していると考えられるので、特に処理は不要と考えます。年金機構にも報告・送付はしていません。				1	0	1	指摘	業務フローを修正	住民記録システムにて死亡登録後、国民年金システムにデータ連携され、バッチ等の自動処理により、人手を介さず、自動で処理を行うことを想定しています。 なお、報告・送付については、年金機構において、J-LISから異動（死亡）情報を取得できない場合、市区町村にて受理した死亡の届出に基づき、国民年金担当課にて処理を行い、年金機構に報告するまでの流れを想定した記載に修正します。	
12								年金機構への報告は、個人番号未付番者のみ報告が必要である旨を記載した方がよいと考えます。 ※個人番号未付番者のみ報告が必要な届書の種類は、2017年3月の厚生局からの資料から、以下のものであると認識しています。 死亡、国内転入、住所変更、国内転出、氏名変更、生年月日変更		0	1	1	指摘	業務フローを修正	指摘のとおり修正（追記）
13					4	資格喪失(海外転出)	市町村事務処理基準上では、被保険者から資格喪失の届出がされた際及び転出先確認リストを基に海外転出の事実を確認した際に海外転出の報告を行うこととされており、これ以外の場合で市町村で職権で資格喪失（海外転出）の報告を行ってよい旨の規定はないかと思いますが、フロー上では住民部門からのデータ連携により職権で資格喪失（海外転出）の報告を行うこととなっております。届出又は転出先確認リストで把握した場合に資格喪失報告を行うとするのが正しいのではないのでしょうか。		1	0	1	質問	業務フローを修正	指摘のとおり修正（追記）	
14							海外転出については住民からの届出を受理すること、帳票機能要件No.111や112で届出書に係る記載があることから、「1.6.資格喪失（その他）」等と同様にフローに住民からの申請を記載いただいたほうがよいのではないのでしょうか。		1	0	1	質問	質問回答	国民年金担当課における把握の方法が複数あることから、「（把握方法）②住民部門が受理した届出書やリスト／③国民年金担当課へ来庁」として記載させていただいております。	
15							資格喪失(海外転出)は、住民記録システム処理のみで国民年金システム側も処理されるようにはならないのでしょうか。		1	0	1	質問	質問回答	海外転出に伴う資格喪失の場合、資格喪失届等の記載内容を確認の上、審査が必要となることから、住民記録システムからのデータ連携に基づき自動処理とする流れにはしてありません。	
16					5	資格喪失(60歳到達)	フロー上に「自動登録処理」とありますが、これはバッチ処理で実施されるという理解でよろしかったでしょうか。職員が都度一括処理を行わなければならないをシステムで行わなければならないということであれば、バッチ処理で実施できるようにしてください。		1	0	1	質問	質問回答	ご認識の通りです。バッチ等の自動処理により、人手を介さず、自動で処理を行うことを想定しています。	
17							【終了イベントの説明文について】 住民からのアクションが必要ない（住民が直接関わらない）業務フローであることから、『届書等を受領した場合は機構に送付する』という説明文は不要であると思われる。		1	0	1	指摘	業務フローを修正	指摘のとおり修正（削除）	
18					6	資格喪失（その他）	フロー「1.5.」を確認しています、「喪失登録」の項目で情報登録のバタンの記載がありますが、左記フローでは、「登録及び受付簿作成」の項目で情報登録のバタンの記載がないため、記載があった方がよいのではないのでしょうか。		1	0	1	指摘	業務フローを修正	指摘のとおり修正（表記ゆれ）	
19					7	国内転入	【終了イベントの説明文『届書等を受領した場合は機構に送付する』について】 住民からのアクションが必要ない（住民が直接関わらない）業務フローであることから、この説明文は不要であると思われる。 ※1 資格得喪が関わらない国内転入の場合、関係届書を受領することはない。 ※2 （外国からの）国外転入では、関係届書（1号取得）を受領する。		1	0	1	質問	質問回答	個人番号未付番の被保険者が国民年金被保険者関係届出書（申出書）にて住所変更を届け出る場合等を想定しています。	
20							※住民記録システムの処理のみで～ 文字切れをおこなっています。	0	1	1	指摘	業務フローを修正	指摘のとおり修正（レイアウト）		
21							年金機構への報告は、個人番号未付番者のみ報告が必要である旨を記載した方がよいと考えます。	0	1	1	指摘	業務フローを修正	指摘のとおり修正（追記）		
22							「※住民記録システムの処理のみで国民年」のあとが見切れています。	0	1	1	指摘	業務フローを修正	指摘のとおり修正（レイアウト）		

23			8	国内転出	フロー上に「自動登録処理」とありますが、これはバッチ処理で実施されるという理解でよろしかったでしょうか。職員が都度一括処理を行わなければならないをシステムで行わなければならないということであれば、バッチ処理で実施できるようにしてください。	1	0	1	質問	質問回答	ご認識の通りです。 バッチ等の自動処理により、人手を介さず、自動で処理を行うことを想定しています。
24					【終了イベントの説明文『届書等を受領した場合は機構に送付する』について】 住民からのアクションが必要ない（住民が直接関わらない）業務フローであることから、この説明文は不要であると思われる。 ※ 1 資格得喪に関わらない国内転出の場合、関係届書を受領することはない。 ※ 2 （外国への）国外転出では、関係届書（1号喪失）を受領する。	1	0	1	質問	質問回答	個人番号未付番の被保険者が国民年金被保険者関係届出書（申出書）にて住所変更を届け出る場合等を想定しています。
25					年金機構への報告は、個人番号未付番者のみ報告が必要である旨を記載した方が良いと考えます。	0	1	1	指摘	業務フロー及び機能・帳票要件一覧を修正	指摘のとおり修正（追記）
26			9	氏名・性別・生年月日変更	機構においてマイナンバーと基礎年金番号の紐づけが完了していない被保険者やD V被害者等については、届出が必要であることから、フローに住民からの申請を記載いただいたほうが良いのではないのでしょうか。	1	0	1	指摘	業務フローを修正	指摘のとおり修正（追記）
27					平成30年3月5日以降の氏名・性別変更については、J-LISを通じて年金機構で異動情報を取得できることから、原則異動報告が不要とされています。フロー上で「年金機構への報告・送付」と記載されているのはJ-LISから異動情報を取得できない場合について報告することという意味と存じますが、そういった趣旨であれば、フロー上に原則報告不要と記載があった方がよいかと存じます。	1	0	1	指摘	業務フローを修正	年金機構において、J-LISから異動（住所・氏名等）情報を取得できない場合、市区町村にて受理した届出に基づき、国民年金担当課にて処理を行い、年金機構に報告する流れの記載に修正します。 なお、生年月日及び性別の変更については、制度上、届出の省略は不可能であるため、本人からの届出が前提の記載といたします。
28					氏名・生年月日・性別変更は、住民記録システム処理のみで国民年金システム側も処理されるようにはならないのでしょうか。	1	0	1	指摘	業務フローを修正	氏名については本人届出が省略可能であることから、住民記録システム側からの連携を受けて国民年金システム側で自動処理する流れといたします。 なお、生年月日及び性別の変更については、制度上、届出の省略は不可能であるため、本人からの届出を処理の起因とする記載といたします。
29					一度も処理したことが無いため分かりません。ほとんど申請が無いと思われる業務。	1	0	1	質問	質問回答	一例として、以下のケースを想定しています。 ・登録情報に顔りがある場合 ・婚姻などにより氏名が変更になる場合 ・性別変更の審判を受けた場合 等
30					年金機構への報告のうち、氏名・生年月日変更については、個人番号未付番者のみ報告が必要である旨を記載した方が良いと考えます。	0	1	1	指摘	業務フローを修正	氏名変更については、個人番号未付番の場合のみ、年金機構へ報告する旨、フローに注釈を追記します。 なお、生年月日変更については、年金機構への届出省略の対象外としております。
31					性別変更については、個人番号付番済み者も報告が必要と考えます。	0	1	1	指摘	業務フローを修正	認識に相違ございません。 生年月日、性別についてマイナンバー連携はされていますが、住所・氏名・死亡のような届出省略は不可能であることから、業務フローの記載を見直しいたします。
32			10	追加・訂正	【ユーザタスク「届書出力・申請者記入」で記入・提出、プレ印字・出力・交付される申出書について】『国民年金被保険者関係届書（申出書）』ではなく『国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書』であると思われる。 ※機能・帳票要件の『事務レベル2 追加・訂正 No.163』で、法令上必須帳票として出力を要件種別『必須』にしているのは、『被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書』である。	1	0	1	指摘	業務フローを修正	指摘のとおり修正（帳票名）
33					「01 参考_標準仕様書に対する質問回答一覧（別紙）.pdf」の「10追加・訂正」のQAにありますが、"被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書（申出書）は法令上必須ではないが、来庁した住民に向けて出力するケースがある"とございます。当該ケースを強いてあげるなら、業務フローの「1.10.追加・訂正」の届出がこれに該当するのかなと思いますが、いかがでしょうか。 ※フロー上は「国民年金被保険者関係届書(申出書)」が記載されております。	0	1	1	指摘	業務フローを修正	(No.32を参照)
34			11	不在	Aの住基異動リストも年金機構に送付しますか。	1	0	1	指摘	業務フローを修正	住基異動リストは年金機構への送付対象外です。業務フローの記載を修正いたします。
35					不在のフローにのみ、情報把握とは別に「不在者情報照会」のシステム業務がございます。 海外転出者情報照会のQAでは、「「把握」は届出書の受理等、情報を認知し、自治体側の情報を確認する作業を指し、「照会」は当該情報を元に、年金機構側の情報を確認する業務を指しています。」とございますが、「不在者情報照会」はどのような業務になりますでしょうか。	0	1	1	質問	質問回答	居所が確認できない被保険者等について、住民登録状況等について確認する業務を想定しています。
36					年金局 年金機構からの情報確認・登録の図形（注釈）①処理結果について、パターン①に修正してください。 レベル1の2, 3, 4についてもパターン①、②に修正願います。	1	0	1	指摘	業務フローを修正	指摘のとおり修正（フロー）
37	2	免除	1	免除・納付猶予申請書受理・審査	年金事務所/事務センターからの受理・審査の流れが無い	1	0	1	指摘	業務フローを修正	年金機構から市区町村宛に送付された処理結果一覧表に対する処理については「5.2.年金機構からの情報確認・登録」が該当します。 年金事務所から受理する流れの記載にフロー間で差異があるため、記載を見直します。
38			2	学生納付特例申請書受理・審査	年金事務所/事務センターからの受理・審査の流れが無い	1	0	1	指摘	業務フローを修正	年金機構から市区町村宛に送付された処理結果一覧表に対する処理については「5.2.年金機構からの情報確認・登録」が該当します。 年金事務所から受理する流れの記載にフロー間で差異があるため、記載を見直します。
39			3	免除理由該当等届及び納付申出受理・審査	126・法定免除の資格取得喪失で、資格取得での入力が法定免除に限り障害年金受給及び生活保護受給が繰り返しの人が多く、情報を2つ持つようにしていただきたい。障害年金受給者で、台帳が、障害法定免除を受けている場合、生活保護での法定免除申請はあるが、障害法定の喪失申請がないままがある。	1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	指摘のとおり修正（追記）
40			4	産前・産後免除申請書受理・審査		0	0	0			
41	3	付加	1	付加加入		0	0	0			
42			2	付加辞退		0	0	0			
43	4	給付	1	年金請求書等受理・審査	システムへ登録する必要がありますか。	1	0	1	質問	質問回答	受付処理簿への記入に相当する業務を想定しています。
44			2	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	システムへ登録する必要がありますか。	1	0	1	質問	質問回答	受付処理簿への記入に相当する業務を想定しています。
45		年金機構報告・年金機構からの情報登録	1	年金機構への報告・送付	練馬区では、資格系(取得系)と法定免除・産前産後免除はCDによる電子進達で、申請免除・学生納付特例は申請書送付の紙進達です。この状況から、現行のシステムは『進達』を目標としたものとなっております。今回の標準化仕様書(素案)を拝見しましたが、この『進達』のための処理スパンや対象者抽出処理(データ化)、関連帳票(進達数等)の作成、データベース更新に関してよくわかりません。	1	0	1	質問	質問回答	年金機構への報告や送付にあたり、どのようなタイミングや間隔でシステム処理を行うかはシステム導入時の設計・設定にて確定、実装するという観点から、業務フローにおける整理対象外としています。

46					申請や届出された情報をシステムに入力し、これを進達毎にオンライン端末で確認する作業があるかとおもいますが、標準化システムにおいても進達スパン毎にデータを抽出し、オンライン端末で行うことは想定されておりますでしょうか？		1	0	1		質問	質問回答	想定しています。なお、年金機構への報告や送付にあたり、具体的にどのようなタイミングや間隔でシステム処理を行うかはシステム導入時の設計・設定にて確定、実装します。	
47					(②送付対象) に次の2点追加 ・国民年金保険料免除・納付猶予取消申請書 ・国民年金保険料学生納付特例取消申請書／不該当届		1	0	1		指摘	業務フローを修正	指摘のとおり修正（追記）	
48					電子媒体でのやりとりがフロー図から読み取れませんでした。別紙2の機能要件には電子媒体での報告が必須機能として記載されているため、フローへの反映をご検討ください。（他「5.2.年金機構からの情報確認・登録」等、電子媒体に関する運用全て）		1	0	1		質問	質問回答	システムとしては、電子媒体で報告するための機能は必須であることから、機能要件上では必須機能として記載しておりますが、実際の業務運用においては、電子データで報告される場合と紙媒体で報告される場合があることから、このような記載としております。	
49				2	年金機構からの情報確認・登録			0	0	0				
50		6	情報提供・その他	1	所得情報提供（免除勧奨）	国民年金システムへの登録とは、何を登録するのか。「処理票の作成」以外を指しているのであれば、国民年金システムへの登録は不要と考える。		1	0	1		質問	質問回答	所得情報の提供依頼データの取り込み等、システム登録処理が発生することを想定しています。
51				2	所得情報提供（継続免除）	国民年金システムへの登録とは、何を登録するのか。「審査処理票の作成」以外を指しているのであれば、国民年金システムへの登録は不要と考える。		1	0	1		質問	質問回答	所得情報の提供依頼データの取り込み等、システム登録処理が発生することを想定しています。
52				3	所得情報提供（年金生活者支援給付金）	国民年金システムへの登録操作があるが、出力ではないのか。（6.4.所得情報提供（年金受給者）も同様。）		1	0	1		指摘	業務フローを修正	所得情報の提供依頼データの取り込み等、システム登録処理を実施後、所得情報提供用のデータ出力作業が発生する流れを想定しています。作業の流れが適切に表現されるよう、業務フローの記載を修正します。
53				4	所得情報提供（年金受給者）			0	0	0				
54				5	公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）	「年金生活者支援給付金 所得・世帯状況届」と「02_4 国民年金標準化_帳票詳細要件帳票」のNo16,17を指すのか。表記を統一していただきたい。		0	1	1		指摘	業務フローを修正	指摘のとおり修正（帳票名）
55						「他市区町村分は税部門等の他部署に回」のあとが見切れています。		0	1	1		指摘	業務フローを修正	指摘のとおり修正（レイアウト）
56						「・国民年金担当課以外にて作成する場合」について、「・国民年金担当課以外にて作成する場合もあり」が正しい記載でしょうか。		0	1	1		指摘	業務フローを修正	指摘のとおり修正（レイアウト）
57				6	住基情報提供（情報連携で機構が取得不可の情報）			0	0	0				
58				7	所得証明（年金生活者支援給付金）	※税担当課にて対応する場合は、～ 文字切れをおこなっています。		0	1	1		指摘	業務フローを修正	指摘のとおり修正（レイアウト）
59				8	通知書再交付申請書受理			0	0	0				
60		7	統計・報告	1	統計事務			0	0	0				
61						略字は正式名称に修正願います。		1	0	1		指摘	業務フローを修正	指摘のとおり修正（文言）

標準仕様書素案に対するご意見一覧　－機能・帳票要件－

No.	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1	事務レベル2	素案　v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
1	共通	検索	以下の項目で検索できること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名カナ、氏名漢字、旧氏・通称、生年月日（西暦・和暦いずれの検索も可）、性別、住民種別（住民記録登録内・外、外国人）、住民記録（現存・消除）、宛名番号、住所・地番（もしくは住所（地番含む））	必須		①管理項目欄に「住民番号」を追加。要件種別をオプション→必須 ②氏名については、氏名漢字、氏名カナ、通称、併記、旧氏など複数項目に分かれるため、これらの氏名関連項目をまとめて串刺し検索できることとされたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。 ③旧氏・通称に加えて併記名も実務上必要であるため追加されたい。また対応しない場合その理由を示されたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。 ④「住民種別（住民記録登録内・外、外国人）」を必須、No.26を実装不可とすることは整合しないのではないか。検討経緯を示されたい。住登外住民の氏名・住所は管理できないにもかかわらず、住民種別として住民記録登録外という区分を使うケースが想定できない。 ⑥項目にメモ、特記事項を加えられたい。また対応しない場合その理由を示されたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。 ⑦【重要】個人番号（いわゆるマイナンバー）について 国の推奨仕様において他都市への照会で利用する中間サーバーには個人番号を保有せず統合番号を用いてインターフェースすることになっているため、本市では漏洩リスク等も踏まえ、全庁的に各業務システムで個人番号を保持しないこととしている。また、国民年金業務において、国民年金システムが個人番号を保持する必要がない（届出受理時の番号確認としては「参照」で十分）。以上から、オプションとされたい。 ⑧対象者検索により、該当者が複数存在した場合は、該当した対象者すべてを一覧で確認できること、とされたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。（介護保険システム標準仕様書第1.0版機能ID1.4.5.参照）	⑨「以下の項目で検索できること」という要件だが、項目は【管理項目】となっている。 この記載では検索項目ではなく、管理項目という扱いとなるため語弊がある。個人番号や氏名カナなどは住基システムの情報を連携することが前提で、年金システムとしては基本的には保持しないこととなったため、【管理項目】ではなく【検索項目】へ修正いただきたい。	7	1	8	指摘	機能・帳票 要件一覧を 修正	【指摘対応】 ①追加 ②システム要件定義以降で定義すべき内容のため、記載しない ③No.2にて追加する ④No.26を復活する対応とさせていただく ⑥追加する ⑦国年システムにて保持するわけではないため、わかるよう記載を修正する ⑧画面要件であるため、要件定義以降で定義すべき内容のため、定義しない ⑨修正する
						⑤住民種別における住民記録登録内・外、外国人という3区分は適切ななか。外国人は全員が住民記録登録されていないかのような表現に感じる。		1	0	1			【質問回答】 ⑤住民種別を該当の3区分に分ける意味ではなく、住登内外、および外国人有無でそれぞれ分類している。記載はその旨わかるよう修正する
2	共通	検索	以下の項目で検索できること 【管理項目】 世帯番号、電話番号、方書、行政区、受給年金番号、旧年金番号（直近の基礎年金番号（基礎年金番号の統合前の番号も含む））、旧自治体（転入前の直近に限る）	オプション		①要件種別をオプション→必須 ②No.1に併記名を加えない場合、本項に加えられたい。また対応しない場合その理由を示されたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。 ③実務上、住記システム情報の項目でも検索できること、とする必要があるため追加されたい。また対応しない場合その理由を示されたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。	④「地番」で検索を行いたいケースが想定できませんが、必要でしょうか。 ⑤検索機能において【管理項目】との記載は適切ではないのではないのでしょうか。（管理項目の言葉の定義） ⑥「以下の項目で検索できること」という要件だが、項目は【管理項目】となっている。 この記載では検索項目ではなく、管理項目という扱いとなるため語弊がある。No.1と同様、【検索項目】へ変更していただきたい。 ⑦「以下の項目で検索できること」という要件だが、項目は【管理項目】となっている。 この記載では検索項目ではなく、管理項目という扱いとなるため語弊がある。No.1と同様、【検索項目】へ変更していただきたい。	3	4	7	指摘	機能・帳票 要件一覧を 修正	【指摘対応】 ①オプションのまま残置とする ②No.2にて対応する ③No.63にて記載しているため、対応しない ④オプションのため、残置 ⑤⑥⑦検索項目に修正
3	共通	検索	氏名漢字、氏名カナ、生年月日での検索の際、住民記録システム標準仕様書に準拠した清音化検索、およびあいまい検索ができること	必須		①住民記録システム標準仕様書準拠では不足。ワイルドカードを使った検索ができること、とされたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。 ②住民記録システム標準仕様書における“異体字や正字も包含した検索ができること”は使用頻度とコストを踏まえてオプションでもよいのではないか。		2	0	2	指摘	機能・帳票 要件一覧を 修正	【指摘対応】 ①要件定義以降に検討できる範囲とする ②追加する
4	共通	検索	複合検索ができること ※氏名かつ生年月日など	必須		①「複合検索」の定義が不明瞭のため示されたい。 ②ND検索、OR検索及びANDとORの入れ子(2段階まで)検索ができること、とされたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。		2	0	2	指摘	機能・帳票 要件一覧を 修正	【指摘対応】 ①②検索条件の詳細は要件定義以降に各自治体内で検討できる範囲とする
5	共通	検索	検索画面毎に、過去に検索した条件および結果を保持し、左記を利用した検索ができること。また、検索条件はログインした職員ごとに保持できること	必須		①保持するパターン数や期間は上限なしと規定されたい（直近1回の条件だけでは使いづらいため）。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。 ②保持した条件パターンを他ユーザと共有または外部出力・入力可能とすることとされたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。	⑤検索画面毎に過去の検索結果を保持する仕様であると、例えば、資格取得処理をした人に免除申請処理をする場合、資格取得処理の検索結果が利用できないことになると思われるため、「検索画面毎」の保持は不要で、ログインした職員事に保持できれば良いと考えます。 ⑥検索画面毎に過去の検索結果を保持する仕様であると、例えば、資格取得処理をした人に免除申請処理をする場合、資格取得処理の検索結果が利用できないことになると思われるため、「検索画面毎」の保持は不要で、ログインした職員事に保持できれば良いと考えます。 ④検索条件の保存については、利用頻度が低いと思われるため必須でなく、オプションにしていいただきたい。 ※住民記録システムの標準仕様書にこの機能の記載がありませんし、この機能が必要な場面が想定できません。	2	3	5	指摘	機能・帳票 要件一覧を 修正	【指摘対応】 ①②要件定義以降に各自治体にて検討してよい範囲とする ④⑤⑥検索結果の保持と検索条件の保持で機能を分割し、前者をオプション、後者を必須とする

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
				必須		③結果を保持するとあるが、DBが更新された場合当該結果は更新されるのか。されない場合更新前の情報に基づいて業務を行ってしまうリスクがある。保持するのは条件だけにすべきではないか。検討経緯を示されたい。		1	0	1	質問	質問回答	【討議事項（候補）】 ③検索結果は宛名番号や基礎年金番号で紐づけて表示するなどの方法が想定されるため、更新されると思料
6	共通	照会・編集	被保険者のその他記録を検索、照会、編集できること 【管理項目】 特記事項、職権適用区分、第3号特例日、旧年金番号、電話番号1、電話番号2 等	オプション		①編集と修正の違いが不明瞭のため示されたい。用語整理されたい。	②「第3号特例日」とは、どのような日付で、そのような場面で登録することになるのか不明です。	1	1	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①「修正」に変更 ②第3号被保険者特例措置該当日を指すため、オプションのまま残置とする
7	共通	照会・編集	被保険者の住民記録システム上の現世帯構成員が照会可能であり、世帯構成員一覧と世帯構成員個人画面間を相互に遷移できること	必須		①被保険者と住記システムの個人とのマッチングはどのような仕組みで行うのか示されたい（住記個人コードか）		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ①宛名番号で紐づける想定
				必須		②画面要件（画面の遷移）は標準仕様の範囲外ではないか。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ②画面要件に係る箇所は削除する
8	共通	照会・編集	被保険者、およびその配偶者の他公年記録を照会できること ※現状実装している団体が存在するため残置するが、将来的な年金機構とのネットワークによる自動連係などの実装を見据え、標準仕様書2.0版以降で再度要件要否について検討する	オプション		①市区町村で行う業務ではありません。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会して確認します。 「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されていますが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。 ②市区町村で行う業務ではありません。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会して確認します。 「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されていますが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。 ③「※現状実装している団体が存在するため残置する」とありますが、そもそも自治体における業務の範囲外であり、また、限られた自治体でのみ実装となれば、標準仕様書に記載のとおり、多くの自治体において必要だと認められない機能として、実装不可でよろしいかと思います。 ④「照会」のみということは「管理」はできないのか。どのように情報を蓄積するのか示されたい。 ⑤「他公年記録」の定義が不明瞭のため示されたい。 ⑥「自動連係」ではなく、自動連携ではないか。 ⑦市町村では保持していない情報は、どうやって取得するのか	⑧他公年記録は何の記録なのかを明確にいただきたい。 （受給年金の記録なのか、被保険者記録なのかさえ不明である。） ⑨市区町村で行う業務ではないと考えます。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会する運用が一般的ではないでしょうか。「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されているが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。	7	2	9	討議	討議事項	【討議事項】 ①②③⑦⑨いただいた意見より実装不可でよいか★討議事項：論点① ④⑤⑥⑧実装不可とする想定のため、対応なし
9	共通	照会・編集	被保険者の世帯内の国保加入状況を確認できること ※住民記録システムの「行政欄情報」にある国保情報を取り込むこと ※現状利用している団体が存在するため残置するが、将来的な年金機構とのネットワークによる自動連係などの実装を見据え、標準仕様書2.0版以降で再度要件要否について検討する	オプション		①「確認」と「参照」の違いが不明瞭のため示されたい。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①他システムからの情報については「参照」に統一する
						②市町村では保持していない情報は、どうやって取得するのか(Na.8と同様)	③住民記録システムの「行政欄情報」とは、「住民票記載事項に当たる項目」のことで良いでしょうか。	1	1	2	質問	質問回答	【質問回答】 ②どのように取得するかは不明。ただし、現状実装しているケースがあるため、オプションとして残置 ③相違なし
10	共通	照会・編集	納付記録の月数を簡単に把握できること ※現状利用している団体が存在するため残置するが、将来的な年金機構とのネットワークによる自動連係などの実装を見据え、標準仕様書2.0版以降で再度要件要否について検討する	オプション		①納付記録の管理が標準化対応外となった場合、現在管理しているデータはシステム管理対象外となるのでしょうか。 必要な場合は自治体独自で管理を行うことになるのでしょうか。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.27の納付記録に含まれるため、本機能の記載は削除

No. #	ツリー構成			ご意見			意見数			取扱方針				
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2 標準仕様文案	要件種別	備考	自治体	事業者	意見元別集計 自治体等 事業者 計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント	
						②市区町村で行う業務ではありません。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会して確認します。 「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されていますが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。 ③市区町村で行う業務ではありません。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会して確認します。 「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されていますが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。 ④「※現状実装している団体が存在するため残置する」とありますが、そもそも自治体における業務の範囲外であり、また、限られた自治体でのみ実装となれば、標準仕様書に記載のとおり、多くの自治体において必要だと認められない機能として、実装不可でよろしいかと思います。 ⑤「簡単」の定義が不明瞭のため示されたい。 ⑥市町村では保持していない情報は、どうやって取得するのか(No.8と同様)	⑦市区町村で行う業務ではないと考えます。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会する運用が一般的ではないでしょうか。「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されているが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。	5	1	6		指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ②③④⑤⑥⑦No.27参照
11	共通	照会・編集	被保険者の各種メモ情報（備考・特記事項等）の管理・照会ができること	必須		①被保険者のメモ管理について、既存のシステムから移行の際、入力済みの内容を引き継ぐことを仕様に記載してほしい ②項番11と30の機能は同一機能が異なる機能か。整理統合が必要ではないか。 ③文字数制限を設けないこととされたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。		3	0	3		指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①調達時に記載すべき内容のため、対応しない ②被保険者情報へ移管する。なお、作成機能を追加することで、No.30は削除する ③要件定義以降で検討すべき内容のため、対応しない
12	共通	照会・編集	2号資格照会ができること ※現状利用している団体が存在するため残置するが、将来的な年金機構とのネットワークによる自動連係などの実装を見据え、標準仕様書2.0版以降で再度要件要否について検討する	オプション		①市区町村で行う業務ではありません。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会して確認します。 「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されていますが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。 ②市区町村で行う業務ではありません。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会して確認します。 「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されていますが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。 ③「※現状実装している団体が存在するため残置する」とありますが、そもそも自治体における業務の範囲外であり、また、限られた自治体でのみ実装となれば、標準仕様書に記載のとおり、多くの自治体において必要だと認められない機能として、実装不可でよろしいかと思います。 ④照会のみか。2号資格情報をどのように収集しいずれ項目の機能で登録するのか示されたい。 ⑤市町村では保持していない情報は、どうやって取得するのか(No.8と同様)	⑥市区町村で行う業務ではないと考えます。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会する運用が一般的ではないでしょうか。「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されているが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。	5	1	6	討議	討議事項	【討議事項】 ①②③⑥いただいた意見より実装不可でよいか★討議事項：論点② ④⑤実装不可とする想定のため、対応なし	
13	共通	照会・編集	国内協力者情報を照会、編集できること	必須		①No.11は「管理・照会」、本項は「照会・編集」となっており、素案p19によると管理とは設定・保持・修正とされている。用語を整理されたい。 ④国内協力者情報（氏名、住所、続柄）の登録・修正・削除・照会ができること。		2	0	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①使い分けは別途定義し、最終化にあたり修正する ④記載を含めて修正	
				必須		②編集と修正の違いを明確に。本項は設定・保持ができないということか。用語を整理されたい。 ③具体的な項目（氏名、住所など）は事務処理基準に規定された項目のとおりか。本仕様で明示しないのか。		2	0	2	質問	質問回答	【質問回答】 ②当該情報は設定・保持をした上で照会・編集ができることとする ③認識の通り	
14	共通	照会・編集	追納・還付・充当の記録を照会、編集できること	オプション		①市区町村で行う業務ではありません。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会して確認します。 「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されていますが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。 ②市区町村で行う業務ではありません。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会して確認します。 「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されていますが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。 ③「※現状実装している団体が存在するため残置する」とありますが、そもそも自治体における業務の範囲外であり、また、限られた自治体でのみ実装となれば、標準仕様書に記載のとおり、多くの自治体において必要だと認められない機能として、実装不可でよろしいかと思います。 ④通常市町村が保有していない情報だがどのように収集するのか示されたい。 ⑤設定、保持はできないのか。用語整理されたい。 ⑥項番27と同一機能のように見える。違いは何か。別機能だとしても事務レベルが異なる理由が不明のため示されたい。 ⑦市町村では保持していない情報は、どうやって取得するのか(No.8と同様)	⑧今後、追納・還付・充当の記録を登録する場合、情報元は何になるでしょうか。 ⑨市区町村で行う業務ではないと考えます。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会する運用が一般的ではないでしょうか。「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されているが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。	7	2	9		指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②③④⑤⑥⑦⑧No.27の納付記録に含まれるため、本機能の記載は削除

No. #	ツリー構成			ご意見			意見数			取扱方針			
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2	自治体	事業者	意見元別集計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント				
			標準仕様文案	要件種別	備考								
15	共通	照会・編集	老齢基礎年金の基準額を管理・変更できること	オプション		①市区町村で行う業務ではありません。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会して確認します。 「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されていますが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。 ②市区町村で行う業務ではありません。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会して確認します。 「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されていますが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。 ③「※現状実装している団体が存在するため残置する」とありますが、そもそも自治体における業務の範囲外であり、また、限られた自治体でのみ実装となれば、標準仕様書に記載のとおり、多くの自治体において必要だと認められない機能として、実装不可でよろしいかと思います。 ④「管理」に含まれる「修正」と、「変更」と「編集」の違いを明確にされたい。用語整理されたい。 ⑤「老齢基礎年金の基準額」とは何を示すのか。業務上どのような場面で使用する想定か、いずれの項目の機能で使用するのか示されたい。 ⑥市町村では保持していない情報は、どうやって取得するのか(№8と同様)	⑦老齢基礎年金の基準額とは、老齢基礎年金の受給に関する限度額を指すのか。 その場合、自治体にて限度額を確認するような運用は現在ありえないと思われ、基準額を管理して要件のどの処理・機能で使用するのか不明。 いずれかの処理で利用することを想定されているのならば、使用する処理・機能を明記いただきたい。 また、№43の要件は実装不可となっている。控除額等は管理せずに、基準額だけ管理しても使用できないのではないかと。 ⑧市区町村で行う業務ではないと考えます。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会する運用が一般的ではないでしょうか。「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されているが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。	6	2	8	討議	討議事項	【討議事項】 ①②③⑥⑦⑧いただいた意見より実装不可でよいか★ 討議事項：論点③ ④他機能も含め用語は最終化にあたり変更 ⑤実装不可とする想定のため、対応なし
16	共通	照会・編集	旧法・新法による受給金額のシミュレーション試算ができること	オプション		①市区町村で行う業務ではありません。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会して確認します。 「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されていますが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。 ②市区町村で行う業務ではありません。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会して確認します。 「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されていますが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。 ③「※現状実装している団体が存在するため残置する」とありますが、そもそも自治体における業務の範囲外であり、また、限られた自治体でのみ実装となれば、標準仕様書に記載のとおり、多くの自治体において必要だと認められない機能として、実装不可でよろしいかと思います。 ④市町村では保持していない情報は、どうやって取得するのか(№8と同様)	⑤旧法は昭和61年4月より前に受給権が発生する人のみが該当するため、対象者もほとんどいないため記載を削除いただきたい。 また、新法の中でも資格記録や納付記録等を管理する国民年金しか試算ができない上に、自治体の国民年金システムにて国民年金の全ての被保険者記録を正確に把握していない限り、正しい試算額は算出できないため、要件として不要ではないかと。 要件として残す場合でも、「国民年金の受給金額のシミュレーション試算ができること」としていただきたい。 ⑥市区町村で行う業務ではないと考えます。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会する運用が一般的ではないでしょうか。「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されているが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。	4	2	6	討議	討議事項	【討議事項】 ①②③④⑥いただいた意見より実装不可でよいか★ 討議事項：論点③ ⑤記載を参考に文言を修正
17	共通	照会・編集	指定した対象者の認定請求履歴および、年金生活者支援給付金の試算額を表示できること	オプション		①市区町村で行う業務ではありません。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会して確認します。 「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されていますが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。 ②市区町村で行う業務ではありません。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会して確認します。 「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されていますが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。 ③「※現状実装している団体が存在するため残置する」とありますが、そもそも自治体における業務の範囲外であり、また、限られた自治体でのみ実装となれば、標準仕様書に記載のとおり、多くの自治体において必要だと認められない機能として、実装不可でよろしいかと思います。 ④市町村では保持していない情報は、どうやって取得するのか(№8と同様)	⑤市区町村で行う業務ではないと考えます。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会する運用が一般的ではないでしょうか。「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されているが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。	4	1	5	討議	討議事項	【討議事項】 ①②③④⑤いただいた意見より実装不可でよいか★ 討議事項：論点③
18	共通	照会・編集	受給金額計算用の単価情報保守等を行えること	オプション		①市区町村で行う業務ではありません。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会して確認します。 「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されていますが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。 ②市区町村で行う業務ではありません。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会して確認します。 「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されていますが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。 ③「※現状実装している団体が存在するため残置する」とありますが、そもそも自治体における業務の範囲外であり、また、限られた自治体でのみ実装となれば、標準仕様書に記載のとおり、多くの自治体において必要だと認められない機能として、実装不可でよろしいかと思います。 ④「受給金額」の定義が不明瞭のため示されたい。いずれの制度の受給金額なのか。 ⑤「保守」の定義が不明瞭のため示されたい。具体的に何ができる機能を指すのか。 ⑥市町村では保持していない情報は、どうやって取得するのか(№8と同様)	⑦№16と同様。 要件要否については、合わせて検討いただきたい。 ⑧市区町村で行う業務ではないと考えます。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会する運用が一般的ではないでしょうか。「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されているが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。	6	2	8	討議	討議事項	【討議事項】 ①②③⑥⑦⑧いただいた意見より実装不可でよいか★ 討議事項：論点③ ④⑤実装不可へ変更する想定のため、対応なし
19	共通	チェック	入力した年金情報が、既に登録されている基礎年金番号だった場合のエラーチェックができること	オプション		①基礎年金番号の誤登録防止のために、必須項目にするのが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。 ②【意見】 「必須」であると思われる。 【理由】 エラーチェックができないと、同一の基礎年金番号を重複登録してしまう可能性が考えられる。 ※各所得情報提供の際に、誤った情報が紐づけられる可能性がある		2	0	2	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②必須へ変更
20	共通	チェック	入力した年金証書番号が、既に登録されている年金証書番号だった場合のエラーチェックができること	オプション		①年金証書番号のチェックについて記載されていますが、年金証書番号が管理項目として記載されていません。 ②市町村では保持していない情報は、どうやって取得するのか(№8と同様)	③年金証書番号のチェックについて記載されていますが、年金証書番号が管理項目として記載されていません。	2	1	3	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②③№.2に管理項目として追加

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
21	共通	チェック	入力した資格喪失内容が年齢要件及び他の資格情報の期間と妥当かどうかの資格関連チェックができること	オプション			①「入力した資格喪失内容が～」と記載があるが、資格喪失の異動のチェックに特化した記載に見えるため、「入力した記録内容が～」に変更して、汎用的なチェックを可能としていただきたい。	0	1	1	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①記載を参考に修正
22	共通	チェック	過年度の免除申請時に申請日から判断して、いつまでの申請が可能か、免除申請期限のチェックができること	オプション				0	0	0			
23	共通	被保険者情報管理	被保険者について、各事務にて定義された管理項目、および事務レベル2「連携」にて定義された他システムからの連携項目を照会できること	必須		①生年月日と基準となる日付（システム日付や処理日等）から計算した年齢を表示できること、とされたい（年金制度は年齢による区分が多く、実務上年齢を確認する場面が多いため）。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。（介護保険システム標準仕様書第1.0版機能ID1.4.9.参照）	②本要件は各事務にて定義された要件および事務レベル2「連携」にて定義された要件と重複する記載であり、記載不要な要件と考えます。	1	1	2	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①要件定義以降に各自治体にて検討してよい範囲とする ②残置する
24	共通	被保険者情報管理	住民記録システムから連携された外国人氏名に対し、フリガナを管理できること	オプション	・外国人の氏名フリガナについては住民記録システム上で必須管理項目ではないため	①実装したうえで権限設定により利用可否を切替できるようにされたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。	③外国人のフリガナ管理については、年金機構への報告を電子媒体で作成する場合の必要条件であるためと思われますが、そうである場合、住民記録システムにて必須項目ではないのであれば、電子媒体の作成条件をそれに沿った仕様に変更するのが良いと考えます。	1	1	2	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①要件定義以降に各自治体にて検討する範囲とする ③電子媒体は仕様書に基づき作成する
						②実装した場合、国民年金システムにおいてフリガナ欄を修正した後に、当該者の住記異動があり住記システムからフリガナが連携された場合、フリガナ欄は連携されたデータで上書きされるのか、国民年金システムにおいて修正したデータが維持されるのか示されたい。		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ②住記からの連携が優先されるため、データは上書きされる想定だが、修正データの上書き有無は要件定義以降に検討できる範囲とする
25	共通	被保険者情報管理	個人住民税システムから連携された扶養情報に基づき、16歳以上19歳未満の扶養親族数を算出し、確認できること	オプション	・16歳以上19歳未満の扶養親族数は個人住民税システムで管理していないため	①16歳以上19歳未満の扶養親族数を確認できる機能がオプションとしてありますが、住民税では管理していない人数なので、国民年金システムで別途管理してもよい、ということでしょうか。 また、上記オプションを実装しなかった場合、16歳以上19歳未満の扶養親族が考慮されない扶養人数が免除・納付猶予申請書や学生納付特例申請書、所得情報提供データに出力されることになると思われますが、問題があるのでしょうか。 「16歳以上19歳未満の扶養親族数は個人住民税システムで管理していない」状態で、個人住民税システムから連携された情報を元になどように算定するのか。「算出し、確認」とされており設定・保持・修正はできないため手動算出はできない。算出に使用する算定式を示されたい。		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ①ご認識のとおり。システムから出力せずに関連部署へ確認している等、システムを利用しないケースも多くあるため、オプションとしている。算出方法については、導入の段階において設計時に確認する範囲とする
26	共通	被保険者情報管理	住民記録システム情報に登録されていない被保険者の氏名・住所等を管理できること	実装不可		①住民登録外データ（住民票は該当自治体にないが、住民登録外課税や遠隔地被保険者等で、自治体処理に必要なため作成しているデータ）を想定されているのでしょうか。そうであるとすれば実装不可となっていますが、参照も不可という意味でしょうか。また、当区では在外任意加入者は住民登録外データとしてシステム上は処理していますが、現住ではないが住民記録があったものとしてこの実装不可の範疇には入らないものと解して良いでしょうか。 ②「住民記録システム情報に登録されていない被保険者の氏名住所等を管理すること」は実装不可となっているが、住民登録外で課税されている者や、転出に伴い住民登録を消除された者の管理ができないことになり、年金機構から所得情報等の提供を求められた際や、国外転出後の任意加入の受付ができないことになってしまうのではないかと。 ③要件種別を必須又はオプションに変更する必要はありませんか。項番1参照	④本要件は住登外登録の事を指しているでしょうか。 死亡未支給や協力者の登録において、住登外登録をするケースがありますので、どこまでの範囲を実装不可としているのかご教示いただけないでしょうか。	3	1	4	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②③④必須として用意
27	共通	被保険者情報管理	被保険者の納付記録情報を管理・入力・修正・削除ができること ※現状利用している団体が存在するため残置するが、将来的な年金機構とのネットワークによる自動連係などの実装を見据え、標準仕様書2.0版以降で再度要件要否について検討する	オプション		①市区町村で行う業務ではありません。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会して確認します。 「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されていますが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。 ②市区町村で行う業務ではありません。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会して確認します。 「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されていますが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。 ③入力＝設定、修正＝修正、削除＜修正、つまり「管理」と「入力・修正・削除」は重複しているのではないかと。用語整理されたい。 ④項番14と同一機能のように見える。違いは何か。別機能だとしても事務レベルが異なる理由が不明のため示されたい。	⑤市区町村で行う業務ではないと考えます。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会する運用が一般的ではないでしょうか。「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されているが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。	4	1	5	討議	討議事項	【討議事項】 ①②⑤いただいた意見より実装不可でよいか★討議事項：論点③ ③文言を整理の上、最終化の際に修正 ④実装不可ではない場合、納付記録とそれに基づくNo.14として分割。なお、No.14は被保険者情報へ移管する

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
28	共通	被保険者情報管理	2号喪失期間中（厚生年金等）の、資格・期間の管理できること ※現状利用している団体が存在するため残置するが、将来的な年金機構とのネットワークによる自動連係などの実装を見据え、標準仕様書2.0版以降で再度要件要否について検討する	オプション		①市区町村で行う業務ではありません。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会して確認します。 「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されていますが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。 ②市区町村で行う業務ではありません。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会して確認します。 「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されていますが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。 ③「※現状実装している団体が存在するため残置する」とありますが、そもそも自治体における業務の範囲外であり、また、限られた自治体でのみ実装となれば、標準仕様書に記載のとおり、多くの自治体において必要だと認められない機能として、実装不可でよろしいかと思います。 ④「2号喪失期間」の定義が不明瞭のため示されたい。2号資格期間のことか。 ⑤素案3（2）①の方針と整合しない。2号資格は法定受託でも「協力連携事務のうち市区町村にて行われる相談業務及び日本年金機構に対する情報提供業務」でもない。検討経緯を示されたい。	⑥「2号喪失期間中（厚生年金等）」と記載があるが、2号喪失期間は1号か3号の国民年金加入期間であり、厚生年金の期間ではない。表現がふさわしくないため、修正していただきたい。（No.12の2号資格と同じならば表現は統一してほしい。） ⑦市区町村で行う業務ではないと考えます。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会する運用が一般的ではないでしょうか。「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されているが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。	5	2	7	討議	討議事項	【討議事項】 ①②③⑤⑦自治体の管理対象外の情報として実装不可としてよいか★討議事項：論点② ④⑥認識相違なし。文言を修正する
29	共通	被保険者情報管理	住民からの相談内容について、登録（記録）・修正・削除・管理・照会ができること	オプション		①相談内容を職員間で共有するために、必須項目とするのが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。 ②市町村が窓口等でタブレットなどを使用し作成したメモ等のデータを相談記録やメモ欄へ取り込むことを可能にできませんでしょうか。 ③住民の定義が不明瞭のため示されたい。1号被保険者に限らず住民登録のある者の意か。事務レベル2では「被保険者情報管理」となっているが、給付に係る相談を受けることもあり被保険者に限定すると業務と整合しない。 ④「登録（記録）・修正・削除・管理・照会」のうち前3項目は管理に含むのではないか。用語整理されたい。 ⑤文字数制限を設けないこと、入力履歴管理ができること、入力日時、ユーザを初期表示、記録できること、とされたい。また対応しない場合その理由を示されたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。		5	0	5	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①オプションのまま残置 ②⑤要件定義以降に自治体にて検討する範囲とする ③被保険者情報だけでなく、受給者も含めるよう記載を修正 ④用語は整理の上、最終化の際に修正
						⑥項番29と30の違いが不明瞭のためそれぞれの用途を整理し示されたい。		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ⑥No.29は相談の記録に係る機能、No.30は相談に限らずメモ全般を対象とする機能
30	共通	被保険者情報管理	メモ欄への入力を行えること	必須		①市町村が窓口等でタブレットなどを使用し作成したメモ等のデータを相談記録やメモ欄へ取り込むことを可能にできませんでしょうか。 ②「入力」と設定・登録は異なる定義か。「管理、照会、検索」とされたい。用語整理されたい。 ③文字数制限を設けないこと、入力履歴管理ができること、入力日時、ユーザを初期表示、記録できること、とされたい。また対応しない場合その理由を示されたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。	⑤No.11のメモ情報と要件が重複していると思われる。 No.30の記載を削除いただきたい。	3	1	4	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①③要件定義以降に自治体にて検討する範囲とする ②用語は整理の上、最終化の際に修正 ⑤ご指摘のとおりであるため、No.11の管理機能をNo.30へ移管する
						④項番29と30の違いが不明瞭のためそれぞれの用途を整理し示されたい。		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ④No.29は相談の記録に係る機能、No.30は相談に限らずメモ全般を対象とする機能
31	共通	被保険者情報管理	相談等に係るメモで使用するキーワード・サブキーワードの登録・修正・削除を行えること ※システムに予め設定したキーワード、およびそのキーワードに紐づくサブキーワードを活用して、相談に係るメモを分類、管理することを想定	オプション		①「登録・修正・削除」→「管理」と違うのか。用語整理されたい。	③「相談等に係るメモ」と記載があり、No.11のメモ情報に関する要件なのか、No.29の相談管理に関する要件なのか不明。精査いただきたい。	1	1	2	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①用語は整理の上、最終化の際に修正 ③No.11、およびNo.30に関連する機能として記載を修正
						②本項は項番29、30いずれに関する機能が示されたい。		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ②No.30のメモに係る機能
32	共通	被保険者情報管理	宛名番号に誤りが判明した場合に、宛名番号に紐づく基礎年金番号ならびに被保険者情報を正しい宛名番号に移管できること	必須		①「宛名番号に誤りが判明した場合」とはどのような場合か。この機能の意味するところは国民年金システム側が保持する宛名番号について、住記システムから連携する時点で住記システム側に誤りがあった、又は別人の番号を保持していた場合に国民年金システム側が保持する宛名番号を本人の正しい番号に訂正する機能ということか。DBの構成しだいが、国民年金システムの仕様書の表現としては、宛名番号を基準に被保険者情報を移管するのではなく、基礎年金番号を基準に宛名番号を修正するのではないか。検討経緯を示されたい。		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ①別の宛名番号に誤って被保険者情報を紐づけてしまうケースを想定している。なお、現状は宛名番号を主キーと想定しており、また基礎年金番号はユニークであるため、問題ないと思う

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
33	共通	被保険者情報管理	基礎年金番号重複取消の異動を行うことができること	必須		①「重複取消の異動」の定義が不明瞭のため示されたい。項番34とどう違うのか。 ②項番19により入力時点で重複を排除すれば重複解消のための機能は不要なのではないか。システムとしては入口で抑える方が正しい。項番19をオプションとしながら項番33は必須としている理由は何か。運用上、重複入力のケースがありうるということか。		2	0	2	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②以前の異動報告にあった「国民年金手帳基礎年金番号重複取消報告書」も包含していたため、本機能はNo.34で代替できるとし、実装不可とする（記載自体を削除）
34	共通	被保険者情報管理	基礎年金番号訂正の異動を行うことができること	必須				0	0	0			
35	共通	被保険者情報管理	基礎年金番号訂正を行う前の番号が自動的にメモ情報に作成できること	オプション				0	0	0			
36	共通	被保険者情報管理	基礎年金番号の誤登録が判明した場合に、当該基礎年金番号に関わるすべての情報を削除できること ※操作ログや履歴などは削除しない	必須		①誤登録の履歴を残すということはデータが無効状態になっていると考えればよいでしょうか。それともデータの物理削除と考えるのでしょうか。 「基礎年金番号の誤登録」であれば項番34で対応できるのではないか。なぜ基礎年金番号が誤っているだけですべての情報を削除するのか。「被保険者情報の誤登録」の意味か。「被保険者情報の誤登録」だとしても情報をすべて削除するケースを想定できない。どのようなケースを想定しているのか。なぜ必須なのか。費用の無駄である。検討経緯を示されたい。		1	0	1	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①オプションへ変更
37	共通	被保険者情報管理	権限の設定により、所属または職員単位で個人番号の表示を制限できること	オプション		①本項における個人番号は本システム内に保持するものか、それとも住記システムのデータを参照するものか示されたい。 ②権限設定の変更の操作はユーザができるか示されたい。		2	0	2	質問	質問回答	【質問回答】 ①国年システムでは保持しない ②管理者権限等を有するユーザが操作できる想定
38	共通	被保険者情報管理	個人番号参照権限がある場合、個人番号の表示・非表示を切り替えることができること	オプション		①参照権限がある場合は、個人番号は常時表示されている状態になりますか。参照できる状態が望ましいと考えます。 「切り替えることができる」のは誰か。「ユーザ本人が切り替えることができる」か。		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ①画面要件は要件定義以降に各自治体にて検討する範囲のため、対応なし。なお、管理者権限等を有するユーザが操作できる想定。
39	共通	被保険者情報管理	個人番号変更ができること	実装不可		①急ぎで個人番号を反映させて機構側に報告したい場合等、手入力で年金システムに登録することがあります。標準化後は、年金システム内で個人番号の手入力や修正ができるような仕様を要望します。		1	0	1	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘】 ①国年システム上でのデータは住記に参照しているのみであるため、変更は不可
40	共通	被保険者情報管理	転入により区に所得情報がない被保険者の所得情報を登録、照会、更新ができること	実装不可			①当該要件は「国民年金システムで所得情報を管理すること」を実装不可とする要件だと想定している。 その場合、「転入により区に所得情報がない」の記載で転入に限定する必要はないと思われる。（また、「区」と限定する必要もない。） 「所得情報を登録、更新ができること」に修正いただきたい。	0	1	1	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①ご指摘の記載を踏まえて修正
41	共通	被保険者情報管理	参考情報として判定する事務区分毎の所得限度額の管理ができること ※年金機構へ連携する所得について、年金生活者支援給付金の限度内であるかを自治体内で判定することを目的に、各給付金の所得限度額と扶養親族数による加算額、老人扶養数による加算額、特定扶養数による加算額の単価を管理	オプション	オプション	①市区町村で行う業務ではありません。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会して確認します。 「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されていますが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。 ②市区町村で行う業務ではありません。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会して確認します。 「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されていますが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。 ③「※現状実装している団体が存在するため残置する」とありますが、そもそも自治体における業務の範囲外であり、また、限られた自治体でのみ実装となれば、標準仕様書に記載のとおり、多くの自治体において必要だと認められない機能として、実装不可でよろしいかと思います。 ④年金生活者支援給付金の認定請求をする人はほとんど被保険者ではない。また単価は被保険者情報ではない。事務レベルが不適切。整理されたい。 ⑤本項が年金生活者支援給付金にかかる機能であるか不明瞭のため、年金生活者支援給付金にかかる機能であることを明記されたい。 ⑦「各給付金の所得限度額と扶養親族数による加算額、老人扶養数による加算額、特定扶養数による加算額の単価」を修正できるだけでは制度変更に対応できず計算式自体を書き換える必要がある。計算式の書き換えはベンダーが自力で対応するのか、標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定するのか。	⑧市区町村で行う業務ではないと考えます。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会する運用が一般的ではないでしょうか。「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されているが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。	6	1	7	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②③⑧所得情報提供において、一部自治体で判定を行っているケースがあるため、残置する ④指摘を踏まえ、受給者も含めるよう事務レベル名を変更する ⑤指摘の通り修正 ⑦要件定義以降に各自治体にて検討する範囲とする
						⑥「年金機構へ連携する所得」とはいわゆる国保中央会ルートによる所得提供のことか示されたい。		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ⑥ご認識の通り

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
42	共通	被保険者情報管理	参考情報として判定する年金種別毎の所得限度額の管理ができること	実装不可			①素案v1時の削除理由に「利用僅少の福祉年金に係る機能であったため、削除」とございました。現在の文案では福祉年金に係るものと読み取れないため、福祉年金に係るものであることがわかるように追記頂けないでしょうか。 ②どの機能に関する要件なのか明記されていないため、この記載だけでは認識の齟齬が発生する可能性がある。 実装不可の要件の内容として「受給年金の所得情報の参考情報として、判定する年金種別毎の所得限度額の管理ができること」など、どの処理・機能で使用するものなのか明記いただきたい。 ③どの機能に関する要件なのか明記されていないため、この記載だけでは認識の齟齬が発生する可能性がある。 実装不可の要件の内容として「受給年金の所得情報の参考情報として、判定する年金種別毎の所得限度額の管理ができること」など、どの処理・機能で使用するものなのか明記いただきたい。	0	3	3	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②③ご指摘を踏まえ、記載を修正する
43	共通	被保険者情報管理	参考情報として判定する障害・扶養関係の控除額の管理ができること	実装不可			①素案v1時の削除理由に「利用僅少の福祉年金に係る機能であったため、削除」とございました。現在の文案では福祉年金に係るものと読み取れないため、福祉年金に係るものであることがわかるように追記頂けないでしょうか。 ②どの機能に関する要件なのか明記されていないため、この記載だけでは認識の齟齬が発生する可能性がある。 実装不可の要件の内容として「受給年金の所得情報の参考情報として、判定する障害・扶養関係の控除額の管理ができること」など、どの処理・機能で使用するものなのか明記いただきたい。 ③どの機能に関する要件なのか明記されていないため、この記載だけでは認識の齟齬が発生する可能性がある。 実装不可の要件の内容として「受給年金の所得情報の参考情報として、判定する障害・扶養関係の控除額の管理ができること」など、どの処理・機能で使用するものなのか明記いただきたい。	0	3	3	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②③ご指摘を踏まえ、記載を修正する
44	共通	被保険者情報管理	住民情報を照会した際、対象者がDV支援措置対象者、もしくはその世帯構成員であった場合、アラートが表示されること	必須		①DV支援措置対象者には、厳密には3種類①～③の要配慮者がおり、住民記録システムが管理するDV支援措置対象は下記①のみ。 1．本市に住民登録がある ①「住基要配慮者」は、住民登録住所＝居所。住基住所に住んでいる者 ②「福祉要配慮者」は、住民登録住所には住んでおらず、別に居所がある者 2．本市に住民登録がないが、本市に居所がある。（「住登外者」という） ③住民票は市外で、居所が本市 国民年金として管理（把握）が必要なDV支援措置対象者は、本市に住民登録がある①と②である。 したがって、本市では、「住民記録システムとの連携」だけではなく、「福祉情報システムとの連携」も行い、①と②の対象が把握できるようにしている。 標準システムにおいても、本来、国民年金としては ①「住基要配慮者」と②「福祉要配慮者」のDV把握が必要であって、DV支援＝①住基連携「必須」という認識では、不十分。 追加で、②福祉要配慮者の連携も可能であれば、少なくとも「オプション」で管理することが年金のDV管理としては望ましい。 （福祉要配慮者部分は、各市のDV管理、DV連携の方法によって追加管理とする必要あり）		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①「福祉情報システム」と連携については、デジタル庁の整理対象として今後検討いただく範囲とし、次年度以降の申し送り事項とする
				必須		②「住民情報を照会した際」の定義が不明瞭のため示されたい。あらゆる機能において照会に限らず設定、修正、削除などあらゆる処理実行時にアラートが必要。いずれの機能でアラート表示するのかについて標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。 ③対象者であることを示す情報を国民年金システムにおいて保持するのか、それとも都度、住記システム情報を参照するのか。特に機密レベルの高い情報であるため参照にとどめることとされたい。また対応しない場合その理由を示されたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。		2	0	2	質問	機能・帳票要件一覧を修正	【質問回答】 ②表示タイミング等は各自治体が要定義以降に検討する範囲。ただし、照会に閉じた記載は修正する ③国年システムでは保持しない。住記への参照方式とする
45	共通	EUC	プログラムの操作を行うことなく、抽出条件は各事務にて対象とする一覧に関する管理項目を対象とし、任意のデータ抽出が主管課職員でも容易にできること	必須		①「主管課職員」の定義が不明瞭のため示されたい。「主管課職員」以外の者でも抽出できる必要がある。「主管課職員」に限定すべき理由を示されたい。 ②「容易」の定義が不明瞭のため示されたい。		2	0	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②該当文言を削除

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
46	共通	EUC	抽出する際は一般的な演算子（and/or、＝、≠、＞、＜、≧、≦、部分一致、前方一致、後方一致等）に対応していること	必須		①抽出条件について、条件を入れ子にできること、複数項目、複数キーワードで検索できることとされたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。		1	0	1	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①EUC対応に向けた抽出に係る項目であり、詳細は要件定義以降に検討する範囲とする
47	共通	EUC	表示（出力）項目は各事務にて対象となる一覧に関する管理項目、および住民記録情報等の関連する項目を対象とし、任意に指定できること	必須		①個人番号は出力できないよう制限することとされたい。または権限設定可能とするかオプションとされたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。 ③「住民記録情報等」にDV支援措置情報を含むか。含まない場合、含むこととされたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。 ④「住民記録情報等」に住民税システム情報、生活保護システム情報を含むか。含まない場合、含むこととされたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。 ⑤権限設定により任意に指定できる項目を制限できること、とされたい（誤って使用していない項目などを出力することを防止）。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。 ⑥管理項目に加えて、項番55のようにコード管理のための各種マスとも出力対象とされたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。 ⑦被保険者・受給者本人だけでなく本人と同一世帯の世帯員の住記・住民税情報も抽出できることとされたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。		6	0	6	質問	質問回答	【質問回答】 ①⑤⑥⑦出力対象やその指定に係る権限等は要件定義以降に検討する範囲とする ③No.64のとおり、支援措置対象者も連携項目に含まれている ④ご認識のとおり、No.63,64,67,70に記載のシステム連携項目は含まれる
				必須		②「項目を対象とし」の部分について、すべての項目の中から指定できることを明確にする表現に変更されたい。		1	0	1	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ②指摘踏まえて記載を修正
48	共通	EUC	コード項目は、日本語名称の他にコード値も表示できること	必須				0	0	0			
49	共通	EUC	外字は正しく表示できること	必須		①「正しく」の定義が不明瞭のため示されたい（どういう状態を正しいとするのか）。「表示」とは画面上の表示か、項番50の表計算ソフトなどで開いた際の表示か。項番50と整合しているか。		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ①文字情報基盤に準じている状態。なお、画面等表示されるケースすべてを対象としている
50	共通	EUC	任意に抽出したデータは表計算ソフトなどでも扱えるテキスト形式で保存できること	必須		①文字コードをM P J 明朝のほか、 A N S I やU T F でも保存できるようにしてください。 CSVに限定されたい。せめて固定長が区切り文字かを明文化されたい。また文字コードを一般的なPCで扱えるものに限定されたい。標準化の理念に基づき特定企業の表計算ソフトにロックインされないよう対応が必要、また汎用機のデータがPCで扱いづらいこともロックイン要因であった。また対応しない場合その理由を示されたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。		1	0	1	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①要件定義以降に自治体内で検討できる範囲とする
51	共通	EUC	定期的に使用する該当一覧などの抽出条件表示項目、表示順を保存しておくことができること	必須		①そもそも表示順を設定できるという要件が記載されていないため記載されたい（昇順・降順、複数項目を優先順位をつけて設定可能など）。 ②「抽出条件表示項目」の定義が不明瞭のため示されたい。項番46の検索条件及び項番47で指定する表示（出力）項目のことか。抽出条件及び表示項目」の間違いか。 ③保存だけではなく再度利用できること、とされたい。また対応しない場合その理由を示されたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。 ④保存したパターンを他のユーザと共有できることとされたい（保存したパターンを外部ファイルにエクスポートし他のユーザがインポートして使えることでもよい）。局職員が作成・保存したパターンを区職員が使用するケースを想定。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。		4	0	4	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①表示順、表示項目等の詳細は要件定義以降に自治体で検討できる範囲とする ②文言修正 ③④指摘を踏まえ、記載を修正
52	共通	EUC	資格種別・免除情報・現況等の状況を一般分・学生分に分けて集計し、一覧で確認できること	オプション		①記載内容が曖昧でどのような条件で集計、データ抽出を行うのか判断できません。 ②学生分とそれ以外を区分する必要性がわからない。なぜオプションとして残したのか。現行業務手順において必要がない。検討経緯を示されたい。 ③「現況」の定義が不明瞭のため示されたい。 ④区分するにはフラグを入力する必要があるが、どうやって学生か否かの情報を取得するのか。オプションに残すとパッケージに実装されてしまい本市が使用しないとしてもDBに不要項目が残ってしまう。必要性のない機能は実装不可とすべき。自治体によって必要ならメモ欄に入力するなどで代替可能。素案3（2）①の方針と整合しない。 ⑤「学生分」とは何か	⑥記載内容が曖昧でどのような条件で集計、データ抽出を行うのか判断できません。 ⑦資格種別・免除情報・現況等の状況を一般分・学生分に分けるようになってるが、学生かどうかは学生納付特例申請が行われるかどうかで、自治体は把握していると考えられる。その場合、免除情報以外は一般分・学生分に分けて出力するのは難しく、「集計」はどのような集計か不明なため、「免除申請情報を一般分・学生分に分けて、一覧で確認できること」と記載を変更いただきたい。 ⑧抽出する状況についても「等」の記載により要件に齟齬が発生する可能性があるため、「等」の表記は無くし、抽出する項目を再検討いただきたい。（現況はどの情報を出力すればよいか不明。）	5	3	8	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②③④⑤⑥記載を修正 ⑦ご指摘の記載を踏まえて修正 ⑧EUC対応で出力するのは内部帳票であるため、詳細は定義しない
53	共通	EUC	被保険者・受給者に係る情報を一覧で確認できること	オプション				0	0	0			

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
54	共通	EUC	未納者勧奨に係る情報を一覧で確認できること	オプション	・年金事務所から提供される未納者情報を取り込み、何らかの免除に該当する者を市で特定して免除勧奨を実施する際に利用する	①市区町村で行う業務ではありません。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会して確認します。 「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されていますが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。 ②市区町村で行う業務ではありません。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会して確認します。 「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されていますが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。 ③「※現状実装している団体が存在するため残置する」とありますが、そもそも自治体における業務の範囲外であり、また、限られた自治体でのみ実装となれば、標準仕様書に記載のとおり、多くの自治体において必要だと認められない機能として、実装不可でよろしいかと思います。 ④「何らかの免除に該当する者を市で特定」とは、具体的にいずれの情報をういてどのようなロジックで特定するのか示されたい。ロジック部分の作り込みはベンダーが自力で対応するのか、標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定するのか。	⑤市区町村で行う業務ではないと考えます。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会する運用が一般的ではないでしょうか。「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されているが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。	4	1	5	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②③⑤年金事務所から送付される情報に基づきEUC機能によって出力する帳票であるため、残置する ④ロジックは各自治体内で定義する範囲とする（管轄の年金事務所からの協力依頼があるため、年金事務所と検討する中で定義する範囲とする）
55	共通	EUC	登録されているメモキーワードを一覧で確認できること	オプション		①「メモキーワード」の定義が不明瞭のため示されたい。項番31のキーワード・サブキーワードのどこか。用語整理されたい。 ②「メモキーワード」に限らず、他のコード管理のための各種マスとも出力対象とされたい。		2	0	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①相違なし。No.31に紐づけるよう記載を修正 ②出力対象の整理は各自治体内で検討できる範囲とする
56	共通	EUC	キーワードで抽出を行い、メモの内容を一覧で確認できること	オプション		①「キーワード」の定義が不明瞭のため示されたい。項番31のキーワード・サブキーワードのどこか。用語整理されたい。 ②メモ本文全文の部分一致による検索はできないか。		2	0	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①相違なし。No.31に紐づけるよう記載を修正 ②No.2でメモを検索できる機能はあるため、No.2の詳細を要件定義以降に定義する必要あり
57	共通	EUC	権限の設定により、所属または職員単位でEUC操作を制限できること	必須		①「権限の設定」の変更はユーザが実行できること、変更できるユーザを制限できること、とされたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①管理者権限によって制限できる旨を追記する
58	共通	帳票作成	帳票出力の際、出力される帳票をプレビューにて確認できること	必須		①「出力」の定義が不明瞭のため示されたい。印刷かイメージ保存か。 ②印刷の際にプリンタドライバが提供する印刷設定（片面・両面印刷、用紙サイズなど）が設定できること、とされたい。また対応しない場合その理由を示されたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。		2	0	2	質問	質問回答	【質問回答】 ①②印刷、イメージ保存は問わない。出力形式や出力時の設定等は自治体内で検討できる範囲とする
59	共通	帳票作成	帳票出力の際、プレビューせずに直接出力ができること	オプション				0	0	0			
60	共通	帳票作成	外部帳票の印刷時、印字領域に印字しきれない文字や、未登録外字が存在した場合、印字文字超過一覧や外字未登録一覧を出力できること	必須		①一覧ではなく、出力に併せて補記通知を出力してください。 ②印字文字超過の有無は印字項目のデータ型、フォント、プリンタなど多くの環境要素に左右され特定は技術的に困難と推測されるが実現可能なのか。また開発費が高額になると推測されるため、J-LIS補助金では賄いきれず市費負担となった場合、市民に説明できないことから、必須とすることは受け入れられない。不要ではないが過剰な機能と言わざるを得ない。レベルとしては項番59と同程度と考えられオプションの扱いとされたい。 ③印字文字超過一覧、外字未登録一覧は項番62でオプション扱いとなっており、必須とする項番60と整合しない。	④No.62では当該要件の一覧はオプション機能となっており、運用上、未登録外字の運用がない自治体もあると思うので、必須ではなくオプションに変更していただきたい。 必須のままとするならば、被保険者1人ずつ帳票を印刷時には当一覧の作成意味はないため、バッチ処理等での「一括印刷時」に限定していただきたい。	3	1	4	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①新規追加機能として、オプションで追加 ②実装が必須という意味ではないが、そのほかの意見からオプションとする ③④オプションへ変更
61	共通	帳票作成	出力した帳票をイメージ（PDF等）で保存できること	必須		①情報漏洩防止の観点から、イメージ（PDF等）で保存した帳票に印刷制限をかける機能が必要ではないでしょうか。 ②「出力」の定義が不明瞭のため示されたい。仮に印刷を指すすると「出力した」なので印刷後でないと保存できないのか。印刷せずにイメージ保存のみすることもできること、とされたい。項番58、59と関連するが、「プレビュー画面から印刷またはイメージ保存できること」「プレビューせずに直接印刷またはイメージ保存できること」としていただきたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。 ③保存の際、あらかじめ設定したパスワードを自動で付与できること、とされたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。		3	0	3	質問	質問回答	【質問回答】 ①②③印刷制限や出力形式、および保存に係る設定等は、要件定義以降に各自治体内で検討できる範囲とする
62	共通	帳票作成	共通となる下記一覧を出力できること 宛名カード、年齢到達者一覧、異動結果一覧表、印字文字超過一覧、外字未登録一覧、等	オプション	・宛名カードについては、被保険者等に個別文書の発送や、申請書や届書の郵送依頼があった際に出力	①宛名カードはどのような場合に必要なのでしょうか？市区町村から被保険者への送付物はありません。 ②年齢到達者一覧、異動結果一覧が共通帳票として記載されていますが、共通的に作成する帳票とは思えないのですが、どのような想定でしょうか。 ③印字文字超過一覧、外字未登録一覧は項番62でオプション扱いとなっており、必須とする項番60と整合しない。整理されたい。	⑤宛名カードはどのような場合に必要なのでしょうか？市区町村から被保険者への送付物はないと認識しています。 ⑥年齢到達者一覧、異動結果一覧が共通帳票として記載されていますが、共通的に作成する帳票とは思えないのですが、どのような想定でしょうか。 ⑦「等」の記載により要件に齟齬が発生する可能性があるため、対象となる抽出情報を明記いただき、「等」の記載は削除いただきたい。	3	3	6	質問	質問回答	【質問回答】 ①⑤自治体から住民への送付物があるケースがあるため、オプションのまま残置（住民へ送付しているケースがあるため） ②⑥複数の業務にて、共通的に利用されているケースがあったため残置。なお、オプションであるため実装は強制されない ③No.60をオプションへ変更したため、本機能もオプションのまま残置 ⑦左記に限らず、複数業務にて利用される帳票が他にもあるため、

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
				オプション		④本機能は仕様書3章1(3)の一覧出力機能に該当するか。「・・・を一覧で確認できること」と明記」との規定と表現が異なる。該当しない場合、各一覧の出力項目や出力条件は標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。	⑧「共通となる」との記載について、なにが共通なのか不明。 要件単位で対応・非対応の整理を行うため、本要件の機能は別々に記載いただきたい。 ⑨宛名カードは自治体によって使用用紙が異なるため、カスタマイズの原因となりうる。記載を削除いただくか、「宛名カード用のデータ」という記載に修正いただきたい。 ⑩異動結果一覧表などは、どの管理項目から抽出する情報が不明。明記いただきたい。	1	3	4	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ④指摘の通り、記載を修正 ⑧複数業務において共通である旨補記 ⑨ご指摘を参考に記載を修正 ⑩利用するケースがなければ実装は不要となるため、対応なし
63	共通	連携	住民記録システム上で住民情報の異動が発生した場合に、住民記録システムと連動して異動処理を行えること 【連携項目】 個人番号、宛名番号、基礎年金番号、生年月日、氏名、氏名カナ、性別、郵便番号、住所、国籍、外国人通称名、個人票/世帯票、旧氏・通称、宛名番号・世帯番号、世帯主、続柄、住民記録における異動履歴・留意事項・備考、メモ	必須		①住民記録における異動履歴・留意事項・備考、メモ 住記側の留意事項や備考を年金側にも連携して残すという意味でしょうか。それとも年金側が住記の異動の確認の差異、必要な情報を自由に編集して残せるという意味でしょうか。前者の場合、年金にとって不要な情報もあると思われるため必須ではないと考えます。 ④「個人票/世帯票」とはなにか。 ⑤【連携項目】電話番号削除。住民記録システムでは電話番号は管理項目となっていません。	⑦住民記録システムを必要ときに参照する連携パターンを採用した場合は、この異動処理は不要と考えて良いでしょうか。 ⑩「個人票/世帯票」はどのような業務にて必要となる想定でしょうか。 ⑩住民記録における異動履歴について、具体的な項目を定義ください。 ⑩「住民記録システムと連動して異動処理を行えること」とは、死亡による資格の喪失異動処理、死亡による資格の喪失や個人番号未登録の被保険者の住所異動等の国民年金被保険者関係届書作成用のデータを作成する処理のことであると想定している。 その場合、住基の異動事由や異動日等が連携項目にないので、連携項目が不完全ではないか。 国民年金被保険者関係届書のうち、住基の異動が元で発生する届出の項目は連携する必要がある。 また、要件としては「住民記録システムと連動して異動処理、国民年金被保険者関係届書作成用のデータを作成が行えること」としていただきたい。	3	4	7	質問	機能・帳票 要件一覧を修正	【質問回答】 ①該当する情報を国年システムから"参照"できる機能である ④⑩住民票を個人を単位として調製しているもの。なお、世帯単位で調製しているものが世帯票。（住記システム標準仕様書2.0版 1.1.3より） ⑦本機能の異動処理は国年システムへの連携を意図していたが、不明瞭であったため、記載を修正（住記の異動情報を国年へ連携できること、等）。なお、異動処理は資格異動等、各事務にて定義している旨補記する ⑩住記システム 標準仕様書2.0版 1.2.1を参照 ⑩各事務にて必要な項目は定義しているため、本機能では定義しない。本機能の連携項目はあくまで参照できることに限定する ⑤必須ではないが、管理項目の一つではあると認識
				必須		②【意見】 No.64の連携項目『支援対象者情報』はNo.63の連携項目にあるべきだと思う。 【理由】 『支援対象者情報』は重要度の高い項目であり、住民記録システムとの連動処理が必須である。また、No.44で住民情報照会の際にD V 支援対象者及び世帯構成員のアラート表示を必須としていることから、住民記録システムとの必須連携項目である。 ③項番1【重要】を参照 ⑤「個人票/世帯票」が項番63で必須、項番64でオプションとされており整合しない。検討経緯を示されたい。 ⑥「宛名番号・世帯番号」とは世帯番号のことか。なぜ「宛名番号」の語が含まれているのか。 ⑦「郵便番号」は法定事項ではなくオプションとすべきではないか。「電話番号」とのバランスを考慮されたい。 ⑧「住民記録における異動履歴・留意事項・備考、メモ」の変更により何を異動処理するのか示されたい（異動事由は何か）。 ⑨「基礎年金番号」を住記から年金に連携する必要性、意図が不明瞭のため示されたい。連携された場合、住記からの連携データで年金側の基礎年金番号が上書きされるのか。新たに確認作業が発生するため連携しないこととされたい（オプションとされたい）。 ⑩連携の際の突合キーには「宛名番号」を使用するのか示されたい。 ⑪「宛名番号」が変更された場合は住記側の旧「宛名番号」と年金側「宛名番号」で突合して新「宛名番号」を連携するのか示されたい。 ⑫「連動して異動処理を行える」の定義が不明瞭のため示されたい。ベンダーにより解釈にかなり幅が出る可能性が高い。標準化の主旨に沿わないのではないか。 ⑬連携する項目又は異動事由と、連携しない項目又は異動事由を指定できること、とされたい。また対応しない場合その理由を示されたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。 ⑭住所について、住居表示実施や町域変更も連動して異動処理可能か。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。 ⑮連携頻度をリアルタイムと規定されたい（実務上即時対応が必要であるため）。また対応しない場合その理由を示されたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。 ⑯個人票／世帯票→個人票。標準化後の住民記録システムでは世帯票の扱いがないが、国民年金システムでは必要な項目なのではないか？	⑭住民記録システム上で住民情報の異動が発生した場合に、住民記録システムと連動して異動処理を行えることのことですが、連携項目に基礎年金番号がありますが、住記から連携できないのではないのでしょうか？ ⑭本件は住記システムからの連携になるため、「基礎年金番号」は不要ではないでしょうか。 ⑭住民記録における「留意事項・備考」、「メモ」の年金システムにおける用途が不明なため、連携不要項目（もしくはオプションの連携項目と考えます。 ⑭「住民記録システムと連動して異動処理を行えること」が死亡による資格の喪失異動処理等である場合、No.67のように、国民年金システムが住基システムの情報をリアルタイムで参照する連携に関する記載がないので、追記いただきたい。	14	4	18	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ②指摘の通り修正する ③No.1参照 ⑤必須へ限定する ⑥片方の宛名番号を削除する ⑦必須のまま残置 ⑧⑭オプションへ変更 ⑨⑭⑭基礎年金番号については削除 ⑩その想定である ⑪⑬⑭具体的な処理や住所の異動処理、処理頻度等は要件定義校に各自治体にて定義できる範囲とする ⑮オプションの旨、明記 ⑯異動処理を行わないため、記載修正（情報の連携のみである旨に修正） ⑯ご意見踏まえ、記載を修正 ⑯住記システム 標準仕様書2.0版 1.1.3に記載あり

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
64	共通	連携	住民記録システム上で住民情報の異動が発生した場合に、住民記録システムと連動して異動処理を行えること 【連携項目】 電話番号、個人票/世帯票、本籍・筆頭者、支援対象者情報	オプション		①電話番号、個人票/世帯票、支援対象者情報は必須項目とするのが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。 ②【意見】 No.64の連携項目『支援対象者情報』はNo.63の連携項目にあるべきだと思います。 【理由】 『支援対象者情報』は重要度の高い項目であり、住民記録システムとの連動処理が必須である。また、No.44で住民情報照会の際にＤＶ支援対象者及び世帯構成員のアラート表示を必須としていることから、住民記録システムとの必須連携項目である。 ④国民年金システムと住民記録システムで登録している電話番号が異なった場合、住民記録システムでの電話番号異動が連動で処理されてしまうのは問題があると思われます。 ⑦【連携項目】電話番号削除。住民記録システムでは電話番号は管理項目となっています。	⑥「個人票/世帯票」がNo.63の要件と重複しているが、要件種別が必須とオプションで異なるため、精査いただきたい。	4	1	5	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②電話番号は必須ではないのご意見をすでに複数いただいていたため、残置。個人票/世帯票は必須にも記載があるため、必須を残置し、オプションからは削除。支援対象者情報は必須へ変更 ④パッケージとしては用意しておくべきと考えるため残置する ⑥No.63を残置し、本機能から削除 ⑦必須ではないが、管理項目の一つではあると認識
						③個人票/世帯票とはどのような情報でしょうか？ ⑧個人票／世帯票→個人票。標準化後の住民記録システムでは世帯票の扱いがないが、国民年金システムでは必要な項目なのでしょうか？	⑤個人票/世帯票とはどのような情報でしょうか？						
65	共通	連携	住民記録システム異動情報から、被保険者の配偶者、世帯主情報を取得できること。なお、遡及免除申請などの対応を考慮し、申請期間に応じて審査対象となる（元）配偶者や（元）世帯主を任意で特定できること	必須		①配偶者は続柄によっては特定できない場合もあるが、世帯員の中からのようなロジックで特定するのか。ペンダーが自力で対応するのか、標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定するのか。ペンダーの解釈によって異なる可能性があり標準化されない。 ②「配偶者、世帯主情報」に含む具体的項目は何か明示されたい（氏名か）。ペンダーの解釈によって異なる可能性があり標準化されない。 ③異動情報は取得・参照いずれでもよいのではないか。仕様書本体3章1(5)と不整合ではないか。		3	0	3	質問	機能・帳票 要件一覧を修正	【質問回答】 ①特定ロジックは要件定義以降に検討すべき範囲とする ②対象となる個人名の特定することを想定 ③取得で統一
							④「01 参考_標準仕様書に対する質問回答一覧（別紙）.pdf」No.24のご回答に「取得ではなく、参照する機能へ変更いたしました。」と記載されておりますが、参照に変更されておられません。変更をお願いします。	0	1	1			
66	共通	連携	住民記録システムの異動に係る情報を一覧で確認できること	オプション				0	0	0			
67	共通	連携	個人住民税システムとの連携を行い、個人住民税システムの課税情報について、リアルタイムで取得できること 【連携項目】 個人番号、宛名番号、所得情報、扶養情報	必須	必須	①項番1【重要】を参照 ④課税非課税未申告の区分などの情報も必要となるため、「所得情報、扶養情報」だけでは不足する。「課税情報」などの表現とする必要がある。 ⑤取得する課税情報は過年度分も含む。	⑧「01 参考_標準仕様書に対する質問回答一覧（別紙）.pdf」No.12（個人番号を変更できること）の回答に「個人番号については、住民記録システム連携を前提としており、情報照会のみできるようにするため、本機能は実装不可としました。」とありますので、本要件としても個人住民税システムから個人番号の連携は不要と考えます。	3	1	4	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.1参照。 ④⑤課税情報も追加し記載を修正 ⑧ご指摘の通り修正
						②連携の際の実合キーには「宛名番号」を使用するのか示されたい。 「所得情報、扶養情報」に含む具体的な項目は標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。 ③「取得」には連携データを年金システムDBに格納することを含むか（格納せず他システムのデータを直接閲覧する「参照」とは異なる）。 ⑥現行業務に照らすとリアルタイムは過剰であるため日次、月次等で十分ではないか。 ⑦課税情報は取得・参照いずれでもよいのではないか。様書本体3章1(5)と不整合ではないか。					質問	機能・帳票 要件一覧を修正	【質問回答】 ②ご認識のとおり ③格納せず、参照のみを想定 ⑥あるべき姿としてリアルタイム連携で合意しているため、残置 ⑦取得して事務に活用するため、残置。備考に追記
68	共通	連携	課税情報から、所得情報提供依頼結果用データを作成できること	必須	・所得情報提供 依頼と関連	①「所得情報提供」といずれの制度にかかる所得提供なのか示されたい。継続免除、年金生活者支援給付金などが想定されるが、それぞれ算定式後異なるため制度ごとに機能を開発する必要がある。この仕様だけではペンダーは開発できない。 ②制度ごとの算定式を本標準仕様に組み込むこととされたい。所得計算に関して肝心の部分が明記されておらず、機能の中身は従来どおり自治体が要件定義・仕様策定せねばならず、「標準仕様に準拠したパッケージを選んで契約するだけで使用できる」形態にはならないため、事務負担は減らない。国民年金システムの改修のうち税制改正に伴う所得提供関連の改修が最も負担が大きい（税制の理解、正確なデータ作成など）。介護保険などとは異なり国民年金は法定受託事務であり全国で統一的な運用が求められることから、公表済みの標準仕様の書きぶりにそえることは妥当ではない。		2	0	2	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②導入の段階において設計時に確認する範囲とする
69	共通	連携	対象者の課税に係る情報を一覧で確認できること	オプション				0	0	0			

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
70	共通	連携	免除にて生活保護システムとの連携を行い、生活保護システムの生活保護情報について、リアルタイムで取得できること 【連携項目】 個人番号、宛名番号、扶助ごとの開始日・廃止日	オプション		①連携項目に「扶助ごとの開始日・廃止日」が記載されていますが、生活保護システムから連携可能な項目なのでしょうか？ ③連携の際の突合キーには「宛名番号」を使用するのか示されたい。 住登外住民の場合、「宛名番号」が割り当てられていないがいずれの項目を突合キーとするのか示されたい。 ⑤連携頻度は現行業務に照らすとリアルタイムは過剰であるため日次、月次等で十分ではないか。検討経緯を示されたい。 ⑥保護情報は取得・参照いずれでもよいのではないか。様書本体3章1(5)と不整合ではないか。 ⑧他市町村から生保を受給している場合の「開始」「廃止」の情報は取得できるか。	⑩連携項目に「扶助ごとの開始日・廃止日」が記載されていますが、生活保護システムから連携可能な項目なのでしょうか？	5	1	6	質問	機能・帳票 要件一覧を修正	【質問回答】 ①⑩扶助ごとの開始日・廃止日は連携されないため、「扶助の種類」を管理項目として追加。「扶助の種類」の特定ロジック等は要件定義以降に検討の範囲とする ③宛名番号で突合する想定。住登外の場合は、現在の自治体の運用に併せてキーは設定可とする ⑤あるべき姿としてリアルタイム連携で合意しているため、残置 ⑥以前の意見から参照が適切と判断されたため参照に修正 ⑧連携を想定していないため、取得不可
						②項番1【重要】を参照 ④「扶助ごとの開始日・廃止日」とあるが、免除対象となる扶助は「生活扶助」のみであることから、他の扶助の開始日については不要であり、不要な個人情報を取得することはオプションとはいえ不適切である。 ⑦「開始」の場合は生活扶助のみで可。「廃止」は全ての扶助が終わることであるため、扶助の区別なく必要。 ⑨機構への情報提供のためのリスト出力等を希望		4	0	4	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ②No.1参照 ④⑦オプションとして用意しているのみであり、どの情報を活用するかは自治体ごとに決定できるため残置 ⑨リスト出力は要件定義以降に必要な応じて定義すべき範囲とする
71	共通	連携	最新の資格履歴に関する資格異動情報を住民記録システムへ連携できること 【管理項目】 宛名番号、基礎年金番号、資格有無、被保険者種別、取得日、喪失日	必須		①連携頻度は現行業務に照らすと日次、月次等で十分ではないか。検討経緯を示されたい。 ②法定事項である「被保険者の種別変更があつた年月日」が不足しているため追加されたい。また除外した理由を示されたい。 ③住民記録システムへ連携する項目に、「種別の変更があつた年月日」を追加 ※標準化後の住民記録システムでは種別の変更があつた年月日が管理項目となっています。		3	0	3	質問	質問回答	【質問回答】 ①連携頻度は住記システム側の要件をもって検討すべき対象であるため、現時点では未検討の状況。今後引き続き検討する ②③追加する
						③「資格有無」は法定事項ではなく不要のため除外されたい。また追加した理由を示されたい。 ■住民基本台帳法施行令 二 国民年金の被保険者の種別（国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者又は前条に規定する法令の規定による国民年金の被保険者のいずれであるかの区別をいう。以下同じ。）及びその変更があつた年月日	④管理項目の「資格有無」は、住民記録システムにてどのような使い方をするでしょうか。年齢要件により無資格になった場合、未来の喪失日が設定される場合もあるので、連携項目としては不要で、「資格有無」が必要であれば、その都度判定する仕組みが良いと考えます。 ⑤住民記録の標準仕様書2.0版には種別変更日も実装すべき機能として定義されています（機能要件7.2.2 他業務照会）。左記管理項目の他に、種別変更日も必要ではないでしょうか。	1	2	3	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ③④資格有無は削除 ⑤種別変更日を追加
72	共通	連携	最新の資格履歴に関する資格異動情報を国民健康保険システムへ連携できること。連携項目は、宛名番号、基礎年金番号、資格有無区分、他公年加入喪失、年金現況区分、被保険者種別、取得日、喪失日とする。	実装不可		①当区では、国民健康保険部門が、国民年金システムの資格取得・喪失データを利用して、国民健康保険の加入・脱退勸奨の事務を行っています。実装不可となっていますが、もし国民健康保険部門でこういった希望がある場合は、国民健康保険の標準化検討の際に要請していくという位置づけになるのでしょうか。	②最新の資格履歴に関する資格異動情報を国民健康保険システムへ連携できること。連携項目は、宛名番号、基礎年金番号、資格有無区分、他公年加入喪失、年金現況区分、被保険者種別、取得日、喪失日とする。について実装不可となっているが国保側で年金の最新状態とのチェックを行う運用をしており、オプションとして残してほしい。	1	1	2	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②オプションへ変更する
73	共通	システム管理	参考情報として判定する障害・遺族の扶養関係の控除額の管理ができること ※年金機構へ連携する所得の計算時に向け、障害者控除額、特別障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額の単価を管理	オプション	・所得情報提供（年金生活者支援給付金）の所得計算時に利用	①「※年金機構へ連携する所得の計算時に向け」と記載されていますが、記載されている障害者控除等については、該当するかどうかの区分を設定するのみで、控除額は連携項目にはありません。当機能は不要です。	②「※年金機構へ連携する所得の計算時に向け」と記載されていますが、記載されている障害者控除等については、該当するかどうかの区分を設定するのみで、控除額を設定する連携項目はありません。年金生活者支援給付金の「計算用に単価の管理は不要ではないでしょうか。	1	1	2	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②オプションのまま残置
74	共通	システム管理	マスタ管理されている首長などの情報を即時に認証文に反映できること	必須		①有効期間を持たせて指定日で切り替えができるような機能を実装してください。 ②「認証文」の定義が不明瞭であるため示されたい。市町村が一般的に使用する用語でもなく国民年金事務において使用する用語でもなく見当がつかない。法定受託事務のうちいずれの事務において使用する文書か。		2	0	2	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①ご意見いただいた内容を補記する ②認証文の文言を修正
						③マスタ管理されている情報とはなにか		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ③首長の氏名等の情報
75	共通	システム管理	マスタ管理にて首長などに職務代理が設定された場合、その期間、職務代理者情報を即時に認証文に反映できること	必須		①有効期間を持たせて指定日で切り替えができるような機能を実装してください。 ②項番74参照 ③No.74と同様		3	0	3	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①ご意見いただいた内容を補記する ②③No.74参照

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
76	共通	システム管理	認証文及び公印種類を発行場所や、帳票種類により制御できること	オプション		①項番74参照 ③公印に関する機能は本項のみでどのような機能が含まれるのか不明瞭であるため、次のとおり整理されたい。マスタ管理機能として、通知書等の出力において、印字する刷り込み公印は帳票毎・行政区毎に公印の種類及び印影を管理できること。また帳票に刷り込みができること。 ※1 通知書等の帳票単位に管理できること ※2 出力有無も管理できること （介護保険システム標準仕様書第1.0版機能ID1.2.4参照）		2	0	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.74参照 ③ご指摘を踏まえ、記載を修正
				オプション		②「発行場所」とは何か示されたい。場所とは、市町村役所の所在地（住所）か。公印種類とどう関連するのか。	④国民年金システムで公印を押印するのは、以下の2 帳票だけと認識しています。認証文や公印を打ち分ける必要があるのでしょうか。これまでのパッケージ導入において要件として聞いたことはありません。 ＜公印を押印する帳票＞ ・免除・納付猶予申請書（市町村確認書） ・学生納付特例申請書（市町村確認書）	1	1	2	質問	質問回答	【質問回答】 ②帳票において認証文、公印を出力する場所 ④今後の対象が増加する可能性も考慮してオプションのまま残置とする
77	共通	システム管理	操作履歴が保持できること【いつ、どこで、誰が、誰を（何を）、どうした 等】	必須		①操作履歴には、帳票の発行履歴も含まれるでしょうか。 ②「どこで」とはどのように特定するのか。端末は特定することは容易だが、物理的な場所を特定するにはことは技術的に可能なのか。		2	0	2	質問	質問回答	【質問回答】 ①含まれる想定 ②端末の特定を想定
78	共通	システム管理	保持した操作履歴を照会できること	必須				0	0	0			
79	共通	システム管理	各申請ごとに受付番号を付番、修正、管理できること	オプション		①申請書を適切に管理するために、必須項目とするのが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。 ②「付番」について原則自動付番だが手動付番もできること、とされたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。（介護保険システム標準仕様書第1.0版機能ID2.1.7参照）		2	0	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①オプションのまま残置 ②ご意見を踏まえ、記載を修正
				オプション		③付番した受付番号を届書等帳票に印字できる機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。 ④市町村独自に「自動付番」した受付番号を変換した二次元コードを帳票に印字する機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。 ⑤「修正」は「管理」に含むのではないかと。用語整理されたい。		3	0	3	質問	機能・帳票要件一覧を修正	【質問回答】 ③標準仕様書内の対応として実装可 ④帳票レイアウトが定義されている外部帳票は不可。内部帳票は実装可 ⑤用語は整理の上、最終化の際に修正
80	共通	システム管理	受付番号を年度ごとに管理し、年度切替ができること	オプション		①申請書を適切に管理するために、必須項目とするのが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①オプションのまま残置
81	共通	システム管理	権限により、使用できる機能を制限できること	必須		①職員毎に決められた行政区の被保険者・受給者しかシステム上で編集できないよう制限する機能を設けてください。 ②項番37、57は本項と重複する（本項に含まれる）のではないかと。検討経緯を示されたい。 ④政令市の行政区対応として、区役所職員がアクセス可能な情報の対象住民を自区住民に限定できる。ただし区間異動がある場合、異動前後の区の住民の情報にアクセスするため制限は機能ごと（EUC含む）にトグルできること、とされたい（例えば登録は自区のみ、照会是他区も可など）。また対応しない場合その理由を示されたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。政令市においては区役所ごとに事務分掌が定められており、他の区の住民について所管しないため個人情報保護の観点からシステムにおいても制限する必要がある。		3	0	3	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①④ご意見を踏まえ、記載を修正 ②No.37,57は個別要件の制御であるため、共通的な制御として残置する
						③制限対象の単位として、画面単位、表示項目単位などがあるが、標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。		1	0	1	質問	質問回答	【質問対応】 ③要件定義以降に各自自治体にて定義できる範囲とする
82	共通	システム管理	相談記録管理機能で使用する担当者、相談方法等のコードを設定できること	オプション		①「相談記録管理機能」という表現は本項でのみ使用されているが、項番29、31の機能を指すのか。 ②本機能は項番31のようにシステムに予め設定した担当者、相談方法を活用して、相談に係るメモを分類、管理することを想定しているものと思われる。本項限らず他にもコード管理する事項があるが、本項でのみ「コードを設定」という表現を用いる理由は何か。 ③「保持・修正」はできないのか示されたい。		3	0	3	質問	機能・帳票要件一覧を修正	【質問回答】 ①②③ご認識の通り。その旨記載補記、記載修正する
83	共通	システム管理	申請・届出の日付について、画面の初期表示にシステム日付を表示できること。任意の日付に変更可能とする	オプション		①本項は機能要件ではなく画面要件に当たるのではないかと。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①オプションのまま残置

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
84	資格異動	資格取得	資格取得に係る受付処理簿を作成できること	必須		①（以下受付処理簿にかかる機能について同じ） ②「作成できる」とはどのような機能か。画面表示のみか、印刷可能か、電子データ(PDFなど)で保存可能か。 ⑤抽出条件、表示項目、実装方法は仕様書本体3章1(3)一覧出力機能の記載に準ずるのか。 ⑥（以下は項番84のみに適用） 任意加入についても対象か。	⑦受付処理簿について、必要な項目、帳票レイアウト等は、今後どの段階で定義されるでしょうか。 ⑧（EUC対応）と記載がありませんが、EUCでの対応で問題ございませんでしょうか。 以下のNoは同様の確認です。 （97,157,175,191,205,216,225,233,249,269,363） ※EUCと記載が無い要件に関しても、選択肢としてEUCで実装することも問題無いという理解でよろしいでしょうか。	4	2	6	質問	質問回答	【質問回答】 ①②媒体の形式については、要件定義以降に自治体内で検討する範囲とする。なお、電子データはNo.61で検討済みであり、保存可能となります。 ⑤仕様書本体3章1(3)一覧出力機能の記載に準ずる ⑥任意加入も対象 ⑦内部帳票であるので検討範囲外である。なお、定義する場合も標準仕様書の改版などのタイミングとなると想定 ⑧ご認識の通り。EUCでの対応で問題ない。
						③事務処理基準に従い過去3年間分について出力できることが必要。 ④事務処理基準に掲げられた事項（届書等の名称、処理経過など）及び届ごとに記入することとされている事柄（返付の旨、処理結果一覧受付年月日など）を出力できることが必要。	⑨「受付処理簿」では専用様式の単票なのかEUC対応可能な一覧表なのか判断がつかない。 以前の資料（11月18日ベンダー分科会（第2回）資料「参考4 機能・帳票要件（案）に対するご意見一覧」）にて、「オプションとした上でEUC対応の旨を追記する。」と記載があった。「（EUC対応）」などの明記をお願いしたい。 ※そのほかの「受付処理簿」と記載された要件はすべて同様の修正を行っていただきたい。						
85	資格異動	資格取得	新規取得に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、資格取得の年月日、種別及びその理由、受付年月日、電子媒体収録有無 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所	必須		①機構への報告完了を確認するために、電子媒体登録有無と併せて機構報告年月日も必須項目とするのが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。 ②管理項目の「電子媒体収録有無」は、新規取得と資格異動にしか記載されていません。管理するのであれば、電子媒体に収録可能な届出全てで管理が必要です。新規取得と資格異動のみであれば、他の資格異動と整合性がとれないため、削除をお願いします。 ③資格取得、免除等について年金事務所受付分と当市受付分の区別がつかないようにほしい ④管理項目に「電子媒体収録有無」がありますが、関係届書を媒体で提出する場合、媒体に出力するかしないかを選択するものとお見受けします。この項目は「資格取得」の新規取得時と履歴の訂正・削除・照会時にしかありませんが、その他の届書については異動入力すれば必ず媒体に収録する想定でしょうか。 ⑤住民記録システム連携に係る項目は照会だけでなく取得し、国民年金システムの対応する管理項目へ自動入力する機能を付加する必要がある（入力ミス軽減のため）。また、自動入力機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。 ⑥「基礎年金番号通知書や個人番号カードが提出された旨」及び「却下通知年月日」を記入することは事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する必須項目であるが含まれていない理由を示されたい。	⑧管理項目の「電子媒体収録有無」は、新規取得と資格異動にしか記載されていません。管理するのであれば、電子媒体に収録可能な届出全てで管理が必要です。新規取得と資格異動のみであれば、他の資格異動と整合性がとれないため、削除をお願いします。	6	1	7	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①対応しない ②④⑧管理項目に「電子媒体収録有無」を追加する ③⑤自治体での受付に係る機能であるため、対応なし。 また、ご認識の通り、自動入力となされる想定 ⑥「基礎年金番号通知書や個人番号カードが提出された旨」、「却下通知年月日」について、No.86、およびその他機能の管理項目に追加する。
							⑦管理項目に記載されている「電子媒体収録有無」は何の情報をもとに有無を判断する想定でしょうか。 （No.91も同様の確認。）	0	1	1			
86	資格異動	資格取得	新規取得に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、機構報告年月日、返戻年月日	オプション		①機構報告年月日はオプションでなく必須とすることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①対応しない
						②返付年月日などは事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する必須項目であるがオプションとした理由を示されたい。		1	0	1			

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
87	資格異動	資格取得	再取得に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、資格取得の年月日、種別及びその理由、受付年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所	必須		①機構への報告完了を確認するために、電子媒体登録有無と機構報告年月日を必須項目とすることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。 ②No.85では、管理項目に「電子媒体収録有無」がありますが、左記No.では「電子媒体収録有無」がありません。「国民年金適用関係届書作成仕様書」に準拠した仕様となるとする場合、左記No.についても、電子媒体での報告が可能となると考えられますので、管理項目に「電子媒体収録有無」を追加する必要があるのではないのでしょうか。 ③機構への報告完了を確認するために、電子媒体登録有無と機構報告年月日を必須項目とすることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。 ④項番85(1)参照	⑤「※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること」に続く記載が印字切れしています。 また、他の項目も文字切れが多数ございます。 ⑥新規取得と同様に「電子媒体収録有無」が必要となるため、追加いただきたい。 ※資格取得～追加訂正までの、そのほかの異動も同様に修正いただきたい。	4	2	6	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①対応しない ②③⑥管理項目に「電子媒体収録有無」を追加する ④No.85の⑤参照 ⑤指摘の通り記載を修正
88	資格異動	資格取得	再取得に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、機構報告年月日、返戻年月日	オプション		①機構報告年月日はオプションでなく必須とすることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①対応しない
						②項番86参照		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ②No.86の②参照
89	資格異動	資格取得	任意加入に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、資格取得の年月日、種別及びその理由、受付年月日、国内協力者 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所	必須		①機構への報告完了を確認するために、電子媒体登録有無と機構報告年月日を必須項目とすることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。 ②No.85では、管理項目に「電子媒体収録有無」がありますが、左記No.では「電子媒体収録有無」がありません。「国民年金適用関係届書作成仕様書」に準拠した仕様となるとする場合、左記No.についても、電子媒体での報告が可能となると考えられますので、管理項目に「電子媒体収録有無」を追加する必要があるのではないのでしょうか。 ③項番85(1)参照		3	0	3	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①対応しない ②管理項目に「電子媒体収録有無」を追加する ③No.85の⑤参照
90	資格異動	資格取得	任意加入に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、機構報告年月日、返戻年月日	オプション		①任意加入者に対して喪失予定日を入力し、喪失予定日をもって一括喪失するような機能は想定されていないでしょうか。 ③加入月数、納付方法の登録・修正・削除・照会ができること		2	0	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.125にて任意加入者について予定喪失処理を行える機能を用意 ③オプションの管理項目へ追加
						②項番86参照		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ②No.86の②参照
91	資格異動	資格取得	資格異動における履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、資格取得の年月日、種別及びその理由、受付年月日、電子媒体収録有無、国内協力者	必須		①機構への報告完了を確認するために、電子媒体登録有無と機構報告年月日を必須項目とすることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。	②管理項目の「電子媒体収録有無」は、新規取得と資格異動にしか記載されていません。管理するのであれば、電子媒体に収録可能な届出全てで管理が必要です。新規取得と資格異動のみであれば、他の資格異動と整合性がとれないため、削除をお願いします。	1	1	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①対応しない ②管理項目に「電子媒体収録有無」を追加する
92	資格異動	資格取得	資格異動における履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、機構報告年月日、返戻年月日	オプション		①項番86参照		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ②No.86の②参照

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
93	資格異動	資格取得	資格取得の申請者に対し、基礎年金番号の仮付番ができること	オプション		①当市国民年金システムでは、入国でまだ付番されていない人などに仮付番を行っています。仮付番機能がなくても、年金機構への報告書は作成されますか。 ②「基礎年金番号の仮付番ができること」とは、日本年金機構が採番する9900から始まる年金番号のことでしょうか。それとも、システムで入力した適当な番号を仮番号として取り扱うということでしょうか。 後者の場合、当市のシステムでは仮番号を付番せず入力し、後日機構から年金番号通知が届いてから年金番号を入力する仕様ですが、標準仕様では必ず何らかの番号を入力する仕様となるのでしょうか。		2	0	2	質問	質問回答	【質問回答】 ①仮付番はオプション機能であり、現状の運用で利用せずに報告されているケースがあると想定されるため、ご認識の通り作成できる想定 ②自治体側で決定した番号を仮付番として扱う（本機能はオプションであり、付番ルールや実装要否は自治体の検討範囲内）。なお、「標準仕様では必ず何らかの番号を入力する仕様」とは想定していない。
						③機構の仮付番（9900）と別の番号を市町村独自で付番すると混乱を招く恐れがある。		1	0	1			【指摘対応】 ③自治体が独自に仮付番をしているケースがあるので、 残置
94	資格異動	資格取得	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	必須		①行政区別に異動報告書が作成できる機能を設けてください。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①指摘の通り記載を修正
95	資格異動	資格取得	国民年金被保険者関係届書（申出書）を出力できること ※印字項目については、帳票詳細要件を参照	必須		①国民年金被保険者関係届書（申出書）は紙媒体のものを手書きで利用しています。標準化以降はシステムから出力したものを必ず使用することになりますでしょうか。要件種別は必須とありますが、オプションでもいいと考えます。	②各自治体の運用として、本当に必要であるかをご確認頂きたいです。利用自治体が少ないのであればオプションとするのが妥当ではないでしょうか。（現状、ご利用いただいているケースは多くないのではないのでしょうか。）以下のNoは同様の確認です。 （95,103,138,213,222,231,239,362）	1	1	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②法令上必須の帳票であるため、必須として残置。なお、パッケージとして必須だが、実装要否は自治体の検討範囲内
96	資格異動	資格取得	指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一覧で確認できること	オプション		①EUC対応でない帳票については、レイアウト、出力項目、出力条件等の要件を定義をお願いします。 定義されない場合、調達時に市区町村が個別に定義する必要があります。 また、各ベンダーのパッケージも独自に帳票を作成することになるため、カスタマイズが発生する可能性が高くなり、現状と変わりません。標準仕様書作成の目的に反すると考えます。 ②EUC対応でない帳票については、レイアウト、出力項目、出力条件等の要件を定義をお願いします。 定義されない場合、調達時に市区町村が個別に定義する必要があります。 また、各ベンダーのパッケージも独自に帳票を作成することになるため、カスタマイズが発生する可能性が高くなり、現状と変わりません。標準仕様書作成の目的に反すると考えます。	③EUC対応でない帳票については、レイアウト、出力項目、出力条件等の要件を定義していただかないと、実装ができません。また、実装したとしてもカスタマイズの温床となります。	2	1	3	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②③詳細を定義する対象は外部帳票のみであり、内部帳票は定義しないと整理されたため、対応なし。なお、外部帳票における法令上必須以外の対象については、標準仕様書改版の際に定義する想定
97	資格異動	種別変更	種別変更に係る受付処理簿を作成できること	必須		①EUC対応でない帳票については、レイアウト、出力項目、出力条件等の要件を定義をお願いします。 定義されない場合、調達時に市区町村が個別に定義する必要があります。 また、各ベンダーのパッケージも独自に帳票を作成することになるため、カスタマイズが発生する可能性が高くなり、現状と変わりません。標準仕様書作成の目的に反すると考えます。 ②EUC対応でない帳票については、レイアウト、出力項目、出力条件等の要件を定義をお願いします。 定義されない場合、調達時に市区町村が個別に定義する必要があります。 また、各ベンダーのパッケージも独自に帳票を作成することになるため、カスタマイズが発生する可能性が高くなり、現状と変わりません。標準仕様書作成の目的に反すると考えます。	④EUC対応でない帳票については、レイアウト、出力項目、出力条件等の要件を定義していただかないと、実装ができません。また、実装したとしてもカスタマイズの温床となります。	3	1	4			【指摘対応】 ①②④詳細を定義する対象は外部帳票のみであり、内部帳票は定義しないと整理されたため、対応なし。なお、外部帳票における法令上必須以外の対象については、標準仕様書改版の際に定義する想定 ③No.84の②③④⑤参照
98	資格異動	種別変更	被保険者の資格に係る種別変更（3→1号の変更等）の登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、被保険者の種別の変更があった年月日、種別及びその理由、受付年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること	必須		①機構への報告完了を確認するために、電子媒体登録有無と機構報告年月日を必須項目とするのが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。 ②文章が見切れています。 ③No.85では、管理項目に「電子媒体収録有無」がありますが、左記No.では「電子媒体収録有無」がありません。「国民年金適用関係届書作成仕様書」に準拠した仕様となる場合、左記No.についても、電子媒体での報告が可能となると考えられますので、管理項目に「電子媒体収録有無」を追加する必要があるのではないのでしょうか。 ④項番85(1)参照		4	0	4	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①対応しない ②指摘の通り記載を修正 ③管理項目に「電子媒体収録有無」を追加する ④No.85の⑤参照
99	資格異動	種別変更	被保険者の資格に係る種別変更（3→1号の変更等）の登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、機構報告年月日、返戻年月日	オプション		①項番86参照		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ①No.86の②参照
100	資格異動	種別変更	資格異動における履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、被保険者の種別の変更があった年月日、種別及びその理由、受付年月日	必須				0	0	0			

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
101	資格異動	種別変更	資格異動における履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、機構報告年月日、返戻年月日	オプション		①項番86参照		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ②No.86の②参照
102	資格異動	種別変更	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	必須		①行政区別に異動報告書が作成できる機能を設けてください。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①指摘の通り記載を修正
103	資格異動	種別変更	国民年金被保険者関係届書（申出書）を出力できること ※印字項目については、帳票詳細要件を参照	必須				0	0	0			
104	資格異動	種別変更	指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一覧で確認できること	オプション		①EUC対応でない帳票については、レイアウト、出力項目、出力条件等の要件を定義をお願いします。 定義されない場合、調達時に市区町村が個別に定義する必要があります。 また、各ベンダーのパッケージも独自に帳票を作成することになるため、カスタマイズが発生する可能性が高くなり、現状と変わりません。標準仕様書作成の目的に反すると考えます。 ②EUC対応でない帳票については、レイアウト、出力項目、出力条件等の要件を定義をお願いします。 定義されない場合、調達時に市区町村が個別に定義する必要があります。 また、各ベンダーのパッケージも独自に帳票を作成することになるため、カスタマイズが発生する可能性が高くなり、現状と変わりません。標準仕様書作成の目的に反すると考えます。	③EUC対応でない帳票については、レイアウト、出力項目、出力条件等の要件を定義していただかないと、実装ができません。また、実装したとしてもカスタマイズの温床となります。		1	3	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②③詳細を定義する対象は外部帳票のみであり、内部帳票は定義しないと整理されたため、対応なし。なお、外部帳票における法令上必須以外の対象については、標準仕様書改版の際に定義する想定（EUC等で対応する旨、備考に追記）
105	資格異動	資格喪失（死亡）	資格喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、死亡した年月日、資格喪失年月日（死亡日の翌日） ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所	必須		①機構への報告完了を確認するために、電子媒体登録有無と機構報告年月日を必須項目とするのが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。 ②管理項目の「死亡した年月日」は、住民記録システムからの連携項目または参照項目のため、国民年金システムでの管理項目としては不要と考えます。また、管理項目に「理由」の追加もお願いします。 ③管理項目の「死亡した年月日」は、住民記録システムからの連携項目または参照項目のため、国民年金システムでの管理項目としては不要と考えます。 ④管理項目として「理由」が必要です。資格得喪の情報を管理する場合に、喪失した理由を判断することができなくなります。 ⑤No.85では、管理項目に「電子媒体収録有無」がありますが、左記No.では「電子媒体収録有無」がありません。「国民年金適用関係届書作成仕様書」に準拠した仕様となる場合、左記No.についても、電子媒体での報告が可能となると考えられますので、管理項目に「電子媒体収録有無」を追加する必要があるのではないのでしょうか。 ⑥住民記録システム連携に係る項目について死亡した日を追加する必要がある。 ⑦死亡した日は項番85(1)参照 ⑧死亡日については、頃死亡（〇月〇日～〇月〇日など）への対応が必要	⑨死亡した年月日は年金システムの管理項目ではなく、住民記録システム連携に係る項目に分類されるのではないのでしょうか。 以下のNoは同様の確認です。 （105,106,107,113） ⑩管理項目の「死亡した年月日」は、住民記録システムからの連携項目または参照項目のため、国民年金システムでの管理項目としては不要と考えます。 ⑪管理項目として「理由」が必要です。資格得喪の情報を管理する場合に、喪失した理由を判断することができなくなります。	8	3	11	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①対応しない ②③④⑨⑩⑪指摘の通り記載を修正 ⑤管理項目に「電子媒体収録有無」を追加する ⑥⑧指摘の通り記載を修正 ⑦No.85の⑤参照
						⑦死亡した日は項番85(1)参照		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ⑦No.85の⑤参照
106	資格異動	資格喪失（死亡）	該当者に対し、一括喪失処理ができること 【管理項目】 基礎年金番号、死亡した年月日、資格喪失年月日（死亡日の翌日） ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所	オプション		①一括喪失処理とは、どのような処理を想定されているのでしょうか。指定した期間の死亡者を住民記録システムから抽出し、一括で喪失異動を行うということでしょうか。		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ①ご認識の通り

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
			所			②管理項目の「死亡した年月日」は、住民記録システムからの連携項目または参照項目のため、国民年金システムでの管理項目としては不要と考えます。また、管理項目に「理由」の追加もお願いします。 ③管理項目の「死亡した年月日」は、住民記録システムからの連携項目または参照項目のため、国民年金システムでの管理項目としては不要と考えます。 ④管理項目として「理由」が必要です。資格得喪の情報を管理する場合に、喪失した理由を判断することができなくなります。 ⑤No.105と同様	⑥管理項目の「死亡した年月日」は、住民記録システムからの連携項目または参照項目のため、国民年金システムでの管理項目としては不要と考えます。 ⑦管理項目として「理由」が必要です。資格得喪の情報を管理する場合に、喪失した理由を判断することができなくなります。	4	2	6	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ②③④⑥⑦指摘の通り記載を修正 ⑤No.105の⑥⑦⑧参照
107	資格異動	資格喪失（死亡）	資格異動における履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、死亡した年月日、資格喪失年月日（死亡日の翌日） ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住	必須		①管理項目の「死亡した年月日」は、住民記録システムからの連携項目または参照項目のため、国民年金システムでの管理項目としては不要と考えます。また、管理項目に「理由」の追加もお願いします。 ②管理項目の「死亡した年月日」は、住民記録システムからの連携項目または参照項目のため、国民年金システムでの管理項目としては不要と考えます。 ③管理項目として「理由」が必要です。資格得喪の情報を管理する場合に、喪失した理由を判断することができなくなります。 ④No.105と同様	⑤管理項目の「死亡した年月日」は、住民記録システムからの連携項目または参照項目のため、国民年金システムでの管理項目としては不要と考えます。 ⑥管理項目として「理由」が必要です。資格得喪の情報を管理する場合に、喪失した理由を判断することができなくなります。	4	2	6	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②③⑤⑥指摘の通り記載を修正 ④No.105の⑥⑦⑧参照
108	資格異動	資格喪失（死亡）	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	必須		①行政区別に異動報告書が作成できる機能を設けてください。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①指摘の通り記載を修正
109	資格異動	資格喪失（死亡）	喪失情報に基づいて、申請免除、法定免除、産前産後免除、付加情報の終了期間が自動的に変更できること 付加終了日：資格喪失日 免除終了日：喪失日の属する月の前月	オプション				0	0	0			
110	資格異動	資格喪失（死亡）	住民記録システムの異動情報、死亡者情報、指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一瞥で確認できること	オプション				0	0	0			
111	資格異動	資格喪失（海外転出）	喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、資格喪失の年月日及びその理由、受付年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所	必須		①機構への報告完了を確認するために、電子媒体登録有無と機構報告年月日を必須項目とするのが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。 ②No.85では、管理項目に「電子媒体収録有無」がありますが、左記No.では「電子媒体収録有無」がありません。「国民年金適用関係届書作成仕様書」に準拠した仕様となるとする場合、左記No.についても、電子媒体での報告が可能となると考えられますので、管理項目に「電子媒体収録有無」を追加する必要があるのではないのでしょうか。 ③住民記録システム連携に係る項目について転出予定日を追加する必要がある。 ④転出予定日は項番85(1)参照		4	0	4	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①対応しない ②管理項目に「電子媒体収録有無」を追加する ③指摘の通り記載を修正 ④No.85の⑤参照
112	資格異動	資格喪失（海外転出）	喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、機構報告年月日、返戻年月日	オプション	オプション	①項番86参照		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ①No.86の②参照
						②転出先（国名等）の登録・修正・削除・照会ができること		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ②指摘の通り記載を修正
113	資格異動	資格喪失（海外転出）	該当者に対し、一括喪失処理ができること 【管理項目】 基礎年金番号、資格喪失の年月日及びその理由、受付年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住	オプション				0	0	0			
114	資格異動	資格喪失（海外転出）	該当者に対し、一括喪失処理ができること 【管理項目】 受付番号、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、機構報告年月日、返戻年月日	オプション		①一括処理の場合は、受付情報は管理できないため当機能については削除をお願いします。 ※同様の資格喪失（死亡）の一括処理には、該当機能はありません。	③一括処理の場合は、受付情報は管理できないため当機能については削除をお願いします。 ※同様の資格喪失（死亡）の一括処理には、該当機能はありません。	1	1	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①③受付に係る機能は精査した上で、残置する場合はNo.113に統合

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
						②項番86参照		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ②No.86の②参照
115	資格異動	資格喪失（海外転出）	資格異動における履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、資格喪失の年月日及びその理由、受付年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住	必須				0	0	0			
116	資格異動	資格喪失（海外転出）	資格異動における履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、機構報告年月日、返戻年月日	オプション		①項番86参照		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ①No.86の②参照
117	資格異動	資格喪失（海外転出）	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	必須		①行政区別に異動報告書が作成できる機能を設けてください。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①指摘の通り記載を修正
118	資格異動	資格喪失（海外転出）	喪失情報に基づいて、申請免除、法定免除、産前産後免除、付加情報の終了期間が自動的に変更できること 付加終了日：資格喪失日 免除終了日：喪失日の属する月の前月	オプション				0	0	0			
119	資格異動	資格喪失（海外転出）	指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一覧で確認できること	オプション				0	0	0			
120	資格異動	資格喪失（60歳到達）	喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、資格喪失の年月日及びその理由 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所	必須				0	0	0			
121	資格異動	資格喪失（60歳到達）	指定期間内に期間満了する該当者に対し、一括で満了喪失処理ができること 【管理項目】 基礎年金番号、資格喪失の年月日及びその理由 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所	オプション		① 6 0 歳到達者の一括満了喪失処理はオプションとなっていますが、この処理は不要とする自治体も多いと想定されるためでしょうか。 ②要件種別は必須ではなくて問題ありませんか。		2	0	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②リアルタイム連携を前提とし、一括処理は優先度低と決定されたため、オプションのままとする
122	資格異動	資格喪失（60歳到達）	資格異動における履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、資格喪失の年月日及びその理由 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所	必須				0	0	0			

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
123	資格異動	資格喪失（60歳到達）	異動報告の可否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	必須		①No.85では、管理項目に「電子媒体収録有無」がありますが、左記No.では「電子媒体収録有無」がありません。「国民年金適用関係届書作成仕様書」に準拠した仕様となる場合、左記No.についても、電子媒体での報告が可能となると考えられますので、管理項目に「電子媒体収録有無」を追加する必要があるのではないのでしょうか。 ②行政区別に異動報告書が作成できる機能を設けてください。		2	0	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①管理項目に「電子媒体収録有無」を追加する ②指摘の通り記載を修正
124	資格異動	資格喪失（60歳到達）	期間満了処理の被保険者のうち、予定加入者について高齢任意加入の登録・修正・削除・照会ができること	オプション		①「予定加入者」とはなにか		1	0	1	質問	機能・帳票要件一覧を修正	【質問回答】 ①任意加入の予定者を指す。文言追記
125	資格異動	資格喪失（60歳到達）	高齢任意加入者について予定喪失処理を行えること	オプション				0	0	0			
126	資格異動	資格喪失（60歳到達）	喪失情報に基づいて、申請免除、法定免除、産前産後免除、付加情報の終了期間が自動的に変更できること 付加終了日：資格喪失日 免除終了日：喪失日の属する月の前月	オプション		①法定免除の資格取得喪失で、資格取得での入力法定免除に限り障害年金受給及び生活保護受給が繰り返しの人が多く、情報を2つ持てるようにしていただきたい。障害年金受給者で、台帳が、生活保護での法定免除を受けている場合、障害法定免除申請がないままがある。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①要件定義以降に各自自治体にて検討する範囲とする
127	資格異動	資格喪失（60歳到達）	期間満了およびその予定者（60・65・70歳到達）情報、指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一覧で確認できること	オプション				0	0	0			
128	資格異動	資格喪失（その他）	資格喪失に係る受付処理簿を作成できること	必須		①項番84参照 ②「（その他）」以外の喪失事由でも受付処理簿が必要であるが、除外されている理由を示されたい。 ③「却下通知年月日」を記入することは事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する必須項目であるが含まれていない理由を示されたい。		3	0	3	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.84の②③④⑤参照 ②他喪失事由についても受付処理簿を追加 ③詳細を定義する対象は外部帳票のみであり、内部帳票は定義しないと整理されたため、対応なし（EUC等で対応する旨、備考に追記）
129	資格異動	資格喪失（その他）	喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、資格喪失の年月日及びその理由、受付年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所	必須		①機構への報告完了を確認するために、電子媒体登録有無と機構報告年月日を必須項目とするのが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①電子媒体登録有無を追加
130	資格異動	資格喪失（その他）	喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、機構報告年月日、返戻年月日	オプション		①項番86参照		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ①No.86の②参照
131	資格異動	資格喪失（その他）	1号から3号への種別変更に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、資格喪失の年月日及びその理由、受付年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所	必須		① 1→3号は種別変更であり、喪失ではない	②市区町村において3号の管理は不要であると思いますので、必須ではなくオプションではないでしょうか。	1	1	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①資格喪失として扱うと整理したため、残置 ②3号情報を管理するわけではないので、対応しない
132	資格異動	資格喪失（その他）	1号から3号への種別変更に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、機構報告年月日、返戻年月日	オプション		①項番86参照		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ①No.86の②参照

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
						②No.131と同様		1	0	1	指摘	機能・帳票 要件一覧を 修正	【指摘対応】 ②No.131の①参照
133	資格異動	資格喪失（その他）	被保険者のうち、65歳以上加入者の予定喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、資格喪失の年月日及びその理由、受付年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所	必須		①No.85では、管理項目に「電子媒体収録有無」がありますが、左記No.では「電子媒体収録有無」がありません。「国民年金適用関係届書作成仕様書」に準拠した仕様となるとする場合、左記No.についても、電子媒体での報告が可能となると考えられますので、管理項目に「電子媒体収録有無」を追加する必要があるのではないのでしょうか。		1	0	1	指摘	機能・帳票 要件一覧を 修正	【指摘対応】 ①管理項目に「電子媒体収録有無」を追加する
134	資格異動	資格喪失（その他）	被保険者のうち、65歳以上加入者の予定喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、機構報告年月日、返戻年月日	オプション		①項番86参照		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ①No.86の②参照
135	資格異動	資格喪失（その他）	資格異動における履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、資格喪失の年月日及びその理由、受付年月日	必須				0	0	0			
136	資格異動	資格喪失（その他）	資格異動における履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、機構報告年月日、返戻年月日	オプション		①項番86参照		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ①No.86の②参照
137	資格異動	資格喪失（その他）	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	必須		①行政区別に異動報告書が作成できる機能を設けてください。		1	0	1	指摘	機能・帳票 要件一覧を 修正	【指摘対応】 ①指摘の通り記載を修正
138	資格異動	資格喪失（その他）	国民年金被保険者関係届書（申出書）を出力できること ※印字項目については、帳票詳細要件を参照	必須				0	0	0			
139	資格異動	資格喪失（その他）	喪失情報に基づいて、申請免除、法定免除、産前産後免除、付加情報の終了期間が自動的に変更できること 付加終了日：資格喪失日 免除終了日：喪失日の属する月の前月	オプション				0	0	0			
140	資格異動	資格喪失（その他）	指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一覧で確認できること	オプション				0	0	0			

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
141	資格異動	国内転入	転入に係る異動の登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、受付年月日、転入年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、転入前住所、転入後の現住所	必須		①機構への報告完了を確認するために、電子媒体登録有無と機構報告年月日を必須項目とするのが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。 ②管理項目の「転入年月日」については、住民記録システムからの連携項目または参照項目のため、国民年金システムでの管理項目としては不要と考えます。 ③管理項目の「転入年月日」は、住民記録システムからの連携項目または参照項目のため、国民年金システムでの管理項目としては不要と考えます。 ④管理項目の「転入年月日」は、住民記録システムからの連携項目または参照項目のため、国民年金システムでの管理項目としては不要と考えます。 ⑤フロー「1.7.」を確認していますと、「・住民記録システムから国民年金システムへ転入情報が連携されて自動反映（※）する場合は、以降の作業を実施しない」と記載がありますが、機能・帳票要件一覧上には記載がありません。例えば、機能・帳票要件一覧No.121を確認しますとオプションで60歳一括喪失処理の記載があります。国内転入の自動反映についても機能・帳票要件一覧にオプションとして記載いただけませんか。 ⑥No.85では、管理項目に「電子媒体収録有無」がありますが、左記No.では「電子媒体収録有無」がありません。「国民年金適用関係届書作成仕様書」に準拠した仕様となる場合、左記No.についても、電子媒体での報告が可能となると考えられますので、管理項目に「電子媒体収録有無」を追加する必要はあるのではないのでしょうか。 ⑦政令市では市外異動と区間異動と区内異動を区分できる必要がある。本市の現行システム仕様に実装しており仕様書提供したがり取り込まなかった理由を示されたい。 ⑧転入の異動登録においては管理項目に氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所が必要。 ⑨項番85(1)参照 ⑩再転入者は同一人特定のために、同一人物一覧で確認できること、及び転出時点の情報を確認・紐づけ・転記できるとする必要がある（介護保険システム標準仕様書第1.0版機能ID1.1.2及び1.3.56参照）	①転入年月日は年金システムの管理項目ではなく、住民記録システム連携に係る項目に分類されるのではないのでしょうか。 （No.142も同様の確認。） ②管理項目の「転入年月日」は、住民記録システムからの連携項目または参照項目のため、国民年金システムでの管理項目としては不要と考えます。	10	2	12	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①対応しない ②③④⑩⑫指摘の通り記載を修正 ⑤パッケージとしては必須だが、実装要否は自治体内で検討可のため残置。なお、ユーザ作業としては実施しないが、システムとして機能は必要であるため、定義 ⑥管理項目に「電子媒体収録有無」を追加する ⑦一部自治体で考慮が必要なため、オプションへ追加 ⑧住記連携で取得して反映するため、管理項目に追加しない ⑨No.85の⑤参照 ⑩No.143で再転入者については紐づけできる機能を用意
142	資格異動	国内転入	転入に係る履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、受付年月日、転入年月日	必須		①管理項目の「転入年月日」については、住民記録システムからの連携項目または参照項目のため、国民年金システムでの管理項目としては不要と考えます。 ②管理項目の「転入年月日」は、住民記録システムからの連携項目または参照項目のため、国民年金システムでの管理項目としては不要と考えます。 ③管理項目の「転入年月日」は、住民記録システムからの連携項目または参照項目のため、国民年金システムでの管理項目としては不要と考えます。 ④フロー「1.7.」を確認していますと、「・住民記録システムから国民年金システムへ転入情報が連携されて自動反映（※）する場合は、以降の作業を実施しない」と記載がありますが、機能・帳票要件一覧上には記載がありません。例えば、機能・帳票要件一覧No.121を確認しますとオプションで60歳一括喪失処理の記載があります。国内転入の自動反映についても機能・帳票要件一覧にオプションとして記載いただけませんか。	⑤管理項目の「転入年月日」は、住民記録システムからの連携項目または参照項目のため、国民年金システムでの管理項目としては不要と考えます。	4	1	5	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②③⑤指摘の通り記載を修正 ④パッケージとしては必須だが、実装要否は自治体内で検討可のため残置。なお、ユーザ作業としては実施しないが、システムとして機能は必要であるため、定義
143	資格異動	国内転入	再転入で新規の宛名番号が作成された際に、旧宛名番号の年金情報を新しい宛名番号に移管できること	必須		①旧宛名番号についても履歴情報として保持し、税更正等に対応できるようにしてください。 ②フロー「1.7.」を確認していますと、「・住民記録システムから国民年金システムへ転入情報が連携されて自動反映（※）する場合は、以降の作業を実施しない」と記載がありますが、機能・帳票要件一覧上には記載がありません。例えば、機能・帳票要件一覧No.121を確認しますとオプションで60歳一括喪失処理の記載があります。国内転入の自動反映についても機能・帳票要件一覧にオプションとして記載いただけませんか。 ③現在の業務では、再転入後に新たに宛名番号を付番した際、元宛名番号との紐付けは基礎年金番号で行っています。（移管作業は手入力）。国民年金システムでの宛名番号の引継ぎはどのように行われるのでしょうか？		3	0	3	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①指摘に係る機能を補記として用意 ②パッケージとしては必須だが、実装要否は自治体内で検討可のため残置。なお、ユーザ作業としては実施しないが、システムとして機能は必要であるため、定義 ③基礎年金番号やその他の情報に基づき紐づきを行う想定であり、要件定義以降に定義できる範囲とするため、対応なし
144	資格異動	国内転入	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	必須		①フロー「1.7.」を確認していますと、「・住民記録システムから国民年金システムへ転入情報が連携されて自動反映（※）する場合は、以降の作業を実施しない」と記載がありますが、機能・帳票要件一覧上には記載がありません。例えば、機能・帳票要件一覧No.121を確認しますとオプションで60歳一括喪失処理の記載があります。国内転入の自動反映についても機能・帳票要件一覧にオプションとして記載いただけませんか。 ②行政区別に異動報告書が作成できる機能を設けてください。 ③項番156(1)参照		3	0	3	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①パッケージとしては必須だが、実装要否は自治体内で検討可のため残置。なお、ユーザ作業としては実施しないが、システムとして機能は必要であるため、定義 ②指摘の通り記載を修正 ③No.156の①参照

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
145	資格異動	国内転入	転入者の中で国保加入の形跡がある年金未加入者情報、指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、それぞれ一覧で確認できること	オプション		①フロー「1.7.」を確認していますと、「・住民記録システムから国民年金システムへ転入情報が連携されて自動反映（※）する場合は、以降の作業を実施しない」と記載がありますが、機能・帳票要件一覧上には記載がありません。例えば、機能・帳票要件一覧No.121を確認しますとオプションで60歳一括喪失処理の記載があります。国内転入の自動反映についても機能・帳票要件一覧にオプションとして記載いただけませんか。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①パッケージとしては必須だが、実装要否は自治体内で検討可のため残置。なお、ユーザ作業としては実施しないが、システムとして機能は必要であるため、定義
146	資格異動	国内転出	転出に係る異動の登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、受付年月日、転出年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、転出先住所	必須		①機構への報告完了を確認するために、電子媒体登録有無と機構報告年月日を必須項目とするのが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。 ②管理項目の「転出年月日」については、住民記録システムからの連携項目または参照項目のため、国民年金システムでの管理項目としては不要と考えます。 ③管理項目の「転出年月日」は、住民記録システムからの連携項目または参照項目のため、国民年金システムでの管理項目としては不要と考えます。 ④管理項目の「転出年月日」は、住民記録システムからの連携項目または参照項目のため、国民年金システムでの管理項目としては不要と考えます。 ⑥住民記録システム連携に係る項目について転出予定日を追加する必要がある。 ⑦転出予定日について項番85(1)参照	⑧転出年月日は年金システムの管理項目ではなく、住民記録システム連携に係る項目に分類されるのではないのでしょうか。 （No.147も同様の確認。） ⑨管理項目の「転入年月日」は、住民記録システムからの連携項目または参照項目のため、国民年金システムでの管理項目としては不要と考えます。	6	2	8	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①電子媒体登録有無は追加 ②③④⑧⑨指摘の通り記載を修正 ⑥指摘の通り記載を修正 ⑦No.85の⑤参照
						⑤項番141(1)参照		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ⑤No.141の⑦参照
147	資格異動	国内転出	転出に係る履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、受付年月日、転出年月日	必須		①管理項目の「転出年月日」については、住民記録システムからの連携項目または参照項目のため、国民年金システムでの管理項目としては不要と考えます。 ②管理項目の「転出年月日」は、住民記録システムからの連携項目または参照項目のため、国民年金システムでの管理項目としては不要と考えます。 ③管理項目の「転出年月日」は、住民記録システムからの連携項目または参照項目のため、国民年金システムでの管理項目としては不要と考えます。	④管理項目の「転入年月日」は、住民記録システムからの連携項目または参照項目のため、国民年金システムでの管理項目としては不要と考えます。	3	1	4	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②③④指摘の通り記載を修正
148	資格異動	国内転出	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	必須		①行政区別に異動報告書が作成できる機能を設けてください。 ②項番156(1)参照		2	0	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①指摘の通り記載を修正 ②No.156の①参照
149	資格異動	国内転出	指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一覧で確認できること	オプション				0	0	0			
150	資格異動	氏名・性別・生年月日変更	氏名訂正に係る異動の修正・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、変更前氏名、変更前氏名カナ、変更後氏名、変更後氏名カナ、受付年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、性別、生年月日、住所	オプション	・マイナンバー未付番者については報告が必要	①機構への報告完了を確認するために、電子媒体登録有無と機構報告年月日を必須項目とするのが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。 ②文章が見切れています。 ③氏名・性別・生年月日変更について要件種別はオプションですが、「マイナンバー未付番者については報告が必要」であるならば機能として必須ではないでしょうか。システムを介さず別途違う形で報告する形をとれば、数が少ないためシステムの機能としてなくても問題なしという判断でよいでしょうか。 ④No.85では、管理項目に「電子媒体収録有無」がありますが、左記No.では「電子媒体収録有無」がありません。「国民年金適用関係届届書作成仕様書」に準拠した仕様となる場合、左記No.についても、電子媒体での報告が可能となると考えられますので、管理項目に「電子媒体収録有無」を追加する必要があるのではないのでしょうか。 ⑥No.150～153はなぜオプションか？「住所変更」との扱いの違いがわからない。		5	0	5	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①対応しない ②指摘の通り記載を修正 ③⑥住記からの自動連携を前提とするため、オプションとして残置。なお、住記からの連携がエラーとなっている、もしくは国年システム上での変更作業を契機として異動報告を作成するケースを想定して修正機能を用意 ④管理項目に「電子媒体収録有無」を追加する

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
						⑤「住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること」に訂正前後の氏名・氏名カナを含まない理由を示されたい。	⑦氏名カナ、氏名は住記側で管理している項目のため、年金の管理項目からは不要ではないでしょうか。	1	1	2	質問	機能・帳票 要件一覧を修正	【質問回答】 ⑤⑦年金機構側で保持する情報が変更前の状態となっており、住記システムの変更が反映されていないことが判明した場合や、年金機構への報告管理するケースを想定して、国年システムにおける独自管理として修正できる機能とする
151	資格異動	氏名・性別・生年月日変更	性別訂正に係る異動の修正・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、変更前性別、変更後性別、受付年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所	オプション	・マイナンバー未付番者については報告が必要	①機構への報告完了を確認するために、電子媒体登録有無と機構報告年月日を必須項目とするのが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。 ②文章が見切れています。 ③氏名・性別・生年月日変更について要件種別はオプションですが、「マイナンバー未付番者については報告が必要」であるならば機能として必須ではないでしょうか。システムを介さず別途違う形で報告する形をとれば、数が少ないためシステムの機能としてなくても問題なしという判断でよいでしょうか。	⑥性別訂正については、個人番号付番済み者も報告が必要と考えます。	3	1	4	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①電子媒体登録有無は追加する ②指摘の通り記載を修正 ③住記からの自動連携を前提とするため、オプションとして残置。なお、住記からの連携がエラーとなっている、もしくは国年システム上での変更作業を契機として異動報告を作成するケースを想定して修正機能を用意 ⑥備考の記載を削除
						④「住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること」における訂正前後の性別・生年月日を、項番158にのみ含め、項番151、152に含めない理由を示されたい。 ⑤No.150と同様	⑦性別は住記側で管理している項目のため、年金の管理項目からは不要ではないでしょうか。	2	1	3	質問	質問回答	【質問回答】 ④住記からの自動連携を前提とするため、No.158では住記連携で取得としている。No.151,152について、住記からの連携がエラーとなっている、もしくは国年システム上での変更作業を契機として異動報告を作成するケースを想定し、国年システムで独自管理して修正できる機能としている ⑤No.150の⑤⑥参照 ⑦年金機構側で保持する情報が変更前の状態となっており、住記システムの変更が反映されていないことが判明
152	資格異動	氏名・性別・生年月日変更	生年月日訂正に係る異動の修正・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、変更前生年月日、変更後生年月日、受付年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所	オプション	・マイナンバー未付番者については報告が必要	①機構への報告完了を確認するために、電子媒体登録有無と機構報告年月日を必須項目とするのが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。 ②氏名・性別・生年月日変更について要件種別はオプションですが、「マイナンバー未付番者については報告が必要」であるならば機能として必須ではないでしょうか。システムを介さず別途違う形で報告する形をとれば、数が少ないためシステムの機能としてなくても問題なしという判断でよいでしょうか。		2	0	2	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①電子媒体登録有無は追加 ②住記からの自動連携を前提とするため、オプションとして残置。なお、住記からの連携がエラーとなっている、もしくは国年システム上での変更作業を契機として異動報告を作成するケースを想定して修正機能を用意
						③「住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること」における訂正前後の性別・生年月日を、項番158にのみ含め、項番151、152に含めない理由を示されたい。 ④No.150と同様	⑤生年月日は住記側で管理している項目のため、年金の管理項目からは不要ではないでしょうか。	2	1	3	質問	質問回答	【質問回答】 ③住記からの自動連携を前提とするため、No.158では住記連携で取得としている。No.151,152について、住記からの連携がエラーとなっている、もしくは国年システム上での変更作業を契機として異動報告を作成するケースを想定し、国年システムで独自管理して修正できる機能としている ④No.150の⑤⑥参照 ⑤年金機構側で保持する情報が変更前の状態となっており、住記システムの変更が反映されていないことが判明した場合や、年金機構への報告管理するケースを想定して、国年システムにおける独自管理として修正できる機能
153	資格異動	氏名・性別・生年月日変更	資格異動における履歴の修正・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、変更前氏名、変更前氏名カナ、変更後氏名、変更後氏名カナ、変更前性別、変更後性別、変更前生年月日、変更後生年月日、受付年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所	オプション		①No.150と同様		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ①No.150の⑤⑥参照
							②氏名、カナ氏名、性別、生年月日は住記側で管理している項目のため、年金の管理項目からは不要ではないでしょうか。 ③氏名・性別・生年月日変更にて「資格異動」は生じない認識ですが、こちらの要件はどのような要件になりますでしょうか。	0	2	2	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ②No.150～152は、年金機構側で保持する情報が変更前の状態となっており、住記システムの変更が反映されていないことが判明した場合や、年金機構への報告管理するケースを想定して、国年システムにおける独自管理として修正できる機能であるため、その履歴管理として残置 ③資格異動の文言を修正
154	資格異動	氏名・性別・生年月日変更	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	必須		①行政区別に異動報告書が作成できる機能を設けてください。		1	0	1	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①指摘の通り記載を修正

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
155	資格異動	氏名・性別・生年月日変更	指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一覧で確認できること	オプション				0	0	0			
156	資格異動	氏名・性別・生年月日変更	住所変更に係る異動報告の作成ができること	必須	・マイナンバー未付番者については報告が必要	①住所変更に係る受付処理簿出力機能が必要であるため追加されたい。 除外されている理由を示されたい。また項番84参照。 ②氏名変更に係る受付処理簿出力機能が必要であるため追加されたい。 除外されている理由を示されたい。また項番84参照。 ③事務レベル2（住所含まず）と文案が不整合。 ④氏名変更に係る報告書は法定受託事務として必須だが対象外か。	⑤記載内容は住所変更だが、「事務レベル2」は氏名・性別・生年月日訂正で、管理項目等の記載もない。 No.63の異動処理に該当するのではないか。要件として再度確認、精査いただきたい。	4	1	5	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①受付処理簿作成機能に追加 ②氏名変更についてはすでに用意あり ③⑤事務レベル名の名称を変更 ④No.154に含めるため、本機能は削除
157	資格異動	追加・訂正	追加・訂正に係る受付処理簿を作成できること	必須		①事務レベル2の「追加・訂正」とは何か。法定受託事務のいずれの事務か。 ②項番84参照		2	0	2	質問	質問回答	【質問回答】 ①追加・訂正に関しては、国民年金納付記録訂正・追加・取消報告書に関する事務を指す ②No.84の②⑤参照
				必須		②項番84参照		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ②No.84の③④参照
158	資格異動	追加・訂正	資格取得、喪失に係る修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、届書種類・番号、資格取得年月日・種別及びその理由、資格喪失年月日・種別およびその理由、喪失予定に対する取得年月日、喪失予定年月日、受付年月日 ※訂正前の以下項目については、国民年金システムの履歴から照会できること 資格取得年月日・種別及びその理由、資格喪失年月日・種別及びその理由 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別（訂正前）、性別（訂正後）、生年月日（訂正前）、生年月日（訂正後）、住所	必須		①管理項目の「喪失予定に対する取得年月日」とはどういう項目でしょうか？ ②管理項目の「喪失予定に対する取得年月日」とはどういう項目でしょうか？		2	0	2	質問	質問回答	【質問回答】 ①②国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書の帳票レイアウトを参照
							③管理項目の「喪失予定に対する取得年月日」とはどういう項目でしょうか？これまでのパッケージ導入において聞いたことがなく、必要な項目とは思えません。	0	1	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ③国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書の帳票レイアウトを参照
159	資格異動	追加・訂正	資格取得、喪失に係る修正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）返付年月日、機連報生年月日、返育年月日	オプション		①項番86参照		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ①No.86の②参照
160	資格異動	追加・訂正	資格異動における履歴の修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、届書種類・番号、資格取得年月日・種別及びその理由、資格喪失年月日・種別およびその理由、喪失予定に対する取得年月日、喪失予定年月日、受付年月日	必須		①管理項目の「喪失予定に対する取得年月日」とはどういう項目でしょうか？ ②管理項目の「喪失予定に対する取得年月日」とはどういう項目でしょうか？		2	0	2	質問	質問回答	【質問回答】 ①②国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書の帳票レイアウトを参照

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
				必須			③管理項目の「喪失予定に対する取得年月日」とはどういう項目でしょうか？これまでのパッケージ導入において聞いたことがなく、必要な項目とは思えません。	0	1	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ③対応しない
161	資格異動	追加・訂正	資格異動における履歴の修正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、機構報告年月日、返戻年月日	オプション		①項番86参照		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ①No.86の②参照
162	資格異動	追加・訂正	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	必須		①行政区別に異動報告書が作成できる機能を設けてください。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①指摘の通り記載を修正
163	資格異動	追加・訂正	被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書（申出書）を出力できること ※印字項目については、帳票詳細要件を参照	必須	・法令上必須の帳票のため、必須とする	①「被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書（申出書）」が帳票詳細要件に記載されておらず、帳票レイアウトも見当たりません。（現状、実務では使用していませんが、法令上必須であれば、定義する必要があるかと思います。） ②「被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書（申出書）」が帳票レイアウト、帳票詳細要件に記載されていません。 ④「被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書（申出書）」が帳票レイアウト、帳票詳細要件に記載されていません。	⑤「被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書（申出書）」は、帳票レイアウト、帳票詳細要件に記載されていません。 ⑥届書種類・番号/生年月日（元号）/性別において、帳票レイアウト上はプレ印字（手書きで○様式）ですが、帳票詳細要件ではシステム印字項目になっています。システム印字項目とするならば、帳票レイアウトのプレ印字は削除し、表示（印字）編集条件を示していただきたいです。	3	2	5	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②④⑤指摘の通り記載を修正 ⑥帳票レイアウトについては、標準仕様書の改版にあたり修正するため、残置
						③被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書（申出書）も手書きではなく、標準化以降はシステムから出力したものを利用することが必須となるでしょうか。		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ③/パッケージとして必須だが、実装要否は自治体の検討範囲
164	資格異動	追加・訂正	指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一覧で確認できること	オプション				0	0	0			
165	資格異動	不在	不在に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 （不在・不在判明共通）基礎年金番号、受付年月日、電子媒体登録有無（不在）住民票消除年月日（該当年月日）（不在判明）住所判明年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること （不在・不在判明共通）個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日（不在）住民票消除理由（不在判明）判明住所（郵便番号、住所（市区町村コード、フリガナ）、変更年月日）、氏名変更を伴う場合（変更後の氏名、変更年月日）	必須	必須	①機構への報告完了を確認するために、電子媒体登録有無と機構報告年月日を必須項目とするのが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。 ②不在について受付という事務は存在しないため、受付年月日は管理できない項目ではないでしょうか？ ③住民票消除年月日、住所判明年月日は、住民記録システムから連携、または参照する項目ではないでしょうか？ ④不在について受付という事務は存在しないため、受付年月日は管理できない項目ではないでしょうか？ ⑤住民票消除年月日、住所判明年月日は、住民記録システムから連携、または参照する項目ではないでしょうか？ ⑩住所（フリガナ）削除。標準化後の住民記録システムでは住所（フリガナ）は管理項目となっていない。住所（フリガナ）の連携要否を確認願います。	⑥住民票削除年月日は住記システムからの照会ではないでしょうか。 ⑧不在について受付という事務は存在しない認識です。受付年月日は管理できない項目ではないでしょうか？ ⑨住民票消除年月日、住所判明年月日は、住民記録システムから連携、または参照する項目ではないでしょうか？	5	3	8	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①電子媒体登録有無を追加 ②④⑧住記からの連携日として残置 ③⑤⑥⑨指摘の通り記載を修正 ⑩指摘のとおり修正
							⑦「受付年月日」は何の受付を想定した管理項目になりますでしょうか。（住記システム側からの連携項目になりますでしょうか。） （No.167も同様の確認。）	0	1	1	質問	質問回答	【質問回答】 ⑦ご認識の通り

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
166	資格異動	不在	不在に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、機構報告年月日、返戻年月日	オプション		①不在について受付という事務は存在しないため、受付年月日は管理できない項目ではないでしょうか？ ②住民票消除年月日、住所判明年月日は、住民記録システムから連携、または参照する項目ではないでしょうか？ ③不在について受付という事務は存在しないため、受付年月日は管理できない項目ではないでしょうか？ ④住民票消除年月日、住所判明年月日は、住民記録システムから連携、または参照する項目ではないでしょうか？	⑥不在について受付という事務は存在しない認識です。受付年月日は管理できない項目ではないでしょうか？ ⑦住民票消除年月日、住所判明年月日は、住民記録システムから連携、または参照する項目ではないでしょうか？	4	2	6	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①③⑥住記からの連携日として残置 ②④⑦指摘の通り記載を修正
						⑤項番86参照		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ⑤No.86の②参照
167	資格異動	不在	不在に係る履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 （不在・不在判明共通）基礎年金番号、受付年月日 （不在）住民票消除年月日（該当年月日） （不在判明）住所判明年月日	必須		①不在について受付という事務は存在しないため、受付年月日は管理できない項目ではないでしょうか？ ②住民票消除年月日、住所判明年月日は、住民記録システムから連携、または参照する項目ではないでしょうか？ ③不在について受付という事務は存在しないため、受付年月日は管理できない項目ではないでしょうか？ ④住民票消除年月日、住所判明年月日は、住民記録システムから連携、または参照する項目ではないでしょうか？	⑤不在について受付という事務は存在しない認識です。受付年月日は管理できない項目ではないでしょうか？ ⑥住民票消除年月日、住所判明年月日は、住民記録システムから連携、または参照する項目ではないでしょうか？	4	2	6	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①③⑤住記からの連携日として残置 ②④⑥指摘の通り記載を修正
168	資格異動	不在	不在に係る履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、機構報告年月日、返戻年月日	オプション		①不在について受付という事務は存在しないため、受付年月日は管理できない項目ではないでしょうか？ ②住民票消除年月日、住所判明年月日は、住民記録システムから連携、または参照する項目ではないでしょうか？ ③不在について受付という事務は存在しないため、受付年月日は管理できない項目ではないでしょうか？ ④住民票消除年月日、住所判明年月日は、住民記録システムから連携、または参照する項目ではないでしょうか？	⑥不在について受付という事務は存在しない認識です。受付年月日は管理できない項目ではないでしょうか？ ⑦住民票消除年月日、住所判明年月日は、住民記録システムから連携、または参照する項目ではないでしょうか？	4	2	6	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①③⑥住記からの連携日として残置 ②④⑦指摘の通り記載を修正
						⑤項番86参照		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ⑤No.86の②参照
169	資格異動	不在	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	必須		①行政区別に異動報告書が作成できる機能を設けてください。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①指摘の通り記載を修正
							②不在の異動報告は電子媒体ではないため紙媒体となるが、紙媒体の様式を定めない場合、様式が自治体独自のものとなるため、カスタマイズが発生しうる。 そのため、「居所未登録者報告書」「居所未登録者住所判明報告書様式」を「自治体独自の様式が認められているため対象外」とするのではなく、年金機構とご協議の上、標準仕様として提示いただきたい。 その提示がいただけないのならば、カスタマイズの原因となりうるため、要件から削除いただきたい。	0	1	1	質問	質問回答	【質問回答】 ②外部帳票の内、法令上必須の対象のみを現在定義しており、それ以外の外部帳票については標準仕様書改版の際に検討させて頂く
170	資格異動	不在	居所未登録者報告書を出力できること	オプション			①紙媒体の様式を定めない場合、様式が自治体独自のものとなるため、カスタマイズが発生しうる。 そのため、「居所未登録者報告書」を「自治体独自の様式が認められているため対象外」とするのではなく、年金機構とご協議の上、標準仕様として提示いただきたい。 その提示がいただけないのならば、カスタマイズの原因となりうるため、要件から削除いただきたい。	0	1	1	質問	質問回答	【質問回答】 ①外部帳票の内、法令上必須の対象のみを現在定義しており、それ以外の外部帳票については標準仕様書改版の際に検討させて頂く

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
171	資格異動	不在	居所未登録者住所判明報告書を出力できること	オプション			①紙媒体の様式を定めない場合、様式が自治体独自のものとなるため、カスタマイズが発生しうる。 そのため、「居所未登録者住所判明報告書様式」を「自治体独自の様式が認められているため対象外」とするのではなく、年金機構とご協議の上、標準仕様として提示いただきたい。 その提示がいただけないのならば、カスタマイズの原因となりうるため、要件から削除いただきたい。	0	1	1	質問	質問回答	【質問回答】 ①外部帳票の内、法令上必須の対象のみを現在定義しており、それ以外の外部帳票については標準仕様書改版の際に検討させて頂く
172	資格異動	不在	不在、不現住、指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一覧で確認できること	オプション				0	0	0			
173	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	被保険者、配偶者、世帯主の免除申請に必要な所得情報を課税情報より取得し、政令で定める額を算出できること	必須	・窓口における免除の相談時に、免除の該当有無をご案内するケースを想定	①備考欄に、「窓口における免除の相談時に、免除の該当有無をご案内するケースを想定」と記載されていますが、「窓口で免除の該当有無を案内する」というのはどの程度の案内を想定しているのでしょうか。 本市国民年金担当職員は、原則市民の税情報を確認する権限がありません。本人の同意がある場合に限り、同意した方の税情報のみを確認します。また、本市の個人情報保護条例においても、申請者の配偶者、世帯主の市税情報を本人の同意なく確認することはできません。 平成30年度には、配偶者、世帯主の承諾なしに税情報を確認したうえで、申請者の免除該当の有無について回答できる根拠について厚労省にメールにて質問していますが、いまだに回答がありません。 そのため、窓口で免除に該当しているかどうかについて案内することはできないと考えております。		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ①税情報を確認できることを想定。税情報の確認要否については相談業務で利用している自治体があり、自治体の運用に併せて実装要否は決定可能であるため、オプションとして残置する
						②No.199で学生納付特例に係る異動報告書の作成について機能を設けることとされていますが、免除・納付猶予に係る異動報告書の作成について機能要件上で記載がありません。学生納付特例と同様に異動報告書が作成できる機能を設けられませんか。 項番67(7)参照		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ②No.67参照
174	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	所得情報について、未申告・無申告の判断を行い、それを確認できること ※未申告・無申告の基準 ・未申告：住民税システムに持っている申告区分が未申告である。または、住民税システムの税データがなく、1月1日に自市町村内に住民票が存在している。（他市町村課税者を除く） ・無申告：住民税システムに持っている申告区分が無申告である。または、住民税システムの税データがなく、1月1日に自市町村内に住民票が存在しており、他住民の扶養に入っている。（他市町村課税者を除く）	オプション		①窓口における免除相談時に、免除の該当有無を適切に判断するために、必須項目とするのが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。 ②年金機構への情報提供の際に、未申告、無申告（被扶養者）、課税権がない場合の前住所地は提供が必要な内容だと考えていますが、必須機能にはなりませんか。 ③未申告・無申告判断、確認についてはオプションでなく必須とすることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。 ④No.199で学生納付特例に係る異動報告書の作成について機能を設けることとされていますが、免除・納付猶予に係る異動報告書の作成について機能要件上で記載がありません。学生納付特例と同様に異動報告書が作成できる機能を設けられませんか。		4	0	4	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②③必須へ変更 ④追加する
						⑤住民税システムに「申告区分」という項目を保持しているかどうかは住民税システムによりますので、「申告区分」を定義として用いるのは適切ではないのではないのでしょうか。 また、未申告・無申告も一般的なものではないと考えております。 （No.190も同様の確認。）		0	1	1	質問	質問回答	【質問回答】 ⑤申告区分については記載を削除。なお、未申告・無申告の定義については具体的な指摘が自治体含めないため、残置とする
175	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	免除申請者受付処理簿を作成できること	必須		①No.199で学生納付特例に係る異動報告書の作成について機能を設けることとされていますが、免除・納付猶予に係る異動報告書の作成について機能要件上で記載がありません。学生納付特例と同様に異動報告書が作成できる機能を設けられませんか。 ②項番84参照 ③項番175「申請者受付」、項番191「申請書受付」、項番205「に係る受付」この3つの異なる表現は機能的な差異があるか。		3	0	3	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①追加する ②No.84参照 ③「申請書」で統一
						④「保険料免除及び若年者納付猶予の取消申請」にも対応しているか。		1	0	1	質問	質問回答	【質問対応】 ④対応している

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
176	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	申請免除に係る登録・修正・削除・照会が行えること 【管理項目】 基礎年金番号、申請期間、届書種類、特例認定区分、受付年月日、処分年月日（承認・却下年月日）、（承認の場合）承認の旨、免除等の始期・終期、免除区分（種別）、（却下の場合）却下の旨 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所、世帯主の氏名・生年月日、配偶者の氏名・生年月日、配偶者の個人番号 ※個人住民税システム連携に係る以下の項目については照会できること 前年の所得額、扶養親族等の有無及び数、同一生計配偶者等の有無及び数、控除対象扶養親族の有無及び数	必須		①個人住民税システムから連携する項目の記載をお願いします。 ②個人住民税システムから連携する項目が記載されていません。 ③No.199で学生納付特例に係る異動報告書の作成について機能を設けることとされていますが、免除・納付猶予に係る異動報告書の作成について機能要件上で記載がありません。学生納付特例と同様に異動報告書が作成できる機能を設けられませんか。	④住民税の内容が文字切れして確認できない。 ⑤個人住民税システムから参照する項目が不十分です。特定扶養数、障害者扶養親族数、本人障害区分、本人寡婦区分、本人ひとり親区分、本人勤労学生区分、純損失及び雑損失、各控除額等も必要です。	3	2	5	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②④最終化時に文字切れしない対応をとる ③追加する ⑤いただいた項目を追加する
177	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	申請免除に係る登録・修正・削除・照会が行えること 【管理項目】 受付番号、返付年月日、再受付年月日、送付年月日	オプション		①No.199で学生納付特例に係る異動報告書の作成について機能を設けることとされていますが、免除・納付猶予に係る異動報告書の作成について機能要件上で記載がありません。学生納付特例と同様に異動報告書が作成できる機能を設けられませんか。 ②項番86参照		2	0	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①追加する ②No.86参照
178	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	過年度分の免除申請を受付できること 【管理項目】 基礎年金番号、申請期間、届書種類、特例認定区分、受付年月日、処分年月日（承認・却下年月日）、（承認の場合）承認の旨、免除等の始期・終期、免除区分（種別）、（却下の場合）却下の旨 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所、世帯主の氏名・生年月日、配偶者の氏名・生年月日、配偶者の個人番号 ※個人住民税システム連携に係る以下の項目については照会できること 前年の所得額、扶養親族等の有無及び数、同一生計配偶者等の有無及び数、控除対象扶養親族の有無及び数	必須		①個人住民税システムから連携する項目の記載をお願いします。 ②個人住民税システムから連携する項目が記載されていません。 ③No.199で学生納付特例に係る異動報告書の作成について機能を設けることとされていますが、免除・納付猶予に係る異動報告書の作成について機能要件上で記載がありません。学生納付特例と同様に異動報告書が作成できる機能を設けられませんか。	④住民税の内容が文字切れして確認できない。 ⑤個人住民税システムから参照する項目が不十分です。特定扶養数、障害者扶養親族数、本人障害区分、本人寡婦区分、本人ひとり親区分、本人勤労学生区分、純損失及び雑損失、各控除額等も必要です。	3	2	5	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②④最終化時に文字切れしない対応をとる ③追加する ⑤いただいた項目を追加する
179	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	過年度分の免除申請を受付できること 【管理項目】 受付番号、返付年月日、再受付年月日、送付年月日	オプション		①No.199で学生納付特例に係る異動報告書の作成について機能を設けることとされていますが、免除・納付猶予に係る異動報告書の作成について機能要件上で記載がありません。学生納付特例と同様に異動報告書が作成できる機能を設けられませんか。 ②項番86参照		2	0	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①追加する ②No.86参照
180	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	申請免除に係る履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、申請期間、届書種類、特例認定区分、受付年月日、処分年月日（承認・却下年月日）、（承認の場合）承認の旨、免除等の始期・終期、免除区分（種別）、（却下の場合）却下の旨	必須		①No.199で学生納付特例に係る異動報告書の作成について機能を設けることとされていますが、免除・納付猶予に係る異動報告書の作成について機能要件上で記載がありません。学生納付特例と同様に異動報告書が作成できる機能を設けられませんか。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①追加する

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
181	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	申請免除に係る履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、返付年月日、再受付年月日、送付年月日	オプション		①No.199で学生納付特例に係る異動報告書の作成について機能を設けることとされていますが、免除・納付猶予に係る異動報告書の作成について機能要件上で記載がありません。学生納付特例と同様に異動報告書が作成できる機能を設けられませんか。 ②項番86参照		2	0	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①追加する ②No.86参照
182	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	免除の総合判定結果、被保険者、配偶者、世帯主それぞれの免除判定結果（政令で定める額）を表示・確認できること	必須		①No.199で学生納付特例に係る異動報告書の作成について機能を設けることとされていますが、免除・納付猶予に係る異動報告書の作成について機能要件上で記載がありません。学生納付特例と同様に異動報告書が作成できる機能を設けられませんか。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①追加する
183	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	以下の帳票を出力できること 国民年金保険料免除・納付猶予申請書/ 国民年金保険料免除・納付猶予申請（市町村確認書） ※印字項目については、帳票詳細要件を参照	必須		①No.199で学生納付特例に係る異動報告書の作成について機能を設けることとされていますが、免除・納付猶予に係る異動報告書の作成について機能要件上で記載がありません。学生納付特例と同様に異動報告書が作成できる機能を設けられませんか。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①追加する
184	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	以下の帳票を出力できること 免除・納付猶予取消申請書/国民年金保険料追納申込書	オプション		①追納申込期間と分割区分についてシステムで一括入力し自動的に⑤⑥⑧⑨⑪⑫⑭⑮欄に振り分け記載し出力できないか。追納では被保険者の希望に合わせた納付パターンで申し込みを受けるが、加算額の関係上 2 月を終期に指定するなど現状の手処理ではヒューマンエラーが生じやすいためチェック機能が望まれる。	③免除・納付猶予取消申請書、国民年金保険料追納申込書は年金機構へ提出する書類であり、免除申請書等と同様の扱いになると思われるため、レイアウト等を定義いただきたい。 また、レイアウト提示が難しい場合、様式が自治体独自のものとなる可能性があり、カスタマイズの原因となりうるため、要件から削除いただきたい。	1	1	2	質問	質問回答	【質問回答】 ①③左記の外部帳票については2022年8月以降に定義するため、現時点での対応はなし
						②No.199で学生納付特例に係る異動報告書の作成について機能を設けることとされていますが、免除・納付猶予に係る異動報告書の作成について機能要件上で記載がありません。学生納付特例と同様に異動報告書が作成できる機能を設けられませんか。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ②追加する
185	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	以下の帳票について、白紙を出力できること 国民年金保険料免除・納付猶予申請書/ 国民年金保険料免除・納付猶予申請（市町村確認書）/免除・納付猶予取消申請書/国民年金保険料追納申込書	オプション		①白紙を出力できること記載されていますが、システムから白紙の出力は不要です。必要な場合は、年金機構から配布された用紙を使用します。 ②No.199で学生納付特例に係る異動報告書の作成について機能を設けることとされていますが、免除・納付猶予に係る異動報告書の作成について機能要件上で記載がありません。学生納付特例と同様に異動報告書が作成できる機能を設けられませんか。	③白紙を出力できること記載されていますが、どのような場面で白紙の出力が必要なのでしょう？これまでのパッケージ導入において聞いたことがなく、不要な機能と考えます。	2	1	3	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①③出力しているケースがあったため残置する ②追加する
186	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	登録された免除申請について、年度ごと、受付区分（一般申請・学生申請）ごとに検索照会を行えること	オプション	・受付処理簿の管理項目に対しオンライン画面上で検索する際に利用する	①No.199で学生納付特例に係る異動報告書の作成について機能を設けることとされていますが、免除・納付猶予に係る異動報告書の作成について機能要件上で記載がありません。学生納付特例と同様に異動報告書が作成できる機能を設けられませんか。 ②受付区分の「一般申請」「学生申請」とはなにか		2	0	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①追加する ②受け付けた免除申請における、通常の免除申請と、学生申請分
187	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	前年申請免除者（封書）/免除申請者連名簿/国民年金保険料免除承認・却下処理簿を作成できること	実装不可		①免除申請者連名簿を実装不可としていますが一覧の確認はあったほうがよいと考えます。免除申請者の一覧の確認はEUC対応になるため不可としている認識で間違いないでしょうか。 ②No.199で学生納付特例に係る異動報告書の作成について機能を設けることとされていますが、免除・納付猶予に係る異動報告書の作成について機能要件上で記載がありません。学生納付特例と同様に異動報告書が作成できる機能を設けられませんか。		2	0	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①一覧は受付処理簿にて確認できるため、対応なし ②別途追加
188	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	申請免除者、16歳以上19歳未満の扶養親族数、指定された条件で抽出された免除申請者、報告を必要としない異動に係る情報に係る一覧を確認できること	オプション		①No.25と同様。 ②No.199で学生納付特例に係る異動報告書の作成について機能を設けることとされていますが、免除・納付猶予に係る異動報告書の作成について機能要件上で記載がありません。学生納付特例と同様に異動報告書が作成できる機能を設けられませんか。 ③既存のシステムでは、免除の帳票を出力する際、16歳以上19未満の扶養親族数、年度内での世帯構成の変更があると自動で確認のポップアップが表示されます。記入漏れ防止のためオプションとしてつけるのはいかがでしょうか。		3	0	3	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.25参照 ②別途追加 ③便利機能等は今回の対象外であるため、各自治体ごとに要件定義以降に検討できる範囲とする
189	免除	学生納付特例申請書受理・審査	被保険者の学生納付特例申請に必要な所得情報を課税情報より取得し、政令で定める額を算出できること	必須	・窓口における免除の相談時に、免除の該当有無をご案内するケースを想定	①備考欄に、「窓口における免除の相談時に、免除の該当有無をご案内するケースを想定」と記載されていますが、「窓口で免除の該当有無を案内する」というのはどの程度の案内を想定しているのでしょうか。		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ①No.173と同様税情報を確認できることを想定。オプションとして残置

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
						②項番67(7)参照		1	0	1	指摘	機能・帳票 要件一覧を 修正	【指摘対応】 ②No.67参照
190	免除	学生納付特例申請 書受理・審査	所得情報について、未申告・無申告の判断を行 い、それを確認できること ※未申告・無申告の基準 ・未申告：住民税システムに持っている申告区分 が未申告である。または、住民税システムの税デー タがなく、1月1日に自市町村内に住民票が存在し ている。（他市町村課税者を除く） ・無申告：住民税システムに持っている申告区分 が無申告である。または、住民税システムの税デー タがなく、1月1日に自市町村内に住民票が存在し ており、他住民の扶養に入っている。（他市町村 課税者を除く）	オプション		①窓口における学生納付特例相談時に、学生納付特例の該当有無を適 切に判断するために、必須項目とするのが望ましいと考えますが、いかがでしょ うか。 ②年金機構への情報提供の際に、未申告、無申告（被扶養者）、課税 権がない場合の前住所地は提供が必要な内容だと考えていますが、必須機 能にはなりませんか。 ③未申告・無申告判断、確認についてはオプションでなく必須とすることが望 ましいと考えますが、いかがでしょうか。		3	0	3	指摘	機能・帳票 要件一覧を 修正	【指摘対応】 ①②③必須へ変更
191	免除	学生納付特例申請 書受理・審査	学生納付特例申請書受付処理簿を作成できるこ と	必須		①項番84参照		1	0	1	指摘	機能・帳票 要件一覧を 修正	【指摘対応】 ①No.84参照
192	免除	学生納付特例申請 書受理・審査	学生納付特例申請に係る登録・修正・削除・照 会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、申請期間、届書種類、特例認 定区分、受付年月日、処分年月日（承認・却下 年月日）、（承認の場合）承認の旨、免除等の 始期・終期、免除区分（種別）、（却下の場 合）却下の旨 ※住民記録システム連携に係る以下の項目につ いては照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住 所 ※個人住民税システム連携に係る以下の項目に ついては照会できること 前年の所得額、扶養親族等の有無及び数、同一 生計配偶者等の有無及び数、控除対象扶養親 族の有無及び数	必須		①個人住民税システムから連携する項目に、特定扶養数、障害者扶養親 族数、本人障害区分、本人寡婦区分、本人ひとり親区分、本人勤労学生 区分、純損失及び雑損失、各控除額等も追加をお願いします。 ②個人住民税システムから連携し照会する項目が不十分です。特定扶養 数、障害者扶養親族数、本人障害区分、本人寡婦区分、本人ひとり親区 分、本人勤労学生区分、純損失及び雑損失、各控除額等も必要です。 ③学生納付特例の管理項目の免除区分（種別）とは何か（その他も該 当） ④【管理項目】が「免除・猶予」の項目になっている。	⑤個人住民税システムから参照する項目が不十分です。特定扶養数、障 害者扶養親族数、本人障害区分、本人寡婦区分、本人ひとり親区分、本 人勤労学生区分、純損失及び雑損失、各控除額等も必要です。	4	1	5	指摘	機能・帳票 要件一覧を 修正	【指摘対応】 ①②⑤いただいた項目を追加する ③④免除・猶予との差分を確認して修正する
193	免除	学生納付特例申請 書受理・審査	学生納付特例申請に係る登録・修正・削除・照 会ができること 【管理項目】 受付番号、返付年月日、再受付年月日、送付 年月日	オプション		①項番86参照		1	0	1	指摘	機能・帳票 要件一覧を 修正	【指摘対応】 ①No.86参照

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
194	免除	学生納付特例申請書受理・審査	過年度分の学生納付特例申請を受付できること 【管理項目】 基礎年金番号、申請期間、届書種類、特例認定区分、受付年月日、処分年月日（承認・却下年月日）、（承認の場合）承認の旨、免除等の始期・終期、免除区分（種別）、（却下の場合）却下の旨 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所 ※個人住民税システム連携に係る以下の項目については照会できること 前年の所得額、扶養親族等の有無及び数、同一生計配偶者等の有無及び数、控除対象扶養親族の有無及び数	必須		①個人住民税システムから連携する項目に、特定扶養数、障害者扶養親族数、本人障害区分、本人寡婦区分、本人ひとり親区分、本人勤労学生区分、純損失及び雑損失、各控除額等も追加をお願いします。 ②個人住民税システムから連携し照会する項目が不十分です。特定扶養数、障害者扶養親族数、本人障害区分、本人寡婦区分、本人ひとり親区分、本人勤労学生区分、純損失及び雑損失、各控除額等も必要です。 ③No.192と同様	④個人住民税システムから参照する項目が不十分です。特定扶養数、障害者扶養親族数、本人障害区分、本人寡婦区分、本人ひとり親区分、本人勤労学生区分、純損失及び雑損失、各控除額等も必要です。	3	1	4	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②④いただいた項目を追加する ③免除・猶予との差分を確認して修正する
195	免除	学生納付特例申請書受理・審査	過年度分の学生納付特例申請を受付できること 【管理項目】 受付番号、返付年月日、再受付年月日、送付年月日	オプション		①項番86参照		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.86参照
196	免除	学生納付特例申請書受理・審査	学生納付特例免除に係る履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、申請期間、届書種類、特例認定区分、受付年月日、処分年月日（承認・却下年月日）、（承認の場合）承認の旨、免除等の始期・終期、免除区分（種別）、（却下の場合）却下の旨	必須		①No.192と同様		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.192参照
197	免除	学生納付特例申請書受理・審査	学生納付特例免除に係る履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、返付年月日、再受付年月日、送付年月日	オプション		①項番86参照		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.86参照
198	免除	学生納付特例申請書受理・審査	学生納付特例免除の免除判定結果を表示できること	必須				0	0	0			
199	免除	学生納付特例申請書受理・審査	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	必須		①学生納付特例申請は、異動報告書の対象ではありません。当機能については削除をお願いします。 ②行政区別に異動報告書が作成できる機能を設けてください。 ③学生納付特例申請書受理・審査において異動報告書を作成する記載がありますが、この異動報告はどのような内容を想定されていますでしょうか。 なお、免除・納付猶予申請書受理・審査においては、同様の記載がありません。	④学生納付特例申請は、異動報告書の対象ではありません。当機能については削除をお願いします。 ⑤学生納付特例申請書については申請書を出すため、異動報告書の作成は不要。 そのため、当該要件は不要なもので、削除いただきたい。	3	2	5	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①③④⑤「異動」の文言を修正する。 ②追加する
200	免除	学生納付特例申請書受理・審査	以下の帳票を出力できること 国民年金保険料学生納付特例申請書/国民年金保険料学生納付特例申請（市町村確認書） ※印字項目については、帳票詳細要件を参照	必須				0	0	0			
201	免除	学生納付特例申請書受理・審査	以下の帳票を出力できること 学生納付特例不該当届/国民年金保険料追納申込書	オプション		①追納申込期間と分割区分についてシステムで一括入力し自動的に⑤⑥⑧⑨⑪⑫⑬⑭⑮欄に振り分け記載し出力できないか。追納では被保険者の希望に合わせた納付パターンで申し込みを受けるが、加算額の関係上2月を終期に指定するなど現状の手処理ではヒューマンエラーが生じやすいためチェック機能が望まれる。	②学生納付特例不該当届、国民年金保険料追納申込書は年金機構へ提出する書類であり、免除申請書等と同様の扱いになると思われるため、レイアウト等を定義いただきたい。 また、レイアウト提示が難しい場合、様式が自治体独自のものとなる可能性があり、カスタマイズの原因となりうるため、要件から削除いただきたい。	1	1	2	質問	質問回答	【質問回答】 ①②左記の外部帳票については2022年8月以降に定義するため、現時点での対応はなし
202	免除	学生納付特例申請書受理・審査	以下の帳票について、白紙を出力できること 国民年金保険料学生納付特例申請書/国民年金保険料学生納付特例申請（市町村確認書）/学生納付特例不該当届/国民年金保険料追納申込書	オプション		①白紙を出力できること記載されていますが、システムから白紙の出力は不要です。必要な場合は、年金機構から配布された用紙を使用します。	②白紙を出力できること記載されていますが、どのような場面で白紙の出力が必要なのでしょうか？これまでのパッケージ導入において聞いたことがなく、不要な機能と考えます。	1	1	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②出力しているケースがあったため残置する

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
203	免除	学生納付特例申請書受理・審査	登録された免除申請について、年度ごと、受付区分（一般申請・学生申請）ごとに検索照会を行えること	オプション	・受付処理簿の管理項目に対しオンライン画面上で検索する際に利用する	①No.186と同様		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.186参照
204	免除	学生納付特例申請書受理・審査	学生納付特例申請者、16歳以上19歳未満の扶養親族数、指定された条件で抽出された免除申請者、報告を必要としない異動に係る情報を一覧で確認できること	オプション		①No.25,188と同様。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.25,188参照
205	免除	免除理由該当等届受理・審査	法定免除に係る受付処理簿を作成できること	必須		①項番84参照 ②「中国残留邦人等の特例措置対象者該当の申出」にも対応しているか。 ③「免除理由消滅届」「保険料の免除に該当する期間に係る保険料の納付申出」「保険料免除期間納付申出期間訂正申出書」にも対応しているか。		3	0	3	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.84参照 ②対応している ③対応している
206	免除	免除理由該当等届受理・審査	法定免除に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、届書等種類、受付年月日、保険料の免除理由、該当した年月日、該当しなくなった年月日、納付申出有無、結果受理年月日、（該当の場合）保険料免除年月（始期）、（消滅の場合）免除終了年月（終期） ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所	必須		①No.85では、管理項目に「電子媒体収録有無」がありますが、左記No.では「電子媒体収録有無」がありません。「国民年金適用関係届書作成仕様書」に準拠した仕様となるとする場合、左記No.についても、電子媒体での報告が可能となると考えられますので、管理項目に「電子媒体収録有無」を追加する必要があるのではないのでしょうか。	②結果受理年月日は処理結果一覧データの取込日を登録する想定か。産前産後免除や付加に関する異動では「処理結果受理年月日」があるが、そのほかの異動では結果受理年月日の記載がない。管理項目とするかしないかは、処理結果一覧データで受領する異動に関してはすべての異動で統一いただきたい。	1	1	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②管理項目へ追加する
207	免除	免除理由該当等届受理・審査	法定免除に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、返付年月日、再受付年月日、送付年月日	オプション		①項番86参照		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.86参照
208	免除	免除理由該当等届受理・審査	指定された条件で抽出された該当者を抽出し、一括で免除に係る異動を行えること 【管理項目】 基礎年金番号、届書等種類、受付年月日、保険料の免除理由、該当した年月日、該当しなくなった年月日、納付申出有無、結果受理年月日、（該当の場合）保険料免除年月（始期）、（消滅の場合）免除終了年月（終期） ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所	オプション	・年齢要件による資格喪失に伴う一括終了登録などのケース等を想定			0	0	0			
209	免除	免除理由該当等届受理・審査	指定された条件で抽出された該当者を抽出し、一括で免除に係る異動を行えること 【管理項目】 受付番号、返付年月日、再受付年月日、送付年月日	オプション	・年齢要件による資格喪失に伴う一括終了登録などのケース等を想定	①項番86参照	②No.208と要件、利用用途としては類似していると思いますが、現在記載の管理項目で実施したい事が読み取れませんでした。	1	1	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.86参照 ②No.208が必須だったため本機能をオプションとして分割していたが、No.208もオプションになったため、No.208へ移管する
210	免除	免除理由該当等届受理・審査	法定免除に係る履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、届書等種類、受付年月日、保険料の免除理由、該当した年月日、該当しなくなった年月日、納付申出有無、結果受理年月日、（該当の場合）保険料免除年月（始期）、（消滅の場合）免除終了年月（終期）	必須				0	0	0			

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
211	免除	免除理由該当等届受理・審査	法定免除に係る履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、返付年月日、再受付年月日、送付年月日	オプション		①項番86参照		1	0	1	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.86参照
212	免除	免除理由該当等届受理・審査	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	必須		①行政区別に異動報告書が作成できる機能を設けてください。		1	0	1	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①追加する
213	免除	免除理由該当等届受理・審査	国民年金被保険者関係届書（申出書）を出力できること ※印字項目については、帳票詳細要件を参照	必須				0	0	0			
214	免除	免除理由該当等届受理・審査	免除期間納付申出書、免除期間納付申出期間訂正申出書を出力できること	オプション			①免除期間納付申出書、免除期間納付申出期間訂正申出書は年金機構へ提出する書類であり、免除申請書等と同様の扱いになると思われるため、レイアウト等を定義いただきたい。 また、レイアウト提示が難しい場合、様式が自治体独自のものとなる可能性があり、カスタマイズの原因となりうるため、要件から削除いただきたい。	0	1	1	質問	質問回答	【質問回答】 ①左記の外部帳票については2022年8月以降に定義するため、現時点での対応はなし
215	免除	免除理由該当等届受理・審査	法定免除者、指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動に係る情報を一覧で確認できること	オプション				0	0	0			
216	免除	産前・産後免除申請書受理・審査	産前・産後免除に係る受付処理簿を出力できること	必須		①項番84参照 ②本項「出力できること」と項番84「作成できること」の機能的な差異を示されたい。		2	0	2	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.84参照 ②「出力」に統一。最終化にあたり他項目も修正
217	免除	産前・産後免除申請書受理・審査	産前産後免除に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、届書等種類、受付年月日、出産の予定日、単胎妊娠又は多胎妊娠の別、届書報告有無、処理結果（受理）年月日、保険料免除年月（始期、終期） ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所	必須		①No.85では、管理項目に「電子媒体収録有無」がありますが、左記No.では「電子媒体収録有無」がありません。「国民年金適用関係届書作成仕様書」に準拠した仕様となとする場合、左記No.についても、電子媒体での報告が可能となると考えられますので、管理項目に「電子媒体収録有無」を追加する必要があるのではないのでしょうか。		1	0	1	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①管理項目へ追加する
218	免除	産前・産後免除申請書受理・審査	産前産後免除に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、返付年月日、再受付年月日、送付年月日	オプション		①項番86参照		1	0	1	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.86参照
219	免除	産前・産後免除申請書受理・審査	産前・産後免除に係る履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、届書等種類、受付年月日、出産の予定日、単胎妊娠又は多胎妊娠の別、届書報告有無、処理結果（受理）年月日、保険料免除年月（始期、終期）	必須				0	0	0			
220	免除	産前・産後免除申請書受理・審査	産前・産後免除に係る履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、返付年月日、再受付年月日、送付年月日	オプション		①項番86参照		1	0	1	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.86参照
221	免除	産前・産後免除申請書受理・審査	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	必須		①行政区別に異動報告書が作成できる機能を設けてください。		1	0	1	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①追加する

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
222	免除	産前・産後免除申請書受理・審査	国民年金被保険者関係届書（申出書）を出力できること ※印字項目については、帳票詳細要件を参照	必須				0	0	0			
223	免除	産前・産後免除申請書受理・審査	産前産後免除未申請者を抽出し、勧奨を行えること ※住民記録情報から、子の出生届の翌月に、子と同一世帯に「母子」の関係にある国民年金第1号被保険者（女性）のうち、産前産後免除の未申請であるものを抽出する	オプション				0	0	0			
224	免除	産前・産後免除申請書受理・審査	産前産後免除、指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動に係る情報を一覧で確認できること	オプション				0	0	0			
225	付加	付加加入	付加加入に係る受付処理簿を作成できること	必須		①項番84参照		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.84参照
				必須		②「付加加入」とは何か。「付加保険料納付の申出」のことか。法、事務処理基準においてこの名称の事務は存在しない。 ③本機能は「付加保険料納付の申出」及び「付加保険料納付該当の届出」いずれにも対応しているか。前者のみでは不足する。		2	0	2	質問	質問回答	【質問回答】 ②ご認識の通り ③両者に対応している
226	付加	付加加入	付加加入に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、届書等種類、受付年月日、付加納付申出年月日、付加加入理由（納付申出・農業者年金かの区別）、届書等報告の有無、処理結果受理年月日、該当の旨、該当年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所	必須		①機構への報告完了を確認するために、電子媒体登録有無と機構報告年月日を必須項目とするのが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。 ②No.85では、管理項目に「電子媒体収録有無」がありますが、左記No.では「電子媒体収録有無」がありません。「国民年金適用関係届書作成仕様書」に準拠した仕様となる場合、左記No.についても、電子媒体での報告が可能となると考えられますので、管理項目に「電子媒体収録有無」を追加する必要があるのではないのでしょうか。	④「付加加入に係る登録・修正・削除・照会ができること」「付加・農業者年金加入における履歴の訂正・削除・照会ができること」のように記述が統一されていないので統一してほしい。 ⑤「該当の旨」は「該当」以外に登録する必要がなく、該当年月日・非該当年月日が登録されることで該当・非該当が判断できるため、項目として不要ではないか。 再度、当該項目の要否について検討いただきたい。	2	2	4	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②管理項目へ追加する ④用語は整理の上、最終化の際に修正 ⑤該当の旨に補記する形で該当年月日を記載する
				必須		③「受付年月日」「付加納付申出年月日」の違いについてご教示ください。以下のNoは同様の確認です。（228,234,236）		0	1	1	質問	質問回答	【質問回答】 ③「受付年月日」は受理日、「付加納付申出年月日」は付加納付被保険者に該当した日と認識（事務処理基準より）
227	付加	付加加入	付加加入に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、返付年月日、再受付年月日、送付年月日	オプション		①項番86参照		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.86参照
228	付加	付加加入	付加・農業者年金加入における履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、届書等種類、受付年月日、付加納付申出年月日、付加加入理由（納付申出・農業者年金かの区別）、届書等報告の有無、処理結果受理年月日、該当の旨、該当年月日	必須		①No.226と同様 ②「付加加入に係る登録・修正・削除・照会ができること」「付加・農業者年金加入における履歴の訂正・削除・照会ができること」のように記述が統一されていないので統一してほしい。		0	2	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.226参照 ②用語は整理の上、最終化の際に修正

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
229	付加	付加加入	付加・農業者年金加入における履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、返付年月日、再受付年月日、送付年月日	オプション		①項番86参照		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.86参照
230	付加	付加加入	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	必須		①行政区別に異動報告書が作成できる機能を設けてください。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①追加する
231	付加	付加加入	国民年金被保険者関係届書（申出書）を出力できること ※印字項目については、帳票詳細要件を参照	必須				0	0	0			
232	付加	付加加入	付加加入者、指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動に係る情報を一覧で確認できること	オプション				0	0	0			
233	付加	付加辞退	付加辞退に係る受付処理簿を作成できること	必須		①項番84参照 ②本機能は「付加保険料納付の辞退申出」及び「付加保険料納付非該当の届出」いずれにも対応しているか。前者のみでは不足する。		2	0	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.84参照 ②対応している
234	付加	付加辞退	付加辞退に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、届書等種類、受付年月日、付加納付辞退申出年月日、付加辞退理由（納付辞退・農業者年金喪失かの区別）、届書等報告の有無、処理結果受理年月日、非該当の旨、非該当年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所	必須		①機構への報告完了を確認するために、電子媒体登録有無と機構報告年月日を必須項目とするのが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。 ②No.85では、管理項目に「電子媒体収録有無」がありますが、左記No.では「電子媒体収録有無」がありません。「国民年金適用関係届書作成仕様書」に準拠した仕様となるとする場合、左記No.についても、電子媒体での報告が可能となると考えられますので、管理項目に「電子媒体収録有無」を追加する必要があるのではないのでしょうか。	③「非該当の旨」は「非該当」以外に登録する必要がなく、該当年月日・非該当年月日が登録されることで該当・非該当が判断できるため、項目として不要ではないか。 再度、当該項目の要否について検討いただきたい。	2	1	3	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②管理項目へ追加する ③非該当の旨に補記する形で非該当年月日を記載する
235	付加	付加辞退	付加辞退に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、返付年月日、再受付年月日、送付年月日	オプション		①項番86参照		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.86参照
236	付加	付加辞退	付加・農業者年金辞退における履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、届書等種類、受付年月日、付加納付辞退申出年月日、付加辞退理由（納付辞退・農業者年金喪失かの区別）、届書等報告の有無、処理結果受理年月日、非該当の旨、非該当年月日	必須			①No.234と同様	0	1	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.234参照
237	付加	付加辞退	付加・農業者年金辞退における履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、返付年月日、再受付年月日、送付年月日	オプション		①項番86参照		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.86参照
238	付加	付加辞退	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	必須		①行政区別に異動報告書が作成できる機能を設けてください。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ④追加する
239	付加	付加辞退	国民年金被保険者関係届書（申出書）を出力できること ※印字項目については、帳票詳細要件を参照	必須				0	0	0			
240	付加	付加辞退	付加辞退者、指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動に係る情報を一覧で確認できること	オプション				0	0	0			

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
241	給付	年金請求書等受理・審査	老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金に係る受給年金諸情報を管理・照会できること	必須		①要件種別を必須にする必要はありますか。 ②老齢福祉年金に係る情報の管理も必要と思われます。 なお、別紙3「帳票詳細要件」において、国民年金登録福祉年金所得状況届が必須帳票として記載されています。 ③「付加年金」「寡婦年金」「死亡一時金」「特別一時金」「老齢福祉年金」「特別障害給付金」「未支給年金」に係る受給年金諸情報についても管理・照会できること		3	0	3	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①対応なし ②③追加する
242	給付	年金請求書等受理・審査	定時届以降に税額変更を行った受給権者を抽出し、税情報を取得できること	実装不可		①項番67(7)参照		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.67参照
243	給付	年金請求書等受理・審査	裁定請求情報の登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目（共通）】 基礎年金番号、裁定請求種別、受付年月日、裁定結果受理年月日、裁定年月日、裁定結果 【管理項目（遺族基礎年金・寡夫年金・死亡一時金）】 請求者氏名、死亡者との続柄 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること	必須		①管理項目に「年金コード」の追加をお願いします。また、遺族年金・寡婦年金・死亡一時金については、死亡者情報（基礎年金番号、氏名。死亡年月日等）も管理できれば良いと考えます。 ②システム入力をする必要はないと考えます。 ③管理項目に、「年金コード」が必要です。「年金コード」がなければ、どの年金に対する裁定請求が判断できません。 ④遺族年金、寡婦年金、死亡一時金は、受給者が請求者である認識です。管理項目（共通）の基礎年金番号で請求者氏名は参照可能なため個別管理は不要と考えます。また、死亡者の情報として死亡者の基礎年金番号、死亡者氏名が必要ではないでしょうか？ ⑤「寡夫年金」→「寡婦年金」 ⑥No.241と同様	⑦管理項目に、「年金コード」が必要です。年金コードがなければ、どの年金に対する裁定請求が判断できません。 ⑧遺族年金、寡婦年金、死亡一時金は、受給者が請求者である認識です。管理項目（共通）の基礎年金番号で請求者氏名は参照可能なため個別管理は不要と考えます。また、死亡者の情報として死亡者の基礎年金番号、死亡者氏名が必要ではないでしょうか？ ⑨中小規模団体においては、件数が少ないため紙媒体やEXCELで対応されている場合が多く、自治体規模によってはオプションが望ましいと考えます。以下のNoは同様の確認です。 (247,250、260,263,267)	6	3	9	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①③⑦追加する ②対応なし ④⑧基礎年金番号によって氏名を表示するよう記載を修正。死亡者情報は追加 ⑤文言修正 ⑥No.241参照 ⑨パッケージとしては用意すべきと料するため残置
244	給付	年金請求書等受理・審査	裁定請求情報の登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、送付年月日、返付年月日、再受付年月日	オプション		①項番86参照 ②No.241と同様		2	0	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.86参照 ②No.241参照
245	給付	年金請求書等受理・審査	指定された条件で抽出された年金受給者を抽出し、一括で給付に係る異動を行えること 【管理項目（共通）】 基礎年金番号、裁定請求種別、受付年月日、裁定結果受理年月日、裁定年月日、裁定結果 【管理項目（遺族基礎年金・寡夫年金・死亡一時金）】 請求者氏名、死亡者との続柄 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所	オプション	・「給付対象から外れる該当者に対し、非該当などの処理を一括して行う」ケース等を想定	①No.241と同様		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.241参照
246	給付	年金請求書等受理・審査	指定された条件で抽出された年金受給者を抽出し、一括で給付に係る異動を行えること 【管理項目】 受付番号、送付年月日、返付年月日、再受付年月日	オプション		①項番86参照 ②No.241と同様		2	0	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.86参照 ②No.241参照
247	給付	年金請求書等受理・審査	年金請求書受理・審査に係る履歴の修正・削除・照会ができること 【管理項目（共通）】 基礎年金番号、裁定請求種別、受付年月日、裁定結果受理年月日、裁定年月日、裁定結果 【管理項目（遺族基礎年金・寡夫年金・死亡一時金）】 請求者氏名、死亡者との続柄	必須		①システム入力をする必要はないと考えます。 ②No.241と同様	③No.247の「年金請求書受理・審査に係る履歴」はNo.243の「裁定請求情報」の履歴と想定しているが、「年金請求書受理・審査」と「裁定請求情報」は表現が異なるため、同じ情報の管理が不明確である。そのため、No.247の表記は「裁定請求情報に係る履歴」という表記に合わせたい。	2	1	3	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①対応なし ②No.241参照 ③記載を修正

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
248	給付	年金請求書等受理・審査	年金請求書受理・審査に係る履歴の修正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、送付年月日、返付年月日、再受付年月日	オプション	オプション	①項番86参照 ③No.241と同様	④No.248の「年金請求書受理・審査に係る履歴」はNo.244の「裁定請求情報」の履歴と想定しているが、「年金請求書受理・審査」と「裁定請求情報」は表現が異なるため、同じ情報の管理が不明確である。そのため、No.248の表記は「裁定請求情報に係る履歴」という表記に合わせてほしい。	2	1	3	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.86参照 ③No.241参照 ④記載を修正
						②「年金請求書」に「現況届」及び「所得状況届」は含むか。いずれも法定受託事務として必要。		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ②含んでいない。左記の対応は「6.5.公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）」や「6.7.所得証明（年金生活者支援給付金）」にて対応
249	給付	年金請求書等受理・審査	年金請求書等の受理に係る受付処理簿を作成できること	必須		①システム入力をする必要はないと考えます。 ②項番84参照 ④No.241と同様		3	0	3	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①対応なし ②No.84参照 ④No.241参照
						③「等」に表現ついては、仕様書本体で説明がされているが、「現況届」及び「所得状況届」は含むか。いずれも法定受託事務として必要。		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ③含んでいない。左記の対応は「6.5.公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）」や「6.7.所得証明（年金生活者支援給付金）」にて対応
250	給付	年金請求書等受理・審査	死亡未支給情報（請求者の氏名、住所、続柄、請求日、該当日 等）の管理ができること	必須		①「死亡未支給」とはなにか		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ①死亡一時金、未支給年金
251	給付	年金請求書等受理・審査	認定請求書を発行・再発行できること	オプション		①発行、再発行の表現は不適切であり、「印刷」などの表現が適切。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①出力へ修正する
							②認定請求書は年金機構へ提出する書類であり、免除申請書等と同様の扱いになると思われるため、レイアウト等を定義いただきたい。 また、レイアウト提示が難しい場合、様式が自治体独自のものとなる可能性があり、カスタマイズの原因となりうるため、要件から削除いただきたい。	0	1	1	質問	質問回答	【質問回答】 ②左記の外部帳票については2022年8月以降に定義するため、現時点での対応はなし
252	給付	年金請求書等受理・審査	高齢福祉年金受給権者定時届関係連名簿を作成できること	実装不可				0	0	0			
253	給付	年金請求書等受理・審査	障害基礎年金受給権者定時届関係連名簿を作成できること	実装不可				0	0	0			
254	給付	年金請求書等受理・審査	障害基礎年金所得状況届連名簿を作成できること	実装不可				0	0	0			
255	給付	年金請求書等受理・審査	算定資料簿を作成できること	実装不可				0	0	0			
256	給付	年金請求書等受理・審査	年金受給のお知らせ	実装不可				0	0	0			
257	給付	年金請求書等受理・審査	年金証書受領書を作成できること	実装不可				0	0	0			
258	給付	年金請求書等受理・審査	所得証明提出周知文を作成できること	実装不可				0	0	0			
259	給付	年金請求書等受理・審査	年金請求者情報、指定された条件で抽出された受給年金登録者情報、死亡一時金および未支給年金の請求者に係る情報（氏名、住所、続柄、請求日、該当日）、について、一覧で確認できること	オプション		①項番259、275は一部重複しており統合が必要。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.275と併せて修正

No. #	ツリー構成			ご意見			意見数			取扱方針			
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2 標準仕様文案 要件種別 備考	自治体	事業者	意見元別集計 自治体等 事業者 計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント				
260	給付	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	年金生活者支援給付金に係る受給年金諸情報を管理・照会できること 【管理項目】 （基本）基礎年金番号 （一括審査）事務区分（給付金種別：老齢、障害、遺族）、審査処理日、送付年月日 （随時請求）受付年月日、認定請求種別、認定結果受理年月日、認定年月日、認定結果（支給・不支給、給付種別、支給開始年月） ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、受給者氏名、氏名カナ（日本人・外国人）、性別、生年月日、郵便番号、住所、国籍、外国人通称名、旧氏・通称、宛名番号・世帯番号、住民記録における異動履歴・留意事項・備考、メモ ※個人住民税システム連携に係る以下の項目については照会できること 世帯全員の所得情報、申告有無、課税区分（課税か非課税か）、扶養親族等の有無及び数	必須		①システム入力をする必要はないと考えます。 ②支援給付金は福祉的給付であり「受給年金」に当たらないため表現として不適切。 ③「※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること」のうち一部項目について項番260、263、265、267（支援給付金関連）のみ他の項番と異なるのはなぜか。 氏名→受給者氏名 氏名カナ→氏名カナ（日本人・外国人） 他の項番にない→郵便番号、国籍、外国人通称、旧氏・通称、宛名番号・世帯番号、住民記録における異動履歴・留意事項・備考、メモ	④管理項目（随時請求）の「認定請求種別」は「事務区分（給付金種別：老齢、障害、遺族）」の誤りではないか。 誤りではない場合、「認定請求種別」として想定している選択肢を、事務区分のようにカッコ書き等で記載いただきたい。 誤りの場合、No.263、265、267にも「認定請求種別」があるため、記載を削除いただきたい。 ⑤一括審査とあるが審査は年金機構で行うため、一括審査という表現は誤りではないか。	3	2	5	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①対応なし ②文言修正 ③他機能の記載を踏襲するよう修正 ④記載を踏まえて修正 ⑤正式な判定ではなく、自治体内でも給付判定しているケースがあるため、残置
261	給付	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	年金生活者支援給付金に係る受給年金諸情報を管理・照会できること 【管理項目】 （随時請求）受付番号、送付年月日、返付年月日、再受付年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 電話番号、個人票/世帯票、本籍・筆頭者	オプション		①項番86参照 ②項番260(1)参照 ③個人票／世帯票→個人票。標準化後の住民記録システムでは世帯票の扱いがないが、国民年金システムでは必要な項目なのでしょうか？ ④【連携項目】電話番号削除 個人票／世帯票→個人票。住民記録システムでは電話番号は管理項目になっていません。		4	0	4	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.86参照 ②No.260参照 ③④管理項目から削除したため、対応なし
262	給付	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	定時届以降に税額変更を行った受給権者を抽出し、税情報を取得できること	実装不可		①実装不可とした理由を示されたい。本機能を必要とする作業を厚労省から要請された事例がある。今後厚労省から同作業を要請されることは一切ないことを担保していただく必要がある。 ②「定時届」とは何か。そのような語は用いない。 ③項番67(7)参照		3	0	3	質問	質問回答	【質問回答】 ①たたき台の際に利用されない意見があったため。オプションとして残置する方針 ②定時届は福祉年金に係る帳票であったが、現在は利用されていないため、当該記載は削除 ③No.67参照
263	給付	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	認定請求情報の登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、受付年月日、事務区分（給付金種別：老齢、障害、遺族）、認定請求種別、認定結果受理年月日、認定年月日、認定結果（支給・不支給、給付種別、支給開始年月） ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、受給者氏名、氏名カナ（日本人・外国人）、性別、生年月日、郵便番号、住所、国籍、外国人通称名、旧氏・通称、宛名番号・世帯番号、住民記録における異動履歴・留意事項・備考、メモ ※個人住民税システム連携に係る以下の項目については照会できること 世帯全員の所得情報・課税情報、申告有無、課税区分（課税か非課税か）、扶養親族等の有無及び数	必須		①システム入力をする必要はないと考えます。 ②「登録・修正・削除」は「管理」とは異なる定義か。 ③項番260(2)参照	④認定請求情報はNo.260の「年金生活者支援給付金に係る受給年金諸情報の（随時請求）」と同義ではないのか。 同義の場合、No.260（随時請求）の記載は削除いただきたい。	3	1	4	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①対応なし ②用語を整理の上、最終化にあたり修正 ③No.260参照 ④No.260の文言を認定請求に修正

No. #	ツリー構成			ご意見			意見数			取扱方針			
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2 標準仕様文案 要件種別 備考	自治体	事業者	意見元別集計 自治体等 事業者 計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント				
264	給付	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	認定請求情報の登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、送付年月日、返付年月日、再受付年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 電話番号、個人票/世帯票、本籍・筆頭者	オプション		①項番86参照 ③個人票／世帯票→個人票。標準化後の住民記録システムでは世帯票の扱いがないが、国民年金システムでは必要な項目なのでしょうか？ ④【連携項目】電話番号削除 個人票／世帯票→個人票。住民記録システムでは電話番号は管理項目となっていません。	②認定請求情報はNo.261の「年金生活者支援給付金に係る受給年金諸情報の（随時請求）」と同義ではないのか。 同義の場合、No.261（随時請求）の記載は削除いただきたい。	3	1	4	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.86参照 ②No.260の文言を認定請求に修正 ③④管理項目から削除したため、対応なし
265	給付	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	指定された条件で抽出された年金受給者を抽出し、一括で給付に係る異動を行えること 【管理項目】 基礎年金番号、受付年月日、事務区分（給付金種別：老齢、障害、遺族）、認定請求種別、認定結果受理年月日、認定年月日、認定結果（支給・不支給、給付種別、支給開始年月） ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、受給者氏名、氏名カナ（日本人・外国人）、性別、生年月日、郵便番号、住所、国籍、外国人通称名、旧氏・通称、宛名番号・世帯番号、住民記録における異動履歴・留意事項・備考、メモ ※個人住民税システム連携に係る以下の項目については照会できること 世帯全員の所得情報・課税情報、申告有無、課税区分（課税か非課税か）、扶養親族等の有無及び数	オプション	・「前年の所得額により給付対象から外れる該当者に対し、不該当などの処理を一括して行う」ケース等を想定」に記載されていますが、所得額による判定を行うのは日本年金機構の業務であり、市区町村での業務ではあります。当機能については削除をお願いします。 ②項番260(1)(2)参照 ③「抽出された年金受給者を抽出」は日本語表現として不適切。 ④市町村で審査するものではないため「前年の所得額により給付対象から外れる該当者」を特定することはできない。法定受託事務のうちいずれの事務が該当するのか。 ⑤項番265、266はいずれもオプションとされているため別項目とする必要がない。	⑥備考に「前年の所得額により給付対象から外れる該当者に対し、不該当などの処理を一括して行う」ケース等を想定」に記載されていますが、所得額による判定を行うのは日本年金機構の業務であり、市区町村での業務ではないと認識しています。当機能については削除をお願いします。	5	1	6	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①④⑥正式な判定ではなく、自治体内でも給付判定しているケースがあるため、残置 ②No.260参照 ③文言修正 ⑤No.266を移管する	
266	給付	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	指定された条件で抽出された年金受給者を抽出し、一括で給付に係る異動を行えること 【管理項目】 受付番号、送付年月日、返付年月日、再受付年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 電話番号、個人票/世帯票、本籍・筆頭者	オプション		①備考に「前年の所得額により給付対象から外れる該当者に対し、不該当などの処理を一括して行う」ケース等を想定」に記載されていますが、所得額による判定を行うのは日本年金機構の業務であり、市区町村での業務ではあります。当機能については削除をお願いします。 ②項番86参照 ③項番260(1)参照 ④項番265、266はいずれもオプションとされているため別項目とする必要がない。 ⑥個人票／世帯票→個人票。標準化後の住民記録システムでは世帯票の扱いがないが、国民年金システムでは必要な項目なのでしょうか？ ⑦【連携項目】電話番号削除 個人票／世帯票→個人票。住民記録システムでは電話番号は管理項目となっていません。	⑤備考に「前年の所得額により給付対象から外れる該当者に対し、不該当などの処理を一括して行う」ケース等を想定」に記載されていますが、所得額による判定を行うのは日本年金機構の業務であり、市区町村での業務ではないと認識しています。当機能については削除をお願いします。	6	1	7	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①⑤正式な判定ではなく、自治体内でも給付判定しているケースがあるため、残置 ②No.86参照 ③No.260参照 ④No.266を移管する ⑥⑦管理項目から削除したため、対応なし
267	給付	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	年金請求書受理・審査に係る履歴の修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、受付年月日、事務区分（給付金種別：老齢、障害、遺族）、認定請求種別、認定結果受理年月日、認定年月日、認定結果（支給・不支給、給付種別、支給開始年月） ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、受給者氏名、氏名カナ（日本人・外国人）、性別、生年月日、郵便番号、住所、国籍、外国人通称名、旧氏・通称、宛名番号・世帯番号、住民記録における異動履歴・留意事項・備考、メモ ※個人住民税システム連携に係る以下の項目については照会できること 世帯全員の所得情報・課税情報、申告有無、課税区分（課税か非課税か）、扶養親族等の有無及び数	必須		①システム入力をする必要はないと考えます。 ②項番260(1)(2)参照	③当該要件はNo.263「認定請求情報」の履歴と想定しているが、当該要件の「年金請求書受理・審査」と「認定請求情報」は表現が異なるため、同じ情報の管理か不明確である。そのため、No.267の表記は「認定請求情報に係る履歴」という表記に合わせてほしい。	2	1	3	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①対応しない ②No.260参照 ③文言修正

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
268	給付	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	年金請求書受理・審査に係る履歴の修正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、送付年月日、返付年月日、再受付年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 電話番号、個人票/世帯票、本籍・筆頭者	オプション		①項番86参照 ②項番260(1)参照 ④個人票／世帯票→個人票。標準化後の住民記録システムでは世帯票の扱いがないが、国民年金システムでは必要な項目なのでしょうか？ ⑤【連携項目】電話番号削除 個人票／世帯票→個人票。住民記録システムでは電話番号は管理項目となっていません。	③当該要件はNo.264「認定請求情報」の履歴と想定しているが、当該要件の「年金請求書受理・審査」と「認定請求情報」は表現が異なるため、同じ情報の管理が不明確である。そのため、No.268の表記は「認定請求情報に係る履歴」という表記に合わせてほしい。	4	1	5	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.86参照 ②No.260参照 ③文言修正 ④⑤管理項目から削除したため、対応なし
269	給付	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	年金生活者支援給付金の受理に係る受付処理簿を作成できること	必須		①システム入力をする必要はないと考えます。 ②項番84参照 ③「年金生活者支援給付金の受理」と何か。「年金生活者支援給付金認定請求書等の受理」か。		3	0	3	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①対応しない ②No.84参照 ③文言修正
270	給付	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	指定した老齢年金受給者、障害・遺族年金受給者について、年金生活者支援給付金の給付判定を行えること	オプション	オプション	①備考に「「前年の所得額により給付対象から外れる該当者に対し、不該当などの処理を一括して行う」ケース等を想定」と記載されていますが、所得額による判定を行うのは日本年金機構の業務であり、市区町村での業務ではありません。当機能については削除をお願いします。	③備考に「「前年の所得額により給付対象から外れる該当者に対し、不該当などの処理を一括して行う」ケース等を想定」と記載されていますが、所得額による判定を行うのは日本年金機構の業務であり、市区町村での業務ではないと認識しています。当機能については削除をお願いします。	1	1	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①③正式な判定ではなく、自治体内でも給付判定しているケースがあるため、残置
						②指定できるのは受給者のみか。被保険者及び被保険者だった者を除外する理由は何か。		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ②各受給者が前提であるため
271	給付	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	指定した老齢年金受給者、障害・遺族年金受給者について、該当者による給付金の認定請求に係る履歴を確認できること	オプション		①指定できるのは受給者のみか。被保険者及び被保険者だった者を除外する理由は何か。	②認定請求情報はNo.267と同義ではないのか。同義の場合、No.271の記載は削除いただきたい。	1	1	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②同一のため削除
272	給付	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	国民年金障害基礎年金・遺族基礎年金所得状況届連名簿を作成できること	実装不可		①連名簿は支援給付金事務で使用するものではないため事務レベルの設定が不適切。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①所得情報提供時に利用していたため、対応しない
273	給付	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	認定請求書を発行・再発行できること	実装不可		①認定請求書は被保険者であった者等が提出するものであり「発行」「再発行」という表現は不適切。 ②認定請求書の受理は法定受託事務であり請求書を持参しない請求者に対して印刷・配付することもありうるが、なぜ実装不可なのか。		2	0	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①出力に修正 ②一部自治体で実施しているためオプションとして残置
274	給付	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	算定資料簿を作成できること	実装不可				0	0	0			
275	給付	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	年金請求者情報、指定された条件で抽出された受給年金登録者情報、扶養義務者および被扶養者の住民記録システム情報、死亡一時金および未支給年金の請求者に係る情報（氏名、住所、続柄、請求日、該当日）、報告を必要としない異動情報について、一覧で確認できること	オプション		①年金生活者支援給付金とは関係がない記載、「扶養義務者および被扶養者の住民記録システム情報、死亡一時金および未支給年金の請求者に係る情報（氏名、住所、続柄、請求日、該当日）、報告を必要としない異動情報」があります。この記載については削除をお願いします。 ②標準仕様文案の内容から推察するに国民年金給付にかかる機能のようだが、事務レベル2の選択が不適切。 ③項番259、275は一部重複しており統合が必要。 ④「扶養義務者および被扶養者」について住民記録システムにおいて扶養関係示す情報を保有していない。具体的に何を指すのか。 ⑤「報告を必要としない異動情報」とは何か。 ⑥各情報一覧はそれぞれいずれの法定受託事務においてどのような用途に使用する想定か。「運用上最低限必要となる業務固有の一覧確認要件」と整理されていることから具体的な用途の想定があると推察される。	⑦年金生活者支援給付金とは関係がない記載「、扶養義務者および被扶養者の住民記録システム情報、死亡一時金および未支給年金の請求者に係る情報（氏名、住所、続柄、請求日、該当日）、報告を必要としない異動情報」があります。この記載については削除をお願いします。 ⑧年金生活者支援給付金の事務に記載されているが、年金生活者支援給付金の内容ではなく、「年金請求書等受理・審査」の要件のように見受けられる。 要件を削除いただきたい。	6	2	8	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②③④⑤⑥⑦⑧ご意見踏まえ、年金請求と区別して整理
276	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構への報告・送付	以下に係る異動内容について、年金機構報告を作成・修正・削除・変更できること 資格取得/種別変更/資格喪失/氏名・性別・生年月日変更/追加・訂正/不在/付加/免除/年金請求	必須		①基礎年金番号通知書再交付も必要と思われます。	③年金請求について、中小規模団体においては、件数が少ないため紙媒体やEXCELで対応されている場合が多く、自治体規模によってはオプションが望ましいと考えます。	1	1	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①追加する。 ③パッケージとしては用意すべきと考え、残置
						②また、「年金機構報告を作成・修正・削除・変更できる」とありますが、関係届書を媒体で提出する場合、その内容を出力前に修正・削除できると考えてよろしいでしょうか。		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ②相違なし

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
277	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構への報告・送付	年金機構への報告内容について一括入力・一括更新ができること	オプション	・申請の種類ごとに、報告日などのステータス等を登録、更新するケースを想定	①年金機構への報告内容について一括入力・一括更新ができることは、オプションでなく必須とすることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ①処理件数の多い一部自治体のみが利用しているため、オプションのまま残置とする
							②記載内容があいまいであるため、どのような事務を想定されているのか判断できません。 具体的に記載をお願いできませんでしょうか。	0	1	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ②備考の記載を追記
278	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構への報告・送付	年金機構への報告内容に係る履歴を照会できること	必須				0	0	0			
279	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構への報告・送付	報告が必要な異動を選択して、年金機構への報告に必要な以下の報告書を出力できること 国民年金被保険者関係届書（報告書）/国民年金関係報告書/国民年金被保険者資格関係訂正・追加・取消報告書/国民年金保険料免除・納付猶予申請書/国民年金保険料免除・納付猶予申請（市町村確認書）/保険料学生納付特例申請書/保険料学生納付特例申請（市町村確認書）	必須		①国民年金被保険者関係届書（報告書）/国民年金関係報告書/国民年金被保険者資格関係訂正・追加・取消報告書/は紙媒体のものを手書きで利用しています。標準化以降はシステムから出力したものを必ず使用することになりますでしょうか。要件種別は必須とありますが、オプションでもいいと考えます。		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ①パッケージとして必須という意味であり、実装において必要でなければ実装しなくてもよいため、残置
280	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構への報告・送付	報告が必要な異動を選択して、年金機構への報告に必要な以下の報告書を出力できること 居所未登録者報告書/居所未登録者住所判明報告書/国民年金関係書類送付書/国民年金老齢福祉年金所得状況届/特別障害給付金所得状況届	オプション		①法定受託は必須、協力連携をオプションとして欲しい		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①左記の外部帳票については2022年8月以降に対象を整理するため、現時点での対応はなし
281	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構への報告・送付	「電子媒体届書総括票」を作成し、年金機構へ電子媒体による報告ができること	必須			①国民年金適用関係届書作成仕様書（ＣＤ／ＤＶＤ仕様書）の電子媒体作成に関する要件の記載がない。 要件として追加いただきたい。	0	1	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①本要件内に記載する
282	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構への報告・送付	「電子媒体届出書ラベル」を作成し、年金機構へ電子媒体による報告ができること	オプション				0	0	0			
283	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構への報告・送付	異動届送付用を作成できること	実装不可			①「異動届送付用」がどの帳票を指すのか不明なため、なにが実装不可となるのか不明。 年金機構が様式を提示しているものならば、その正式名称を記載いただき、特定の団体、ベンダーが独自に行っているものならば、その機能の具体的な内容（どのような異動を年金機構へ報告するための様式、媒体なのか等）を記載いただきたい。	0	1	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①確認の結果、異動届書作成の誤りだったと思われるため、記載を削除（当該帳票に係る記載がいただいた設計書になく、削除で問題ないため）
284	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構への報告・送付	年金機構への報告時に、すでに報告した情報は打出さないように制御できること	オプション				0	0	0			
285	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構への報告・送付	報告済の電子媒体による年金機構報告情報を削除できること	オプション				0	0	0			
286	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構への報告・送付	年金機構へ報告する情報（資格、付加、法定免除、個人情報、住民記録システム異動）、資格仮付番・仮取得のままである対象者情報、付加未報告のままである対象者情報、免除未決定・未報告のままである対象者情報、給付未決定・未報告のままである対象者情報について、一覧で確認できること	オプション		①「資格仮付番・仮取得」とはなにか ②「未報告」とはどのような状態を指すのか		2	0	2	質問	質問回答	【質問回答】 ①基礎年金番号の仮付番 ②申請を受け付けたが、報告ができていない状態
287	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	処理結果一覧表のCSVファイルを国民年金システムに取り込むことができること	必須	・電子媒体は「国民年金処理結果一覧表媒体作成仕様書」に準拠した媒体が提示される	①処理結果一覧表のCSVファイルをシステムに取り込むにあたり、取込エラーとなったものについての対応はどうなるのでしょうか？エラーリスト等は出力されないのでしょうか？また、取込エラーとなったものについて、どのように処理していくのか（システム入力するためのリストをEUC等で用意するのか等）についても対応を考えるべきかと思います。 ②処理結果一覧表のＣＳＶファイルの国民年金システムへの取込みは必須、取り込んだ処理結果一覧表の内容を国民年金システムで管理している年金情報・被保険者台帳へ一括反映させることはオプションとなっていますが、これは何故でしょうか。この場合のシステムへの取込みとはどういう処理が想定されているのでしょうか。 ③項番287、299、300、303、307は処理結果一覧に係る一連の機能であるため、並び順について再考願う。	⑤処理結果一覧表のすべての異動を取り込むことは不可能と考えている。必須となる異動、オプションとなる異動は提示されるのか。	3	1	4	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①エラーについては、No.305を参照 ②ご認識の通り、本機能はCSVファイルをそのまま取り込む機能を想定しており、取り込み後に各種適切に台帳等を更新する機能がNo.300となっております。照会方法については要件定義以降に検討する範囲とする。パッケージとしては必要なため、必須へ変更 ③並び順は再度検討 ⑤管理項目は必須で取り込む必要がある

No. #	ツリー構成			ご意見			意見数			取扱方針				
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2 標準仕様文案	要件種別	備考	自治体	事業者	意見元別集計 自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント	
							④この要件は、既存の資格情報、免除情報等とは別にCSVファイルの内容がそのまま取り込むことができれば良いのか、明確に定義したほうが良いと考えます。 そのまま取り込む機能とした場合、そのデータの照会機能の要件を定義する必要はないでしょうか。例えば、基礎年金番号をキーとして、過去のデータを串刺して照会できる機能が必要でしょうか。	0	1	1		質問	質問回答	【質問回答】 ④ご認識の通り、本機能はCSVファイルをそのまま取り込む機能を想定しており、取り込み後に各種適切に台帳等を更新する機能がNo.300となっております。照会方法については要件定義以降に検討する範囲とする
288	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	第1号・3号被保険者資格喪失者一覧表の情報 を国民年金システムに登録できること ※電子媒体での取り込みもできること ※週次で年金機構より提供される一覧 【管理項目】 被保険者種別コード、資格喪失年月日、喪失原因コード	必須	・電子媒体は「国民年金処理結果一覧表媒体作成仕様書」に準拠した媒体が提示される	①電子媒体での取り込みもできることとありますが、処理結果一覧表のCSVファイルの内容と2重に情報が送られるケースがないでしょうか。処理結果一覧表CSVファイルだけでは情報が不足しますでしょうか。必須である場合、機構から送付される情報を必ず精査の上、実施していただきたいと考えます。	②備考に「電子媒体は「国民年金処理結果一覧表媒体作成仕様書」に準拠した媒体が提示される」と記載されていますが、289のように記載されていないものもあります。この違いは何でしょうか。 ③処理結果一覧の取り込みを実施していない自治体も存在すると思いますので、オプションが望ましいと考えます。 以下のNoは同様の確認です。 （291,292,293,294,295） ④処理結果一覧表のすべての異動を取り込むことは不可能と考えている。必須となる異動、オプションとなる異動は提示されるのか。	1	3	4		質問	質問回答	【質問対応】 ①処理結果一覧と重複するが、そのほかの一覧と併せて提供される情報の精査および電子媒体化有無は今後引き続き検討する。現時点では左記の利用があるため、残置 ②現在電子媒体で送付されていない場合は該当しないため、記載していない ③パッケージとしては必要と考えるため、残置 ④管理項目は必須で取り込む必要がある
289	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	20歳到達付番予定者一覧の情報を国民年金システムに登録できること 【管理項目】 基礎年金番号（予定付番） ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所コード、郵便番号、漢字住所、カナ住所	必須		①No.288等と同様に電子媒体での取り込みができるようになりませんか(機能要件No.287において、左記No.の情報をデータで取り込むことが可能であれば不要です。)。 また、フロー「2.3や3.1や3.2」で記載されています一覧表についても同様に電子媒体での取り込みができるようになりませんか(機能要件No.287において、左記No.の情報をデータで取り込むことが可能であれば不要です。)。 ②電子媒体での取り込みもできることとありますが、処理結果一覧表のCSVファイルの内容と2重に情報が送られるケースがないでしょうか。処理結果一覧表CSVファイルだけでは情報が不足しますでしょうか。必須である場合、機構から送付される情報を必ず精査の上、実施していただきたいと考えます。 ③登録とは具体的にどのような機能が。取り込んだ情報を元に一括で新規取得処理ができるのか。新規取得を手入力する際に取り込んだ情報及び住民記録システム連携情報から自動入力できるのか。 ⑥住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること（カナ住所削除）。標準化後の住民記録システムでは住所（フリガナ）は管理項目となっていません。カナ住所の連携要否を確認願います。	④20歳到達付番予定者一覧の情報の活用方法が分かりません。どの業務フローで参照するでしょうか。業務フロー1.1資格取得で参照する場合、申請者が特参した申請書の基礎年金番号と不一致の場合、申請書の基礎年金番号の方が正しいと考えます。 ⑤記載されているファイルは現状の運用で取込を行っていない自治体様がいらっしゃると思います。運用上必須とならない取込の場合は、オプションが望ましいと考えます。 以下のNoは同様の確認です。 （290,297,298）	4	2	6		質問	質問回答	【質問対応】 ①現状紙での送付であるため、今後引き続き検討する ②仕様文案に電子媒体取込の記載は無い ③後者で相違ない。入力の手作業を想定（現時点） ④資格取得で利用。 ⑤年金機構から送付される一覧については、今回の意見照会でいただいた情報を精査した上で、引き続き検討する ⑥削除する
290	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	適用勧奨対象・職権適用対象者一覧の情報を国民年金システムに登録できること 【管理項目】 基礎年金番号、第1号資格取得年月日、厚生年金等の資格喪失年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、生年月日、性別、郵便番号、住所	必須		①管理項目の「厚生年金等の資格喪失年月日」は、市区町村として必要な管理項目でしょうか？種別変更の場合、資格取得日と同日であるため、管理項目としては不要であると考えます。 ②No.288等と同様に電子媒体での取り込みができるようになりませんか(機能要件No.287において、左記No.の情報をデータで取り込むことが可能であれば不要です。)。 また、フロー「2.3や3.1や3.2」で記載されています一覧表についても同様に電子媒体での取り込みができるようになりませんか(機能要件No.287において、左記No.の情報をデータで取り込むことが可能であれば不要です。)。 ③電子媒体での取り込みもできることとありますが、処理結果一覧表のCSVファイルの内容と2重に情報が送られるケースがないでしょうか。処理結果一覧表CSVファイルだけでは情報が不足しますでしょうか。必須である場合、機構から送付される情報を必ず精査の上、実施していただきたいと考えます。	④管理項目の「厚生年金等の資格喪失年月日」は、市区町村として必要な管理項目でしょうか？種別変更のため、資格取得日と同日であるため、管理項目としては不要であると考えます。	3	1	4		質問	質問回答	【質問対応】 ①④登録しているケースがあるため残置としたい ②仕様文案に電子媒体取込の記載は無い ③処理結果一覧と重複するが、現状左記一覧を取り込むケースがあるため、残置。送付される情報は今後精査
291	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書発行一覧表の情報を国民年金システムに登録できること ※電子媒体での取り込みもできること ※日次で年金機構より提供される一覧 【管理項目】 基礎年金番号、継続申請表示、承認期間、特例認定区分、法定免除消滅届出年月日、付加任意非該当年月、免除取消期間、50歳以降免除承認期間、納付開始年月、時効中断登録、納付済期間	必須	・電子媒体は「国民年金処理結果一覧表媒体作成仕様書」に準拠して提示される	①管理項目の「50歳以降免除承認期間」、「時効中断登録」、「納付済期間」は、処理結果一覧表の電子媒体には設定されない項目です。管理項目から削除をお願いします。 ②管理項目の「納付開始年月」は、保険料の納付に関する情報であるため市区町村で管理する項目ではありません。管理項目から削除をお願いします。 ③電子媒体での取り込みもできることとありますが、処理結果一覧表のCSVファイルの内容と2重に情報が送られるケースがないでしょうか。処理結果一覧表CSVファイルだけでは情報が不足しますでしょうか。必須である場合、機構から送付される情報を必ず精査の上、実施していただきたいと考えます。	④管理項目の「50歳以降免除承認期間」、「時効中断登録」、「納付済期間」は、処理結果一覧表の電子媒体には設定されない項目だと思います。管理項目から削除をお願いします。 ⑤管理項目の「納付開始年月」は、保険料の納付に関する情報であるため市区町村で管理する項目ではないと思います。管理項目から削除をお願いします。 ⑥管理項目に記載されている情報は、すべて管理できることが必須項目となりますでしょうか。 統一様式申請書にも項目がないものは、管理必須な項目ではないと考えております。 （特例認定区分、付加任意非該当年月、50歳以降免除承認期間、納付開始年月、時効中断登録、納付済期間） ⑦現在の処理結果一覧表にも同様の異動があると思うが、処理結果一覧表とは別ファイルとして該当者が重複しない形で作成されるのか。	3	4	7		質問	質問回答	【質問対応】 ①②④⑤記載のとおり修正 ③処理結果一覧と重複するが、そのほかの一覧と併せて提供される情報の精査および電子媒体化有無は今後引き続き検討する。現時点では左記の利用があるため、残置 ⑥一部項目は削除 ⑦管理項目は必須で取り込む必要がある

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
292	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	国民年金保険料免除・納付猶予申請却下通知書発行一覧表の情報を国民年金システムに登録できること ※電子媒体での取り込みもできること ※日次で年金機構より提供される一覧 【管理項目】 基礎年金番号、継続申請表示、申請年月日、却下期間（全免）、却下期間（猶予）、却下期間（3/4免）、却下期間（半免）、却下期間（1/4免）、時効中断登録、納付済期間	必須	・電子媒体は「国民年金処理結果一覧表媒体作成仕様書」に準拠して提示される	①管理項目の「時効中断登録」、「納付済期間」は、処理結果一覧表の電子媒体には設定されない項目です。管理項目から削除をお願いします。 ②電子媒体での取り込みもできることとありますが、処理結果一覧表のCSVファイルの内容と2重に情報が送られるケースがないでしょうか。処理結果一覧表CSVファイルだけでは情報が不足しますでしょうか。必須である場合、機構から送付される情報を必ず精査の上、実施していただきたいと考えます。	③管理項目の「時効中断登録」、「納付済期間」は、処理結果一覧表の電子媒体には設定されない項目と思います。管理項目から削除をお願いします。 ④現在の処理結果一覧表にも同様の異動があると思うが、処理結果一覧表とは別ファイルとして該当者が重複しない形で作成されるのか。	2	2	4	質問	質問回答	【質問対応】 ①③記載のとおり修正 ②処理結果一覧と重複するが、そのほかの一覧と併せて提供される情報の精査および電子媒体化有無は今後引き続き検討する。現時点では左記の利用があるため、残置 ④管理項目は必須で取り込む必要がある
293	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	学生納付特例申請承認通知書発行一覧表の情報 を国民年金システムに登録できること ※電子媒体での取り込みもできること ※日次で年金機構より提供される一覧 【管理項目】 基礎年金番号、承認期間、法定免除消滅届出年月日、付加任意非該当年月、免除取消期間、特例認定区分、納付開始年月、理由	必須	・電子媒体は「国民年金処理結果一覧表媒体作成仕様書」に準拠して提示される	①管理項目の「納付開始年月」は、保険料の納付に関する情報であるため市区町村で管理する項目ではありません。管理項目から削除をお願いします。 ②電子媒体での取り込みもできることとありますが、処理結果一覧表のCSVファイルの内容と2重に情報が送られるケースがないでしょうか。処理結果一覧表CSVファイルだけでは情報が不足しますでしょうか。必須である場合、機構から送付される情報を必ず精査の上、実施していただきたいと考えます。	③管理項目の「納付開始年月」は、保険料の納付に関する情報であるため市区町村で管理する項目ではないと思います。管理項目から削除をお願いします。 ④法定免除消滅届出年月日は学生納付特例申請承認通知書発行一覧表の管理項目でしょうか。 また、「付加任意非該当年月」、「納付開始年月」、「理由」等も管理必須の項目になりますでしょうか。 項目によっては管理自体はオプションとなりませんかでしょうか。 ⑤現在の処理結果一覧表にも同様の異動があると思うが、処理結果一覧表とは別ファイルとして該当者が重複しない形で作成されるのか。	2	3	5	質問	質問回答	【質問対応】 ①③記載のとおり修正 ②処理結果一覧と重複するが、そのほかの一覧と併せて提供される情報の精査および電子媒体化有無は今後引き続き検討する。現時点では左記の利用があるため、残置 ④取り込んでいるケースがあるため、必須とする ⑤管理項目は必須で取り込む必要がある
294	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	学生納付特例申請却下通知書発行一覧表の情報 を国民年金システムに登録できること ※電子媒体での取り込みもできること ※日次で年金機構より提供される一覧 【管理項目】 基礎年金番号、申請年月日、却下期間、時効中断登録	必須	・電子媒体は「国民年金処理結果一覧表媒体作成仕様書」に準拠して提示される	①管理項目の「時効中断登録」は、処理結果一覧表の電子媒体には設定されない項目です。管理項目から削除をお願いします。 ②電子媒体での取り込みもできることとありますが、処理結果一覧表のCSVファイルの内容と2重に情報が送られるケースがないでしょうか。処理結果一覧表CSVファイルだけでは情報が不足しますでしょうか。必須である場合、機構から送付される情報を必ず精査の上、実施していただきたいと考えます。	③管理項目の「時効中断登録」は、処理結果一覧表の電子媒体には設定されない項目と思います。管理項目から削除をお願いします。 ④現在の処理結果一覧表にも同様の異動があると思うが、処理結果一覧表とは別ファイルとして該当者が重複しない形で作成されるのか。	2	2	4	質問	質問回答	【質問対応】 ①③記載のとおり修正 ②処理結果一覧と重複するが、そのほかの一覧と併せて提供される情報の精査および電子媒体化有無は今後引き続き検討する。現時点では左記の利用があるため、残置 ③管理項目は必須で取り込む必要がある
295	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	国民年金保険料産前産後免除該当通知書発行一覧表の情報を国民年金システムに登録できること ※電子媒体での取り込みもできること ※日次で年金機構より提供される一覧 【管理項目】 基礎年金番号、単胎・多胎の別、産前産後免除期間、免除期間	必須	・電子媒体は「国民年金処理結果一覧表媒体作成仕様書」に準拠して提示される	①電子媒体での取り込みもできることとありますが、処理結果一覧表のCSVファイルの内容と2重に情報が送られるケースがないでしょうか。処理結果一覧表CSVファイルだけでは情報が不足しますでしょうか。必須である場合、機構から送付される情報を必ず精査の上、実施していただきたいと考えます。	②現在の処理結果一覧表にも同様の異動があると思うが、処理結果一覧表とは別ファイルとして該当者が重複しない形で作成されるのか。	1	1	2	質問	質問回答	【質問対応】 ①処理結果一覧と重複するが、そのほかの一覧と併せて提供される情報の精査および電子媒体化有無は今後引き続き検討する。現時点では左記の利用があるため、残置 ②管理項目は必須で取り込む必要がある
296	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	居所未登録整理結果通知書の情報を国民年金システムに登録できること 【管理項目】 基礎年金番号、不在決定年月、転出予定住所（照会時） ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、生年月日、性別、住所	必須		①管理項目の「転出予定住所（照会時）」の照会時とは何を意味するのでしょうか？また、転出予定住所は、住民記録システムからの連携または参照する項目という認識です。管理項目からは削除をお願いします。 ②No.288等と同様に電子媒体での取り込みができるようになりますでしょうか(機能要件No.287において、左記No.の情報をデータで取り込むことが可能であれば不要です。)。 また、フロー「2.3や3.1や3.2」で記載されています一覧表についても同様に電子媒体での取り込みができるようになりますでしょうか(機能要件No.287において、左記No.の情報をデータで取り込むことが可能であれば不要です。)	③管理項目の「転出予定住所（照会時）」の照会時とは何を意味するのでしょうか？また、転出予定住所は、住民記録システムからの連携または参照する項目という認識です。管理項目からは削除をお願いします。 ④紙媒体の情報をもとに、指定の管理項目をシステム入力できればよいでしょうか。	2	2	4	質問	質問回答	【質問対応】 ①③不在が年金機構側で判明した場合、自治体内でも転出予定住所も把握していないと考えられるため、残置 ②現状紙での送付であるため、今後引き続き検討する ④現状は相違ないが、今後の検討次第で電子媒体での取込の可能性あり
297	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	年金生活者支援給付金認定結果の情報を国民年金システムに登録できること 【管理項目】 請求年度、基礎年金番号、給付金種別、市区町村符号、受付年月日、認定年月日、支給開始年月、支給金額（月額）、理由 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、生年月日、性別、住所、郵便番号	必須			①管理項目に記載されている情報は、すべて管理できることが必須項目となりますでしょうか。 項目によっては管理自体はオプションとなりませんかでしょうか。	0	1	1	質問	質問回答	【質問対応】 ①パッケージとしては必須。ただし、今後の検討時にご意見をいただくことで考慮可

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
298	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	裁定結果の情報を国民年金システムに登録できること 【管理項目】 進達番号、基礎年金番号（年金証書）、年金コード、市区町村符号、裁定年月日、受給権発生年月日、支給開始年月、裁定結果 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、生年月日、性別、住所、郵便番号	必須		①何の裁定結果の情報が明記してください。	③何の裁定結果の情報が明記してください。	1	1	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①③補記する
						②No.288等と同様に電子媒体での取り込みができるようになりませんか(機能要件No.287において、左記No.の情報をデータで取り込むことが可能であれば不要です。)。また、フロー「2.3や3.1や3.2」で記載されています一覧表についても同様に電子媒体での取り込みができるようになりませんか(機能要件No.287において、左記No.の情報をデータで取り込むことが可能であれば不要です。)。	④管理項目に記載されている情報は、すべて管理できることが必須項目となりますでしょうか。 例えば、「進達番号」を登録する必要がありますでしょうか。	1	1	2	質問	質問回答	【質問対応】 ②現状紙での送付であるため、今後引き続き検討する ④パッケージとしては必須。ただし、今後の検討時にご意見をいただくことで考慮可
299	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	国民年金システムに取り込んだ処理結果一覧表を取込日、届出内容ごとに確認できること	必須				0	0	0			
300	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	取込んだ処理結果一覧表の内容を国民年金システムで管理している年金情報・被保険者台帳へ一括で反映できること	オプション		①処理結果一覧表のCSVファイルの国民年金システムへの取込みは必須、取込んだ処理結果一覧表の内容を国民年金システムで管理している年金情報・被保険者台帳へ一括反映させることはオプションとなっていますが、これは何故でしょうか。この場合のシステムへの取込みとはどのような処理が想定されているのでしょうか。 ②項番287の取込みは必須だが、項番300の一括反映はオプションとなっているが、取込み機能と一括反映をセットの機能と認識している。一括反映をオプションとした理由を示されたい。また、一括反映を実装しなかった場合、項番287により取り込んだ情報はどのように活用するのか。 ③資格状況や免除状況にかかわらずエラーにならずに全件を正確に一括反映できることを担保していただきたい。		3	0	3	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②必須とする ③エラー発生は発生する可能性があるため、No.305で把握可能
301	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	2号被保険者（厚生年金・共済組合等）の番号の登録 およびその直近の資格取得・喪失情報の登録・修正・削除・照会ができること ※現状利用している団体が存在するため残置するが、将来的な年金機構とのネットワークによる自動連携などの実装を見据え、標準仕様書2.0版以降で再度要件要否について検討する	オプション		①市区町村で行う業務ではないと考えます。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会し確認します。 「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されていますが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。	②市区町村で行う業務ではないと考えます。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会する運用が一般的ではないでしょうか。「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されているが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。	1	1	2	討議	討議事項	【討議事項】 ①②いただいた意見より実装不可に変更でよいか★討議事項：論点②
302	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	公的年金情報に配偶者情報を設定（登録・削除）できること ※現状利用している団体が存在するため残置するが、将来的な年金機構とのネットワークによる自動連携などの実装を見据え、標準仕様書2.0版以降で再度要件要否について検討する	オプション		①市区町村で行う業務ではないと考えます。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会し確認します。 「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されていますが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。	②市区町村で行う業務ではないと考えます。市区町村において必要な場合は、日本年金機構の端末を照会する運用が一般的ではないでしょうか。「※現状実装している団体が存在するため残置する」と記載されているが、標準仕様書に記載されている標準化範囲の記載と矛盾します。	1	1	2	討議	討議事項	【討議事項】 ①②いただいた意見より実装不可に変更でよいか★討議事項：論点①
303	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	年金機構より送付される年金機構からの処理結果一覧をOCR処理し、適用者を登録できること	オプション		①処理結果一覧表は、日本年金機構から電子媒体で提供されています。一覧表からOCR処理をする機能は不要と考えます。当機能については削除をお願いします。 ②「年金機構より送付される年金機構からの」は日本語表現として不適当ではないか。	④処理結果一覧表は、日本年金機構から電子媒体で提供されています。一覧表からOCR処理をする機能は不要と考えます。当機能については削除をお願いします。 ⑤処理結果一覧に関しては、現在電子媒体でのやり取りも可能となっており、紙媒体を読み取る機能というのはオプション機能としても標準仕様としては不要と考える。 記載を削除いただきたい。	2	2	4	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②④⑤処理結果一覧に限らない旨、文言修正
						③項番303でOCR処理によりデータ化した取込み情報について、項番299、300、307の機能の対象となるか。		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ③相違なし

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
304	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	基礎年金番号異動者を一覧で確認できること	オプション		①支援措置対象者で基礎年金番号が変更になった者も一覧で確認できるということでしょうか。 ②法定受託事務のうちいずれの事務に使用する機能か。「運用上最低限必要となる業務固有の一覧確認要件」と整理されていることから具体的な用途の想定があると推察される。	③現在の「基礎年金番号異動者」という記載ではどのような対象者が明確ではないため、解釈等に違いが生まれカスタマイズの原因となる可能性がある。そのため、旧基礎年金番号が登録されている被保険者が抽出できればよい場合は、「旧基礎年金番号が登録されている被保険者が一覧で確認できること」等に記載を変更していただきたい。 もし、仕様への認識が異なる場合は、明確にどのような対象者を抽出すべきなのかを要件一覧に記載いただきたい。	2	1	3	質問	機能・帳票要件一覧を修正	【質問回答】 ①基礎年金番号が異動となった場合、以前の番号に紐づいていた情報も引き続き紐づくため、可能と想定 ②利用しているケースがあるため、残置 ③記載を修正
305	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	年金機構から受領した情報を国民年金システムへ反映する際に、宛名情報や年金情報と突合し、個人が特定できなかった被保険者と未特定理由を一覧で確認できること	オプション				0	0	0			
306	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	資格仮付番・仮取得、付加未報告、免除未決定・未報告、給付未決定・未報告のままである対象者の一覧を確認できること	オプション		①これらの情報は機構が保有している情報ではないのでは		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ①登録しているケースがあるため、残置
307	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	処理結果一覧等の情報を国民年金システムにおける情報と突合し、期間が重複している対象者を特定できること ※資格、免除等の開始日・終了日を突合して差分が発生している対象者を特定する。ただし以下の場合は特定対象外とする ・開始日、年金種別が同じで終了日だけが異なる場合（終了日を処理結果一覧の終了日で更新するため）	オプション				0	0	0			
308	情報提供・その他	所得情報提供（免除勧奨）	年金事務所から提供された提供依頼データのシステムへの取込みができること	オプション	・本事務は以前利用されていた所得媒体交換を引き続き利用することとし、仕様を維持する ・紙媒体、もしくは電子媒体で提供			0	0	0			
309	情報提供・その他	所得情報提供（免除勧奨）	年金機構より提供依頼があった対象者の宛名情報を一括で特定ができること	オプション				0	0	0			
310	情報提供・その他	所得情報提供（免除勧奨）	宛名不一致に係る情報について一覧で確認できること	オプション				0	0	0			
311	情報提供・その他	所得情報提供（免除勧奨）	過去に年金機構に回付した所得情報の履歴が照会できること	オプション			①「回付した所得情報の履歴」に関しては、全被保険者分の履歴保持となるため、データ量が多くなる。 保持しておく履歴の件数を追記いただきたい。（例：過去3回分等）	0	1	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①自治体の運用に併せて定義すべきと思路するため、明記しない。ただし、その旨補記する
312	情報提供・その他	所得情報提供（免除勧奨）	年金事務所に提供する配偶者、世帯主を特定し、被保険者、配偶者、世帯主の所得情報を取り込めること	オプション				0	0	0			
313	情報提供・その他	所得情報提供（免除勧奨）	所得情報依頼媒体を基に、被保険者の所得情報データを収めた所得情報提供依頼結果媒体を作成できること	オプション				0	0	0			
314	情報提供・その他	所得情報提供（免除勧奨）	所得情報提供依頼結果媒体用の情報について、照会・修正・削除することができること	オプション	・誤って紐づけられた所得情報に対し、手動で修正・削除するケースを想定			0	0	0			
315	情報提供・その他	所得情報提供（免除勧奨）	免除判定を行えること	オプション				0	0	0			
316	情報提供・その他	所得情報提供（免除勧奨）	所得情報データの確認用に作成された確認用CSVファイルを参照し、作成したデータ内容を確認できること	オプション			①No.318の要件で対応可能と思われる。 重複した内容であるため、No.316または318の記載を削除いただきたい。	0	1	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.316は年金機構への提供データの確認、No.318は左記だけでなく、運用に併せた確認に対応するために用意しているため、残置とする
317	情報提供・その他	所得情報提供（免除勧奨）	免除・納付猶予申請（市町村確認書）、学生納付特例申請（市町村確認書）を出力できること	オプション				0	0	0			
318	情報提供・その他	所得情報提供（免除勧奨）	所得情報データに係る一覧を確認できること（EUC対応）	オプション				0	0	0			

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
319	情報提供・その他	所得情報提供（免除勸奨）	16歳以上19歳未満の扶養親族数、扶養者および配偶者が登録されている対象者について、一覧で確認できること	オプション				0	0	0			
320	情報提供・その他	所得情報提供（継続免除）	年金事務所から提供された提供依頼データのシステムへの取込みができること	オプション	・本事務は以前利用されていた所得媒体交換を引き続き利用することし、仕様を維持する ・紙媒体、もしくは電子媒体で提供する	①所得媒体交換は法定受託事務として厚労省の指示により実施するものであり（協力連携事務である項番308とは異なる）、機能を維持するかどうかをオプションとする理由が不明である。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①処理件数の多い大規模自治体では現在も利用されているため、残置。小規模自治体では発生しない、もしくは手作業で対応していることからオプション。
321	情報提供・その他	所得情報提供（継続免除）	年金機構より提供依頼があった対象者の宛名情報を一括で特定ができること	オプション				0	0	0			
322	情報提供・その他	所得情報提供（継続免除）	宛名不一致に係る情報について一覧で確認できること	オプション				0	0	0			
323	情報提供・その他	所得情報提供（継続免除）	過去に年金機構に回付した所得情報の履歴が照会できること	オプション		①「回付した所得情報の履歴」に関しては、全被保険者分の履歴保持となるため、データ量が多くなる。 保持しておく履歴の件数を追記いただきたい。（例：過去3回分等）		0	1	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①自治体の運用に併せて定義すべきと史料するため、明記しない。ただし、その旨補記する
324	情報提供・その他	所得情報提供（継続免除）	年金事務所に提供する配偶者、世帯主を特定し、被保険者、配偶者、世帯主の所得情報を取り込めること	オプション				0	0	0			
325	情報提供・その他	所得情報提供（継続免除）	所得情報依頼媒体を基に、被保険者の所得情報データを収めた所得情報提供依頼結果媒体を作成できること	オプション				0	0	0			
326	情報提供・その他	所得情報提供（継続免除）	所得情報提供依頼結果媒体用の情報について、照会・修正・削除することができること	オプション	・誤って紐づけられた所得情報に対し、手動で修正・削除するケースを想定			0	0	0			
327	情報提供・その他	所得情報提供（継続免除）	継続免除判定を行えること	オプション				0	0	0			
328	情報提供・その他	所得情報提供（継続免除）	継続免除の情報を免除履歴として管理できること	オプション		①継続免除の所得媒体交換の際には、まだ継続して免除可能かどうかが確定していないのではないかと。 所得を年金機構の送付後に、免除の可否の判断が年金機構であると思われるため、このタイミングで対象者に免除履歴として追加するのは標準システムのパッケージ機能として問題あると思われるため、要件を削除いただきたい。		0	1	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①継続免除の履歴は他機能で管理しているため、削除する
329	情報提供・その他	所得情報提供（継続免除）	継続審査対象者のうち、所得未申告者について、免除・納付猶予申請（市町村確認書）を出力できること	オプション	・現在は原則、情報連携より所得情報を年金機構が取得するが、上記で取得できないケースが一部残存するため、（令和元年度まで利用していた）紙媒体での連携を行うため本機能は残置			0	0	0			
330	情報提供・その他	所得情報提供（継続免除）	所得情報データの確認用に作成された確認用CSVファイルを参照し、作成したデータ内容を確認できること	オプション		①No.331の要件で対応可能と思われる。 重複した内容であるため、No.330または331の記載を削除いただきたい。		0	1	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.330は年金機構への提供データの確認、No.331は左記だけでなく、運用に併せた確認に対応するために用意しているため、残置とする
331	情報提供・その他	所得情報提供（継続免除）	所得情報データに係る一覧を確認できること	オプション				0	0	0			
332	情報提供・その他	所得情報提供（継続免除）	16歳以上19歳未満の扶養親族数、扶養者および配偶者が登録されている対象者について、一覧で確認できること	オプション				0	0	0			

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
333	情報提供・その他	所得情報提供（年金生活者支援給付金）	年金機構（国保連合会経由）から提供された提供依頼データのシステムへの取込みができること	必須	・本事務は電子媒体にて提供する			0	0	0			
334	情報提供・その他	所得情報提供（年金生活者支援給付金）	年金機構より提供依頼があった対象者の宛名情報を一括で特定ができること	必須		①宛名情報の特定方法は厚労省が指定（基礎年金番号（介護保険特徴情報を活用）→基本4情報（住記））しており、全国統一であるため特定方法についても明記されたい。また明記しない理由を示されたい。 介護保険特徴情報の活用する機能が排除されており厚労省が示す運用と異なるが運用が変更になるということか。運用変更されない場合、同機能を明記されたい。また厚労省が取りまとめる本仕様書が厚労省が定めた事務取扱いと整合しない理由を示されたい。また介護保険特徴情報の活用する機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。業務フロー6.3には介護特徴情報について記載があり矛盾する。 基本4情報について厚労省が示す運用では「住民基本台帳における表記と異なる場合があるため（例：住所情報について、住民基本台帳では「1丁目1番地1号」と表記されているが、日本年金機構が提供する情報は「1-1-1」と表記している場合。）、4情報により突合する場合は、可能な範囲で、目視等による確認」も実施することになるが、本システムでどのように実現するのか。 宛名情報の特定方法を市町村独自に規定することは差し支えないか。 ②個別に特定した宛名情報を、提供対象に含める及び提供対象から除外する（個別処理）機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。（項番339の「誤って紐づけられた所得情報に対し、手動で修正・削除する」機能の宛名情報版） ③任意に指定した条件に該当する宛名情報を一括特定から除外する（例外処理）機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。 ④請求者だけでなく世帯員も一括特定する必要がある。		4	0	4	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘】 ①ご指摘の通り、指定された方法での特定を行うため、その旨記載を修正 ②③オプションとして機能追加する ④世帯員の特定は請求者が特定できれば取得できる情報であるため、対応なし
335	情報提供・その他	所得情報提供（年金生活者支援給付金）	宛名不一致に係る情報について一覧で確認できること	オプション				0	0	0			
336	情報提供・その他	所得情報提供（年金生活者支援給付金）	過去に年金機構に回付した所得情報の履歴が照会できること	オプション		①「71通知の提出をした3年後の9月末まで（中略）適切に保存」するよう求められており、過去分の保存期間を任意に指定できる必要がある。	①「回付した所得情報の履歴」に関しては、全被保険者分の履歴保持となるため、データ量が多くなる。 保持しておく履歴の件数を追記いただきたい。（例：過去3年度分等）	1	1	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②自治体の運用に併せて定義すべきと思路するため、明記しない。ただし、その旨補記する
337	情報提供・その他	所得情報提供（年金生活者支援給付金）	年金事務所に提供する対象者を特定し、被保険者および世帯員の所得情報等を取り定めること	必須		①年金生活者支援給付金に係る所得情報の提供において、自市町村内に住民票が存在しない住民登録外課税者が世帯内に存在した場合、個別のデータ設定が必要となります。住民登録外課税者を把握する機能が必要ではないでしょうか。		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ①住民登録外課税者に係る情報は個人住民税システムより連携されるため問題ないと考え
						②項番334「年金機構」と項番337「年金事務所」は表記ゆれか意図的に使い分けているのか。使い分けている場合その意図を示されたい。 ③所得情報を取り込む以前に住民記録システムの情報により世帯員を特定する必要がある。世帯員特定の機能を除外した理由を示されたい。 ④「取り定める」と項番65などの「取得できる」や項番287などの「取り込むことができる」は表記ゆれか意図的な使い分けか。 ⑤「被保険者」ではなく請求者ではないか。 ⑥項番334でも対象者の特定について記述されており重複している。		5	0	5	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ②年金機構に修正する ③No.334にて特定する想定 ④表記は修正する ⑤文言を修正する ⑥本機能は所得情報取得に係る機能を指す

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
338	情報提供・その他	所得情報提供（年金生活者支援給付金）	所得情報依頼媒体を基に、被保険者および世帯員の所得情報データを収めた所得情報提供依頼結果媒体を作成できること	必須		①「所得情報依頼媒体」とは何か。「所得情報提供依頼結果媒体」とは何か。「媒体を作成」とは具体的にどのような機能か。現行の運用では介護特徴伝送システム（国保中央会）により送受信する方法が原則。DVDなど媒体交換による方法もあるにはあるが例外。 ②文案の表現では提供データを作成する機能が含まれていないと解釈できる。提供データを作成する機能と媒体を作成する機能を明文化する必要がある。 ③提供データの作成に関して、算定式（いずれの所得項目を加算しいずれの控除項目を控除するのか）を本標準仕様に組み込む必要がある。この仕様だけではベンダーは開発できない。所得計算に関して肝心の部分が明記されておらず、機能の中身は従来どおり自治体が要件定義・仕様策定せねばならず、「標準仕様に準拠したパッケージを選んで契約するだけで使用できる」形態にはならないため、事務負担は減らない。国民年金システムの改修のうち税制改正に伴う所得提供関連の改修が最も負担が大きい（税制の理解、正確なデータ作成など）。介護保険などとは異なり国民年金は法定受託事務であり全国で統一的な運用が求められることから、公表済みの標準仕様の書きぶりにそえることは妥当ではない。 ④「所得情報設定表示1」「所得情報設定表示2」に設定する値の条件は本仕様において明示しないのか。同条件及び条件判定に必要な住記システム情報・住民税システム情報の取得または参照について標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。 ⑤「被保険者」ではなく請求者ではないか。		5	0	5		機能・帳票要件一覧を修正	【質問回答】 ①「所得情報依頼媒体」は年金機構から送付される媒体、「所得情報提供依頼結果媒体」は自治体から年金機構へ送付する際の媒体を指す。国保中央会経由で送付する際の媒体を作成する機能 ②媒体＝データ ③算定式は導入の段階において設計時に確認する範囲とする。なお、あくまで実装は事業者であり、標準仕様書の範囲内で事業者が税制変更に対応することで改修の負担は軽減できると思われる ④値の条件など詳細は、要件定義以降に各自治体にて定義できる範囲とする ⑤文言を修正する
339	情報提供・その他	所得情報提供（年金生活者支援給付金）	所得情報提供依頼結果媒体用の情報について、照会・修正・削除できること	オプション	・誤って紐づけられた所得情報に対し、手動で修正・削除するケースを	①項番338の「所得情報データ」と項番339の「媒体用の情報」は同一データと思われるが表記ゆれか意図的に使い分けているのか。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①用語は整理の上、最終化の際に修正
340	情報提供・その他	所得情報提供（年金生活者支援給付金）	所得情報データの確認用に作成された確認用CSVファイルを参照し、作成したデータ内容を確認できること	必須		①「確認用CSV」の定義不明瞭。記述では「参照」「確認」のみで作成・出力について言及されていないが国民年金システムで作成・出力されるファイルか。 ②「確認用CSV」に出力する項目は標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。 ③「確認用CSV」は確認事由ごとに複数種類を出力できるように標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。		3	0	3	質問	質問回答	【質問回答】 ①所得情報のデータ作成はすでに定義しており、国年システムで作成・出力されるファイルであるため、確認のみとなる ②③相違なし
341	情報提供・その他	所得情報提供（年金生活者支援給付金）	所得情報データ、該当者・非該当者に係る各種一覧を確認できること	オプション		①「各種一覧」の具体的な内容は標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。 ③「該当者」とは何に該当する者のことか。		2	0	2	質問	質問回答	【質問回答】 ①相違なし ③所得情報提供の該当者を想定
						②「所得情報データ、」の「、」は「及び」の意味か。公用文にこのような用法はない。 ④抽出条件、表示項目、実装方法は仕様書本体3章1(3)一覧出力機能の記載に準ずるのか。「・・・を一覧で確認できること」と明記」とされているが表現が異なる。	⑤「該当」「非該当」は給付金の該当・非該当と想定しているが、該当・非該当は年金機構の判定となるため、年金機構への情報提供の際に「該当者・非該当者に係る各種一覧」は不要と思われる。そのため、No.340の要件で対応可能な内容となり、重複した内容であるため、No.341の記載を削除いただきたい。	2	1	3	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ②「、」は「あるいは」である。修正する ④文言を修正 ⑤正式な判定ではなく、自治体内でも給付判定しているケースがあるため、残置
342	情報提供・その他	所得情報提供（年金生活者支援給付金）	受給者マスタの更新に伴い、受給者の所得変更情報を一覧で確認できること	オプション		①「受給者マスタ」の定義が不明瞭。非該当者は含まないのか。 ②「受給者マスタの更新」の定義が不明瞭。 ③受給者情報の更新なのか所得情報の変更なのか。 ④用途不明。所得情報提供後に修正申告等により所得情報に変更があったケースを想定しているのか。	⑤No.262では「税額変更を行った受給権者を抽出」は実装不可となっている。 No.342の要件と矛盾しているため、No.342を削除いただきたい。	4	1	5	質問	質問回答	【質問回答】 ①②受給者マスタは受給者に係る各種情報のマスタを想定。マスタの文言は修正 ③④住民税システムの更新に伴い受給者マスタが更新された際に、所得情報に変更が発生した対象者について一覧で確認する。ご提示のケース等も想定 ⑤No.262でオプションへ変更したため、残置
343	情報提供・その他	所得情報提供（年金生活者支援給付金）	扶養者および配偶者が登録されている対象者について、一覧で確認できること	オプション		①用途不明。支援給付金制度において扶養者および配偶者が要件になることは無い。 ②一覧で確認できるということは前提として対象者情報として、扶養者および配偶者の情報を保持(登録)している必要があるが、保持する機能が見当たらない。いずれの項番か。また市民税システムでは扶養者の特定は困難、住記システムで配偶者の特定は困難であるが、それぞれいずれの情報ソースから得る想定か。	③年金生活者支援給付金では、扶養者や配偶者の有無は運用上関係ないと思われる。 オプションではあるが、この要件は必要なのか再度ご検討いただきたい。	2	1	3	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①③年金生活者支援給付金の所得情報等データ（71通知）には、老齢基礎年金・寡婦年金・障害年金のそれぞれ異なる支給判定要件用の所得等データが含まれており、複雑な提出用データの検証作業を行うために、必要としている自治体があるため、残置 ②ご記載いただいている各システムから取得する想定
344	情報提供・その他	所得情報提供（年金受給者）	年金事務所に提供する配偶者、世帯主を特定し、被保険者、配偶者、世帯主の所得情報を所得情報提供に係る帳票、国民年金老齢福祉年金所得状況届、特別障害給付金所得状況届に出力できること	オプション	・業務フローに則り、システム出力する想定 ・本事務は紙媒体にて提供する	①老齢福祉年金、特別障害者給付金については、受給者情報を管理する機能がありませんので、所得状況届を出力することができません。当機能については削除をお願いします。	②老齢福祉年金、特別障害者給付金については、受給者情報を管理する機能がありませんので、所得状況届を出力することができません。当機能については削除をお願いします。	1	1	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②左記帳票は、提供依頼に対し提示する目的で使用するため、残置
345	情報提供・その他	所得情報提供（年金受給者）	障害基礎年金および特別障害給付金の受給権者のうち、新規裁定者・市外転入者について所得状況の入力により支給判定が行えること	オプション		①老齢福祉年金、特別障害者給付金については、受給者情報を管理する機能がありませんので、所得状況届を出力することができません。当機能については削除をお願いします。	②No.42、43で受給年金の所得限度額等の管理が実装不可となっている。そのため、支給判定は行えないと思われるため、要件を削除いただきたい。 ③老齢福祉年金、特別障害者給付金については、受給者情報を管理する機能がありませんので、所得状況届を出力することができません。当機能については削除をお願いします。	1	2	3	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①③左記帳票は、提供依頼に対し提示する目的で使用するため、残置 ②No.42,43は福祉年金に係る機能であるため、対応なし

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
346	情報提供・その他	所得情報提供（年金受給者）	所得情報データ、該当者・非該当者に係る各種一覧を確認できること	オプション		①老齢福祉年金、特別障害者給付金については、受給者情報を管理する機能がありませんので、所得状況届を出力することができません。当機能については削除をお願いします。 ②法定受託事務のうちいずれの事務に使用する機能か。「運用上最低限必要となる業務固有の一覧確認要件」と整理されていることから具体的な用途の想定があると推察される。	③「該当」「非該当」は受給年金の該当・非該当と想定しているが、該当・非該当は年金機構の判定となるため、年金機構への情報提供の際に「該当者・非該当者に係る各種一覧」は不要と思われるため、記載を削除いただきたい。 ④老齢福祉年金、特別障害者給付金については、受給者情報を管理する機能がありませので、所得状況届を出力することができません。当機能については削除をお願いします。	2	2	4	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①④左記帳票は、提供依頼に対し提示する目的で使用するため、残置 ②正式な判定ではなく、所得情報の提供時に利用 ③自治体内でも給付判定しているケースがあるため、残置
347	情報提供・その他	所得情報提供（年金受給者）	受給所得一覧、連名簿を作成できること	実装不可		①老齢福祉年金、特別障害者給付金については、受給者情報を管理する機能がありませんので、所得状況届を出力することができません。当機能については削除をお願いします。	②No.346では所得情報データが一覧で確認できるようになっているが、No.347では受給所得一覧が実装不可となっている。 受給年金に関しては、一括で所得提供ではなく、受給者1人ずつの所得情報の提供だと思われるため、所得情報データを一覧で確認する機能は不要と思われる。 そのため、No.346の要件を削除いただきたい。 ③老齢福祉年金、特別障害者給付金については、受給者情報を管理する機能がありませので、所得状況届を出力することができません。当機能については削除をお願いします。	1	2	3	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①③左記帳票は、提供依頼に対し提示する目的で使用するため、残置 ②No.347から当該要件を削除
348	情報提供・その他	所得情報提供（年金受給者）	受給年金情報管理として、所得状況届の提出状況の登録を行えること	オプション		①老齢福祉年金、特別障害者給付金については、受給者情報を管理する機能がありませんので、所得状況届を出力することができません。当機能については削除をお願いします。	②老齢福祉年金、特別障害者給付金については、受給者情報を管理する機能がありませので、所得状況届を出力することができません。当機能については削除をお願いします。	1	1	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①②左記帳票は、提供依頼に対し提示する目的で使用するため、残置
349	情報提供・その他	所得情報提供（年金受給者）	受給者マスタの更新に伴い、受給者の所得変更情報を一覧で確認できること	オプション		①老齢福祉年金、特別障害者給付金については、受給者情報を管理する機能がありませんので、所得状況届を出力することができません。当機能については削除をお願いします。	②No.242では「税額変更を行った受給権者を抽出」は実装不可となっている。 No.349の要件と矛盾しているため、No.349を削除いただきたい。 ③老齢福祉年金、特別障害者給付金については、受給者情報を管理する機能がありませので、所得状況届を出力することができません。当機能については削除をお願いします。	1	2	3	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①③左記帳票は、提供依頼に対し提示する目的で使用するため、残置 ②No.262でオプションへ変更したため、残置
350	情報提供・その他	所得情報提供（年金受給者）	扶養者および配偶者が登録されている対象者、受給者の所得情報について、一覧で確認できること	オプション		①老齢福祉年金、特別障害者給付金については、受給者情報を管理する機能がありませんので、所得状況届を出力することができません。当機能については削除をお願いします。	②No.347では受給所得一覧が実装不可となっている。受給年金に関しては、一括で所得提供ではなく、受給者1人ずつの所得情報の提供だと思われるため、所得情報データを一覧で確認する機能は不要と思われる。 そのため、No.350自体の要件を削除いただきたい。 ③老齢福祉年金、特別障害者給付金については、受給者情報を管理する機能がありませので、所得状況届を出力することができません。当機能については削除をお願いします。	1	2	3	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①③左記帳票は、提供依頼に対し提示する目的で使用するため、残置 ②No.347から削除したため、残置する
351	情報提供・その他	公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）	免除申請書審査のため、被保険者・認定請求者の世帯員の各所得状況を取得できること	オプション	・本事務は紙媒体にて提供する ・窓口における住民の相談対応に向け、利用する想定	①項番67(7)参照 ②事務レベル「免除・年金生活者支援給付金」と仕様文案「免除申請書審査のため」が整合しない		2	0	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.67参照 ②記載を修正
352	情報提供・その他	公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）	年金事務所に提供する対象者を特定し、被保険者および世帯員の所得情報を年金生活者支援給付金所得・世帯状況届、老齢・補足的老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届、障害・遺族年金生活者支援給付金所得・世帯状況届、国民年金保険料免除・納付猶予申請書(市区町村確認書)、国民年金保険料学生納付特例申請書(市区町村確認書)に出力できること	必須	・業務フローに則り、システム出力する想定	①項番352と項番353が重複しているように見受けられるが、違いは何か。 ②「老齢・補足的老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届」及び「障害・遺族年金生活者支援給付金"所得状況届"」は施行規則に規定があるが「年金生活者支援給付金所得・世帯状況届」と「障害・族年金生活者支援給付金"所得・世帯状況届"」はいずれに規定された様式か。施行規則を改正する見込みか。どのような場面で使用する想定か。	③現状紙媒体で対応している内容と認識しており、自治体規模によっては本要件はオプションが望ましいと考えます。 また、全ての帳票が必須となりますでしょうか。オプションとしても差し支えが無いものに関してはオプションとして頂きたいです。 (No.353も同様の確認。) ④No.353と内容が重複していると思われる。 要件として記載不要ではないか。	2	2	4	質問	機能・帳票要件一覧を修正	【質問回答】 ①④No.352はデータを当該帳票に出力すること、No.353は帳票を出力することを指す。わかるよう文言を修正 ②対象帳票が重複しているため、精査する ③パッケージとしては必要なため、残置

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
353	情報提供・その他	公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）	所得情報依頼に対し、被保険者の所得情報データを収めた以下の帳票を出力できること 年金生活者支援給付金 所得・世帯状況届/ 老齢・補足的老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届/障害・遺族年金生活者支援給付金所得・世帯状況届/国民年金保険料免除・納付猶予申請書(市区町村確認書)/国民年金保険料科学生納付特例申請書(市区町村確認書)	必須			①「老齢・補足的老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届」「障害・遺族年金生活者支援給付金所得・世帯状況届」の記載があるため、「年金生活者支援給付金所得・世帯状況届」は記載不要と思われる。削除いただきたい。	0	1	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①指摘のとおりであるため、修正
354	情報提供・その他	公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）	所得情報データ、継続免除該当者・非該当者に係る一覧を確認できること	オプション			①公用照会に関しては一括で所得提供ではなく、被保険者など1人ずつの所得情報の提供だと思われるため、所得情報データを一覧で確認する機能は不要と思われる。 そのため、当該要件を削除いただきたい。 もし、当該要件を残す場合でも、該当・非該当は年金機構の判定となるため、年金機構への情報提供の際に「該当者・非該当者に係る各種一覧」は不要と思われるため、「該当者・非該当者に係る各種一覧」の記載は削除いただきたい。	0	1	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①処理件数が多い場合が存在し必要とするケースがあるため、残置する。なお、自治体内でも給付判定しているケースがあるため、該当・非該当についても残置
355	情報提供・その他	公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）	受給者マスタの更新に伴い、受給者の所得変更情報を一覧で確認できること	オプション			①公用照会に関しては一括で所得提供ではなく、被保険者など1人ずつの所得情報の提供だと思われるため、所得変更情報を一覧で確認する機能は不要と思われる。 そのため、当該要件を削除いただきたい。	0	1	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①処理件数が多い場合が存在し必要とするケースがあるため、残置する
356	情報提供・その他	公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）	16歳以上19歳未満の扶養親族数、扶養者および配偶者が登録されている対象者について、一覧で確認できること	オプション		①項番343と項番356とで「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の有無に違いがある理由を示されたい。	②公用照会に関しては一括で所得提供ではなく、被保険者など1人ずつの所得情報の提供だと思われるため、対象者を一覧で確認する機能は不要と思われる。 そのため、当該要件を削除いただきたい。	1	1	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.343については利用しているケースがなかったため、対応なし ②処理件数が多い場合が存在し必要とするケースがあるため、残置する
357	情報提供・その他	住民記録システム情報提供（情報連携で年金機構が取得不可の情報）	被保険者に係る情報（日本人の住民記録システム個人情報、外国人の住民記録システム個人情報、住民記録システム世帯情報 等）の参照を行えること	必須	・本事務は紙媒体にて提供する		①備考に「紙媒体にて提供する」とあるが、紙媒体はNo.358の一覧を想定しているのか。 その場合、オプション機能となるため、必須機能の備考としてはNo.359のように「画面表示のみとし、記載は手入力の想定」と記載していただきたい。	0	1	1	質問	機能・帳票要件一覧を修正	【質問回答】 ①No.358は事務において利用することを目的とした帳票である。よって、文言をご意見踏まえ、修正する
358	情報提供・その他	住民記録システム情報提供（情報連携で年金機構が取得不可の情報）	年金資格情報がある外国人で条件抽出し、氏名（本名・通称・AL）・住所・直近の資格等を一覧で確認できること	オプション			①氏名（本名・通称・AL）は、氏名（本名・通称・アルファベット）という記載のほうがよい。	0	1	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①記載の通り修正
359	情報提供・その他	所得証明（年金生活者支援給付金）	住民より提示のあった年金生活者支援給付金所得状況届について、対象者を特定し、所得情報を表示できること	必須	・本事務は紙媒体にて提供する ・画面表示のみとし、記載は手入力の想定			0	0	0			
360	情報提供・その他	通知書再交付申請書受理	通知書再交付申請に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、再交付の理由、受付年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所	必須	・機能ベースでツリー図を構成しているため、「国民年金被保険者関係届書」を利用しているが、事務レベル1「情報提供・その他」に残置する（「資格異動」に移管しない）	①従前、国民年金第1号被保険者に係る国民年金手帳の再交付申請の受理は市町村における法定受託事務とされていたが、この度、基礎年金番号通知書の再交付申請受理事務は市町村における協力・連携事務と位置付けられた。協力・連携事務であれば、要件種別は「必須」ではなく、「オプション」でよいのではないのでしょうか。	1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ①パッケージとしては必要なため、残置	
						②No.85では、管理項目に「電子媒体収録有無」がありますが、左記No.では「電子媒体収録有無」がありません。「国民年金適用関係届書作成仕様書」に準拠した仕様となるとする場合、左記No.についても、電子媒体での報告が可能となると考えられますので、管理項目に「電子媒体収録有無」を追加する必要があるのではないのでしょうか。 ③通知書の定義が不明。市町村が通知書に類する書類を発行する事務は存在しない。具体的にいずれの届書を指しているのか。	2	1	3	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ②追加する ③④修正する	
361	情報提供・その他	通知書再交付申請書受理	申請に係る履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、再交付の理由、受付年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については照会できること 個人番号、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所	必須	同上	①従前、国民年金第1号被保険者に係る国民年金手帳の再交付申請の受理は市町村における法定受託事務とされていたが、この度、基礎年金番号通知書の再交付申請受理事務は市町村における協力・連携事務と位置付けられた。協力・連携事務であれば、要件種別は「必須」ではなく、「オプション」でよいのではないのでしょうか。	1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ①パッケージとしては必要なため、残置	

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
362	情報提供・その他	通知書再交付申請書受理	国民年金被保険者関係届書（申出書）を出力できること ※印字項目については、帳票詳細要件を参照	必須	同上	①従前、国民年金第1号被保険者に係る国民年金手帳の再交付申請の受理は市町村における法定受託事務とされていたが、この度、基礎年金番号通知書の再交付申請受理事務は市町村における協力・連携事務と位置付けられた。協力・連携事務であれば、要件種別は「必須」ではなく、「オプション」でよいのではないのでしょうか。		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ①パッケージとしては必要なため、残置
363	情報提供・その他	通知書再交付申請書受理	申請者情報、再交付情報を一覧で確認できること	オプション	同上	①従前、国民年金第1号被保険者に係る国民年金手帳の再交付申請の受理は市町村における法定受託事務とされていたが、この度、基礎年金番号通知書の再交付申請受理事務は市町村における協力・連携事務と位置付けられた。協力・連携事務であれば、要件種別は「必須」ではなく、「オプション」でよいのではないのでしょうか。		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ①パッケージとしては必要なため、残置
364	統計・報告	統計事務	指定された項目に対し、EUC機能を利用して統計情報を抽出できること ※CSVでの出力もできること	必須		①統計情報は一般的な元となるデータに加工・集計等の処理を加えた情報であるが、どのような加工、どの項目どのように集計するかなどについて、標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。 ②「指定された項目に対し、EUC機能を利用して統計情報を抽出できること」と記述があいまいのため、標準仕様書上項目を記載を明確にしていきたい。 ③「EUC機能を利用して統計情報を抽出できること」だけでは、どのような機能があれば要件を満たすのかが不明。 必須要件であるため、「指定された項目の被保険者数を抽出できること」等、統計情報の仕様を具体的に示していただきたい。示せなければオプションに変更していただきたい。		1	2	3	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①相違なし ②③記載の通り修正
365	統計・報告	統計事務	過去の集計分を保存できること	オプション		①「保存」とは過去に出力したCSVをシステム内に再格納する機能か。過去の年度を指定して抽出できる機能か。		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ①システム外への保存が適切と考えるが、システム内に格納する方法も許容される
366	その他	その他	(その他ご指摘)			①生年月日と資格期間との整合性チェックができるようにしてください。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①チェック機能に追記する
367						②通知書の定義が不明。市町村が通知書に類する書類を発行する事務は存在しない。具体的にいずれの届書を指しているのか。		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ②「基礎年金番号通知書再交付」を指す
368	その他	その他	(その他ご指摘)			①給付に関する業務は行っていない		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①パッケージとしては必要なため、残置
369	その他	その他	(その他ご指摘)			①年金機構側のデータベース構造と同じ構造にしないと年金機構からの情報登録がうまく取り込めない。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①今後対応
370	共通	チェック	(その他ご指摘)			①D・V等支援対象者に係る抑止情報の利用については、項番44の照会時のアラート機能のみで不足しており、一括処理する資格異動や所得情報提供などにおいて一括処理から除外する機能及び画面・帳票における住所非表示機能を追加されたい（オプションとして）。また対応しない場合その理由を示されたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。検討経緯を示されたい。 （地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する地方公共団体説明会資料(2021.12.24)「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化について」P20参照）		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①オプションとして機能追加
371	共通	帳票作成	(その他ご指摘)			①帳票の発行履歴に関する機能を追加されたい。 帳票の発行履歴を修正・削除・照会できること。 ※1 帳票のプレビュー表示では発行履歴は作成せず、紙やデータで出力した場合のみ作成すること ※2 発行履歴の管理対象として、住民等の外部帳票のみとする。 （介護保険システム標準仕様書第1.0版機能ID1.6.17参照）		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①追加する
372	共通	連携	(その他ご指摘)			①アドオンについて「標準仕様書に記載されていない機能は、標準準拠システムをカスタマイズしない形で、API連携等による疎結合の形で実装することは可能※」とされていることから、標準システムとアドオンがデータ連携できることを担保するため、「EUC機能で出力可能な全項目を対象として、データ要件及び連携要件に従い、アドオンとの間でリアルタイムにデータ取込み及び出力ができること」を追加されたい。本機能は標準システム特有の事由による機能であるため、現行システムに実装されていないことは実装しない理由にはならない。また対応しない場合その理由を示されたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。 ※「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する説明会」		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①機能・帳票要件に記載しない

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
373	共通	連携	(その他ご指摘)			①マイナポータル連携について、現行運用では不要だが現下のオンライン申請利用拡大の状況を踏まえ将来に備えて実装が必要ではないか。デジタル庁が求めている。検討経緯を示されたい。 「マイナポータル・びったりサービスを利用して行われたオンライン申請の情報を連携・利用できること」 (介護保険システム標準仕様書第1.0版機能ID1.1.17及び地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する地方公共団体説明会資料(2021.12.24)「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化について」P16参照)		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ①マイナポータル連携は住民・年金機構間の連携であり、住民・自治体間での利用は想定されていないため、対応しない
374	共通	連携	(その他ご指摘)			①各業務標準システムが共通で利用する宛名システムや共通連携基盤などの連携も仕様化する必要があるのではないか。また対応しない場合その理由を示されたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。 (介護保険システム標準仕様書第1.0版機能ID1.1.1参照)		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ①データ要件、連携要件はデジタル庁にて検討しているため、国年システムにおける検討対象外とする
375	共通	連携	(その他ご指摘)			①他のシステムとの連携について、連携頻度が示されていない項目がある。「リアルタイム」と指定されている項目、指定がない項目含め連携頻度を整理する必要がある。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①国年システムからの連携については、連携先のシステムの要件に併せて定義するため、現時点では定義しない。 なお、国年システムが取得する連携については定義済
376	共通	連携	(その他ご指摘)			①他のシステムとの連携について、項目ごとに取得と参照を使い分けているが、いずれでもよいのではないか。仕様書本体3章1(5)と不整合ではないか。用語整理されたい。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①用語は整理の上、最終化にあたり修正
377	共通	連携	(その他ご指摘)			①他のシステムとの連携について、全般的にエラー対応について規定されたい。また対応しない場合その理由を示されたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。 連携用データの取込時、もしくは連携用データの作成時にエラーが発生した場合、エラー内容が確認できること。 また、エラー対応後、取込や作成等の再処理ができること。 (介護保険システム標準仕様書第1.0版機能ID1.1.18.参照)		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①共通機能として左記の記載のとおり追加する
378	共通	システム管理	(その他ご指摘)			①コードマスタを登録、修正、削除、照会できること、とされたい。また対応しない場合その理由を示されたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。 (介護保険システム標準仕様書第1.0版機能ID1.2.12参照) ②項番82参照		2	0	2	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①マスタに係る定義などは要件定義以降に検討 ②No.82参照
379	共通	システム管理	(その他ご指摘)			① 1 ユーザー定義文字（外字）利用について次のとおり規定されたい。また対応しない場合その理由を示されたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。 ユーザー定義文字（外字）を利用できること。 ※1 文字セット、文字コード、文字符号化方式の文字の扱いは、住民記録システム標準仕様書と同様とする ※2 利用とは、画面、帳票、E U C等の全てを含む (介護保険システム標準仕様書第1.0版機能ID1.1.3参照)		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①追加する
380	共通	システム管理	(その他ご指摘)			①マスタ管理機能として、市町村の基本情報を管理・照会できること及び使用できること、とされたい。（例えば帳票に印字する市町村名、所在地、市長名など）。また政令市における行政区に対応するため区ごとに値を指定できる必要がある（例えば市町村確認書における区名称及び区長氏名）。また対応しない場合その理由を示されたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。 (介護保険システム標準仕様書第1.0版機能ID1.2.1.参照)		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①No.74,75で記載のとおりのため、対応しない。マスタ定義は要件定義以降に実施
381	共通	(該当なし)	(その他ご指摘)			①マウスを使用せずキーボードのみでもすべての機能を操作できること、とされたい。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①要件定義以降に各自治体にて検討してよい範囲とする
382	資格異動 免除 付加 給付	(全事務レベル)	(その他ご指摘)			①入力内容（住記異動関係、資格異動関係、免除申請関係、給付請求関係など）を入力期間及び入力ユーザを指定して紙リストに出力する機能を追加されたい（入力結果のWチェックに使用するため）。また同機能を標準仕様の範囲内のパラメータとして市町村独自に規定して差し支えないか実装不可か。		1	0	1	指摘	機能・帳票要件一覧を修正	【指摘対応】 ①便利機能に該当すると思われるため、対応なし

No. #	ツリー構成					ご意見		意見数			取扱方針		
	事務レベル1 事務レベル1	事務レベル2 事務レベル2	素案_v2			自治体	事業者	意見元別集計			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
			標準仕様文案	要件種別	備考			自治体等	事業者	計			
383	資格異動	国内転入 国内転出				①デジタル庁が求めている転出証明書情報等の活用に関する機能について検討経緯を示されたい。 (1)住民記録システムにおいて転出処理がなされた後に自動で転出者の情報を取り込む機能 (2)住民が転入する前に、住民記録システム等から転出証明書情報を自動で取り込む機能、当該転出証明書情報を基に、住基以外の分野でも仮登録する機能、転入が確定した場合に確定登録する機能、転入しないことが確定した場合の仮登録をキャンセルする機能 等 (地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する地方公共団体説明会資料(2021.12.24)「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化について」P18参照)		1	0	1	質問	質問回答	【質問回答】 ① (1)については想定しており要件に記載済。(2)については議論していない。
384	資格異動	国内転入 国内転出				①区間異動（異動もとの区）の登録・修正・削除・照会ができること。		1	0	1	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①住所変更等は住記システムで連携するため、対応なし
385	情報提供・その他	所得情報提供（免除勤奨） 所得情報提供（継続免除） 所得情報提供（年金生活者支援給付金）	(その他ご指摘)			①所得情報をはじめとして現行で実施している媒体又は介護特徴伝送システムを経由した年金機構とのデータ交換をすべて、システムで直接電送できること、とされたい。現行仕様では各市町村のインフラがバラバラであったため統一的・直接の電送手段を用いることは困難であったが、ガバメントクラウドに構築されることが前提である標準システムであれば実現可能となる。現行では実装困難であったという事情から現行システムで採用例がないことは実装しない理由にならない。検討経緯を示されたい。		1	0	1	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①今回の検討対象外。将来的に対応を検討
386	(該当なし)	(該当なし)	(その他ご指摘)			①氏名（漢字、カナ、アルファベット）、通称名（漢字、カナ、アルファベット）、併記名（漢字、カナ、アルファベット）、国籍、在留資格の登録・修正・削除・照会ができること。		1	0	1	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①左記は住記から連携されるため、対応なし。なお、外国人氏名のフリガナについては別途管理可
387	(該当なし)	(該当なし)	(その他ご指摘)			①法定受託にかかるその他の届出の受理情報の管理ができること、とされたい。標準化範囲内事務であるため漏れがないよう適切に対応されたい。 ②法定受託事務以外の届書等（機構へ回付する届書等）の登録・修正・削除・照会ができること。		2	0	2	指摘	機能・帳票 要件一覧を修正	【指摘対応】 ①法定受託事務については今回定義している範囲のため、対応なし ②今回スコープ外の部分は対応なし

標準仕様書素案に対するご意見一覧　－帳票詳細要件－

#		帳票名	ご意見総評						②取扱方針		
			ご意見		意見数			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント	
			自治体等	事業者	自治体等	事業者	計				
1	1	国民年金被保険者関係届書（申出書）	各日付は西暦表記としてください（OCR対応を想定）。		1	0	1	指摘	帳票詳細要件を修正	標準仕様書1.0においては現行の帳票レイアウトをもとに作成を進めており、本件を含め帳票レイアウトの変更が伴う事項については中期的に検討させていただくご認識のとおり	
2			住基情報及び年金台帳（基礎年金番号）が印字されて申請用紙として利用可能であると認識してよいか。また、印字では、氏名はカナ、漢字とあるが、外国人の氏名は住基情報がそのまま印字と考えてよいか。		1	0	1		質問回答		
3				電話番号は実装項目（オプション）として追加した方がよいと思われる。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	オプションとして追加	
4	2	国民年金被保険者関係届書（報告書）		No.18の備考欄についても、「市区町村・日本年金機構連絡」欄と同様に想定されている印字内容の仕様を記載いただきたい。 画面入力したものをそのまま印字される想定の場合、機能要件にはその入力に関する機能が記載されていないため、帳票要件に「画面上で入力した内容を出力する」と記載いただきたい。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	要件に追記する	
5				No.22の市区町村・日本年金機構連絡欄の備考欄に記載されている「所得の申告有無」は不要と思われる。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	利用している自治体があるため、残置とする	
6	3	国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書		No9～33は弊社PKGでは空白とした上で手書き対応としている。オプションとしていただきたい。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	負荷軽減のためシステム出力を前提とし、必須として残置	
7				No.33の訂正に至った理由は帳票レイアウトの項目名と一致するように「訂正に至った事由」に変更していただきたい。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	修正する	
8				No.33の訂正に至った理由で、「3」選択時は画面入力した理由を表示となるか。 その場合、「市区町村・日本年金機構連絡」欄と同様に、画面上で入力した内容を出力すると記載いただきたい。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	修正する	
9				No.34の市区町村・日本年金機構連絡欄の備考欄に記載されている「所得の申告有無」は不要と思われる。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	利用している自治体があるため、残置とする	
10	4	国民年金保険料免除・納付猶予申請書	各日付は西暦表記としてください（OCR対応を想定）。		1	0	1	指摘	帳票詳細要件を修正	標準仕様書1.0においては現行の帳票レイアウトをもとに作成を進めており、本件を含め帳票レイアウトの変更が伴う事項については中期的に検討させていただく	
11			配偶者氏名・配偶者生年月日・世帯主氏名は常に最新の情報で住民記録システムと連動しているため、申請期間に応じて、印字する情報を変えるのは難しいと思われます。		1	0	1	指摘	帳票詳細要件を修正	機能・帳票要件にて、過去の該当者を特定する機能を有しているため、可能（機能・帳票要件No.65）	
12			住基情報及び年金台帳（基礎年金番号）が印字されて申請用紙として利用可能であると認識してよいか。また、印字では、氏名はカナ、漢字とあるが、外国人の氏名は住基情報がそのまま印字と考えてよいか。同世帯の配偶者、世帯主の情報も印字でよいか。また、本市では免除可能基準所得や控除等を同時に別途印字しているが、オプションでの利用を行いたい。		1	0	1		質問回答	ご認識のとおり。なお、免除可能基準所得等は記載箇所が現段階で特定できないため、対応なし。（備考欄等における出力コントロールは要件定義以降に検討する範囲）	
13				No1～3は申請者署名欄のため弊社PKGでは空白としているが必須となりますか。オプションとしていただきたい。 また、（申請者控えがあるので）印字してよいとのことであれば、郵便番号が不足しているように感じる。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	オプションへ変更	
14				No.2の住所項目の備考欄は、6.保険料学生納付特例申請書と同様に「郵便番号＋住所」を追記していただきたい。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	指摘の通り追加	
15				No.3の被保険者氏名は押印見直しに伴い、署名を行っていただく必要がでくるため、実装項目として「項目の出力有無が設定できること。」としていただきたい。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	指摘の通り追加	
16				下記項目は実装項目（オプション）として追加した方がよいと思われる。 ・「A.基本情報」の電話番号、特記事項 ・「B.申請内容」の免除等区分、16歳以上19歳未満の扶養親族、特例認定区分（添付書類要確認）、継続希望、備考	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	Aについては対応。Bは申請内容のため、対応なし	
17	5		国民年金保険料免除・納付猶予申請書（市町村確認書）	連絡欄の住民異動情報とは、具体的にどんなものを想定していますか。1月1日に住民票がない人について、「転入者」等の記載がされるのでしょうか。		1	0	1	質問	帳票詳細要件を修正	ご認識の通り。記載を補記する
18				個人住民税に係る項目の実装仕様として、個人住民税のデータ連携で定義される項目番号を元に編集仕様を記載していただきたい。例えば、「前年の所得額」はどの項目を合算すれば良いのか、そのものの項目があるのか分かるようにする。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	導入の段階において設計時に確認する範囲とする	
19				「政令で定める額」は、免除の種類(全額、半額等)により異なりますが、どの政令で定める額を印字するか明確に定義していただきたい。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	所得に併せて出力されると想定しているため、本機能では明記しない	
20				「特定扶養親族および扶養親族（16歳以上19歳未満に限る）数」が必須となっている。『機能・帳票要件一覧』では同様の機能はオプションになっているので、帳票もオプションのほうが良いのではないか。 （7.保険料学生納付特例申請書（市町村確認書）も同様）	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	オプションへ変更	
21			「A.被保険者分」、「B.配偶者分」、「C.世帯主分」にある寡婦、ひとり親、勤労学生項目の備考（印字編集条件など）には、「該当する選択肢を表示、もしくは○をつける」を追記していただきたい。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	記載の通り対応		
22	6	保険料学生納付特例申請書	各日付は西暦表記としてください（OCR対応を想定）。		1	0	1	指摘	帳票詳細要件を修正	標準仕様書1.0においては現行の帳票レイアウトをもとに作成を進めており、本件を含め帳票レイアウトの変更が伴う事項については中期的に検討させていただく	
23			No1～3は申請者署名欄のため弊社PKGでは空白としているが必須となりますか。オプションとしていただきたい。 また、（申請者控えがあるので）印字してよいとのことであれば、郵便番号が不足しているように感じる。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	オプションへ変更		
24			No.3の被保険者氏名は押印見直しに伴い、署名を行っていただく必要がでくるため、実装項目として「項目の出力有無が設定できること。」としていただきたい。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	指摘の通り追加		
25			No.3の被保険者氏名はフリガナが不要と思われるため、4.国民年金保険料免除・納付猶予申請書と同様に備考欄は空欄にしてください。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	指摘の通り追加		
26			No.7の氏名の備考欄は、4.国民年金保険料免除・納付猶予申請書と同様に「フリガナ＋漢字氏名」を追記していただきたい。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	指摘の通り追加		
27				下記項目は実装項目（オプション）として追加した方がよいと思われる。 ・「A.基本情報」の電話番号 ・「B.申請内容」の申請期間、在宅予定期間、学校の名称、学校の所在地、学校の区分、学生証の有効期限、前年所得、特例認定区分（添付書類要確認）、備考	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	Aについては対応。Bは申請内容のため、申請期間以外は対応なし	
28	7	保険料学生納付特例申請書（市町村確認書）	連絡欄の住民異動情報とは、具体的にどんなものを想定していますか。1月1日に住民票がない人について、「転入者」等の記載がされるのでしょうか。		1	0	1	質問	帳票詳細要件を修正	ご認識の通り。記載を補記する	
29				個人住民税に係る項目の実装仕様として、個人住民税のデータ連携で定義される項目番号を元に編集仕様を記載していただきたい。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	導入の段階において設計時に確認する範囲とする	
30				No.1の個人番号または基礎年金番号は帳票レイアウトの項目名と一致するように「基礎年金番号」に変更していただきたい。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	ご指摘の通り修正	
31				「A.被保険者分」にある寡婦、ひとり親、勤労学生項目の備考（印字編集条件など）には、「該当する選択肢を表示、もしくは○をつける」を追記していただきたい。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	記載の通り対応	
32	8	居所未登録者報告書			0	0	0				
33	9	居所未登録者住所判明報告書			0	0	0				
34	10	国民年金関係報告書		No.1の市区町村名の備考欄は、2.国民年金被保険者関係届書（報告書）と同様に「市区町村名＋市区町村コード」を追記していただきたい。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	ご指摘の通り修正	
35				No.2の報告日の備考欄は、2.国民年金被保険者関係届書（報告書）と同様に「和暦表記」を追記していただきたい。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	記載の通り対応	
36	11	電子媒体届書総括票			0	0	0				
37	12	国民年金関係書類送付書			0	0	0				
38	14	高齢福祉年金所得状況届	「年度」を記載する欄を設けてください。		1	0	1	指摘	帳票詳細要件を修正	標準仕様書1.0においては現行の帳票レイアウトをもとに作成を進めており、本件を含め帳票レイアウトの変更が伴う事項については中期的に検討させていただく	

標準仕様書素案に対するご意見一覧　－帳票詳細要件－

#		帳票名	ご意見総評								
			ご意見			意見数			②取扱方針		
			自治体等	事業者		自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
39			取扱いなしのため消除			1	0	1	指摘	帳票詳細要件を修正	法令上必須の帳票のため、残置
40			氏名がオプションなのはなぜか（15.特別障害給付金所得状況届について も同様）			1	0	1	指摘	帳票詳細要件を修正	対応誤りのため、必須として用意
41			帳票は未作成、データ提供			1	0	1	指摘	帳票詳細要件を修正	法令上必須の帳票のため、残置
42				項目名について、本人、扶養義務者では、「寡婦・ひとり親・勤労学生の別」 ではなく「障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生の別」ではないか。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	「障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生の別」に修正	
43				「控除対象配偶者及び扶養親族の合計数」については内数の印字もあるため、 その記載も必要ではないか。 「控除所得額」が必須となっているが、帳票内に「記載しないでください。」とあり、 弊社PKGでも印字しておらず、不要項目ではないか。	0	1	1		指摘	帳票詳細要件を修正	備考に追記する。なお、「※記載しないでください」は申請者の入力不可箇所と思われるため、残置
44				個人住民税に係る項目の実装仕様として、個人住民税のデータ連携で定義される項目番号を元に編集仕様を記載していただきたい。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	導入の段階において設計時に確認する範囲とする	
45				No.1の提出日の実装項目欄は、16.高齢・補足的高齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届と同様にオプションとした方がよいと思われる。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	ご指摘の通り修正	
46				No.3の個人番号はNo.2の個人番号（又は年金証書の記号番号）と同一項目であるため、削除していただきたい。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	ご指摘の通り修正	
47				No.4の氏名は実装項目としてオプションではなく必須がよいと思われる。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	対応誤りのため、必須として用意	
48				No.32～No.45の扶養者義務者等は「扶養義務者等」に修正していただきたい。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	ご指摘の通り修正	
49				No.32～No.45の「扶養者義務者等」については、管理項目として管理していない。 当該帳票を印刷する際にのみ、対象となる「扶養者義務者等」を選択する想定ですが、機能要件にその内容がないため、帳票要件のNo.32以降の「扶養者義務者等」の備考に「帳票印刷時に画面で選択した住民に関する情報を表示」等を記載いただきたい。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	ご指摘の通り修正	
50				下記項目は実装項目（オプション）として追加した方がよいと思われる。 ・「配偶者」の同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）の有無 ・「扶養義務者等」の同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）の有無	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	ご指摘の通り修正	
51				No.16、No.29、No.43の寡婦・ひとり親・勤労学生の別は「障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生の別」に修正していただきたい。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	「障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生の別」に修正	
52					16.高齢・補足的高齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届と同様に、下記項目は実装項目として追加した方がよいと思われる。 ・実装項目（必須） 年月日、市区町村長名 ・実装項目（オプション） 市区町村長の電子公印	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	ご指摘の通り修正
53	15	特別障害給付金所得状況届	「年度」を記載する欄を設けてください。			1	0	1	指摘	帳票詳細要件を修正	標準仕様書1.0においては現行の帳票レイアウトをもとに作成を進めており、本件を含め帳票レイアウトの変更が伴う事項については中期的に検討させていただく
54			帳票は未作成、データ提供			1	0	1	指摘	帳票詳細要件を修正	法令上必須の帳票のため、残置
55				「控除対象配偶者及び扶養親族の合計数」については内数の印字もあるため、その記載も必要ではないか。 「控除所得額」が必須となっているが、帳票内に「記載しないでください。」とあり、弊社PKGでも印字しておらず、不要項目ではないか。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	備考に追記する。なお、「※記載しないでください」は申請者の入力不可箇所と思われるため、残置	
56				個人住民税に係る項目の実装仕様として、個人住民税のデータ連携で定義される項目番号を元に編集仕様を記載していただきたい。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	導入の段階において設計時に確認する範囲とする	
57				No.1の提出日の実装項目欄は、16.高齢・補足的高齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届と同様にオプションとした方がよいと思われる。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	ご指摘の通り修正	
58				No.3の個人番号はNo.2の個人番号（又は受給資格者番号）と同一項目であるため、削除していただきたい。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	ご指摘の通り修正	
59				No.4の氏名は実装項目としてオプションではなく必須がよいと思われる。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	対応誤りのため、必須として用意	
60				16.高齢・補足的高齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届と同様に、下記項目は実装項目として追加した方がよいと思われる。 ・実装項目（必須） 年月日、市区町村長名 ・実装項目（オプション） 市区町村長の電子公印	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	ご指摘の通り修正	
61			取扱いなしのため消除			1	0	1	指摘	帳票詳細要件を修正	法令上必須の帳票のため、残置
62	16	高齢・補足的高齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届	No.4個人番号（帳票No.1～17共通） 出力有無に加え、出力する値を基礎年金番号に限定できること。 （帳票17No.3も同じ）			1	0	1	指摘	帳票詳細要件を修正	研究会にて双方を出力できる方針としたため、残置
63			No.27その他 画面上で入力した内容について、プリセット文言を選択して自動入力できること。プリセット文言を初期表示できること。 （帳票17No.20も同じ）			1	0	1	指摘	帳票詳細要件を修正	備考に追記する
64			1号や任意加入がない人であっても、出力できますか。（当市国民年金システムでは、1号記録を入れないと国民年金システムから所得の帳票が出力できない仕様のため）			1	0	1	質問	質問回答	公用照会（免除・年金生活者支援給付金）で活用する前提であるため、出力可能とする
65			取扱いなしのため消除			1	0	1	指摘	帳票詳細要件を修正	法令上必須の帳票のため、残置
66			帳票は未作成、データ提供			1	0	1	指摘	帳票詳細要件を修正	法令上必須の帳票のため、残置
67				個人住民税に係る項目の実装仕様として、個人住民税のデータ連携で定義される項目番号を元に編集仕様を記載していただきたい。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	導入の段階において設計時に確認する範囲とする	
68				No.2の提出日の備考欄は、14.高齢福祉年金所得状況届と同様に「和暦表記」を追記していただきたい。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	ご指摘の通り修正	
69				No.7の合計所得金額（地方税法第292条第1校第13号）は「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号）」に修正していただきたい。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	ご指摘の通り修正	
70				No.9の公的年金等にかかる雑所得の金額は「公的年金等に係る雑所得の金額」に修正していただきたい。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	ご指摘の通り修正	
71	17	障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届	取扱いなしのため消除			1	0	1	指摘	帳票詳細要件を修正	法令上必須の帳票のため、残置
72			帳票は未作成、データ提供			1	0	1	指摘	帳票詳細要件を修正	法令上必須の帳票のため、残置
73				「控除対象配偶者及び扶養親族の合計数」については内数の印字もあるため、その記載も必要ではないか。 「控除所得額」が必須となっているが、帳票内に「記載しないでください。」とあり、弊社PKGでも印字しておらず、不要項目ではないか。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	備考に追記する。なお、「※記載しないでください」は申請者の入力不可箇所と思われるため、残置	
74				個人住民税に係る項目の実装仕様として、個人住民税のデータ連携で定義される項目番号を元に編集仕様を記載していただきたい。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	導入の段階において設計時に確認する範囲とする	
75				No.2の提出日の備考欄は、14.高齢福祉年金所得状況届と同様に「和暦表記」を追記していただきたい。	0	1	1	指摘	帳票詳細要件を修正	ご指摘の通り修正	
76	-	-	一覧において、自治体独自の様式が認められているため対象外とされている帳票がありますが、カスタマイズ抑制のためにも、できる限り定義いただけないでしょうか。			1	0	1	質問	質問回答	今回の定義対象は法令上必須の外部帳票であり、左記を含むその他外部帳票については、標準仕様書改版の際に定義
77	-	-	1ページの覧において、自治体独自様式が認められるため対象外とされている帳票がありますが、自治体独自様式があるのであれば、帳票詳細様式を定めないとカスタマイズの温床になると考えます。標準仕様書の標準化範囲の考え方と矛盾します。			1	0	1	質問	質問回答	今回の定義対象は法令上必須の外部帳票であり、左記を含むその他外部帳票については、標準仕様書改版の際に定義
78	-	-	全ての帳票においてですが「元号改正」時等に、即時対応可能な仕様でありますでしょうか？パラメタ設定等で自治体がオンライン上で書き換え出来ると良いのですが。			1	0	1	質問	質問回答	今回の検討対象外であり、要件定義以降に定義する範囲
79	-	-	No.11 電子媒体届書総括票は国民年金適用関係届書作成仕様書（CD／DVD仕様書）にレイアウトが提示されていますが、様式は独自でよいのでしょうか。			1	0	1	質問	質問回答	今回の定義対象は法令上必須の外部帳票であり、左記を含むその他外部帳票については、標準仕様書改版の際に定義。特に先については自治体独自仕様が多数あったため、今回対象外

標準仕様書素案に対するご意見一覧　－帳票詳細要件－

#	#	帳票名	ご意見総評								
			ご意見		意見数			②取扱方針			
			自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント	
80	-	-	1ページの一覧において、自治体独自様式が認められるため対象外とされている帳票がありますが、自治体独自様式があるのであれば、帳票詳細様式を定めないとカスタマイズの温床になると考えます。標準仕様書の標準化範囲の考え方と矛盾します。		1	0	1	質問	質問回答	今回の定義対象は法令上必須の外部帳票であり、左記を含むその他外部帳票については、標準仕様書改版の際に定義	
81	-	-		1ページの一覧において、自治体独自様式が認められるため対象外とされている帳票がありますが、自治体独自様式があるのであれば、帳票詳細様式を定めないとカスタマイズの温床になると考えます。標準仕様書の標準化範囲の考え方と矛盾します。	0	1	1	質問	質問回答	今回の定義対象は法令上必須の外部帳票であり、左記を含むその他外部帳票については、標準仕様書改版の際に定義	

標準仕様書素案に対するご意見一覧　－帳票レイアウト－

#	#	帳票名	ご意見総評					②取扱方針			
			ご意見		意見数			区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント	
			自治体等	事業者	自治体等	事業者	計				
1	1	国民年金被保険者関係届書（申出書）	O C R 対応のレイアウトとすることはできないでしょうか		1	0	1	質問	質問回答	標準仕様書1.0においては現行の帳票レイアウトをもとに作成を進めており、帳票レイアウトの変更が伴う事項については中期的に検討させていただく	
2			出力時間短縮のために、裏面の出力は不要と考えますが、いかがでしょうか。		1	0	1	指摘	帳票レイアウトを修正	システムで出力する内容ではないため、定義対象外とする	
3				左記帳票も含め、裏面が提示されている帳票については、裏面の印刷も必須となるか。	0	1	1	指摘	帳票レイアウトを修正	システムで出力する内容ではないため、定義対象外とする	
4				各欄について、色付けする必要がありますでしょうか。（その他帳票同様）	0	1	1	質問	質問回答	標準仕様書1.0においては現行の帳票レイアウトをもとに作成を進めており、本件を含め帳票レイアウトの変更が伴う事項については中期的に検討させていただく	
5	2	国民年金被保険者関係届書（報告書）	ﾌﾟﾚｯｾｯﾄ元号が平成になっていますが、平成・令和ではないでしょうか。		1	0	1	質問	質問回答	標準仕様書1.0においては現行の帳票レイアウトをもとに作成を進めており、本件を含め帳票レイアウトの変更が伴う事項については中期的に検討させていただく	
6			BおよびC届出（申出）事項⑩該当・申出年月日の和暦に「令和」を追加していただきたい。		1	0	1	質問	質問回答	標準仕様書1.0においては現行の帳票レイアウトをもとに作成を進めており、本件を含め帳票レイアウトの変更が伴う事項については中期的に検討させていただく（今後の修正対応）	
7	3	国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書	出力時間短縮のために、裏面の出力は不要と考えますが、いかがでしょうか。		1	0	1	指摘	帳票レイアウトを修正	システムで出力する内容ではないため、定義対象外とする	
8	4	国民年金保険料免除・納付猶予申請書	O C R 対応のレイアウトとすることはできないでしょうか		1	0	1	質問	質問回答	標準仕様書1.0においては現行の帳票レイアウトをもとに作成を進めており、本件を含め帳票レイアウトの変更が伴う事項については中期的に検討させていただく	
9			出力時間短縮のために、1～2枚目の説明・記入例の出力は不要と考えますが、いかがでしょうか。		1	0	1	指摘	帳票レイアウトを修正	システムで出力する内容ではないため、定義対象外とする	
10			説明文、記載例が含まれていますが、それらはシステムから出力しません。システムから出力する申請書のみの帳票レイアウトとしてください。		1	0	1	指摘	帳票レイアウトを修正	システムで出力する内容ではないため、定義対象外とする	
11			本市では免除可能基準所得や控除等を同時に別途印字しているが、オプションでの利用を行いたい。		1	0	1	質問	質問回答	免除可能基準所得等は記載箇所が現段階で特定できないため、対応なし	
12				説明文、記載例が含まれていますが、システムから出力しないという認識です。システムから出力する申請書のみの帳票レイアウトとしてください。	0	1	1	指摘	帳票レイアウトを修正	システムで出力する内容ではないため、定義対象外とする	
13				記入例も出力する必要がありますでしょうか。（その他帳票同様）	0	1	1	指摘	帳票レイアウトを修正	システムで出力する内容ではないため、定義対象外とする	
14	5	国民年金保険料免除・納付猶予申請書（市町村確認書）		1枚目の④が⑤⑥と比べるとずれています。マル69も同様 また、特例認定区分欄について印字漏れ(マル69のところには(3-G)と印字されるのではないのでしょうか)があります。 2枚目マル69、71も同様。	0	1	1	質問	質問回答	標準仕様書1.0においては現行の帳票レイアウトをもとに作成を進めており、本件を含め帳票レイアウトの変更が伴う事項については中期的に検討させていただく（今後の修正対応）	
15	6	保険料学生納付特例申請書	O C R 対応のレイアウトとすることはできないでしょうか		1	0	1	質問	質問回答	標準仕様書1.0においては現行の帳票レイアウトをもとに作成を進めており、本件を含め帳票レイアウトの変更が伴う事項については中期的に検討させていただく	
16			出力時間短縮のために、1～2枚目の説明・記入例の出力は不要と考えますが、いかがでしょうか。		1	0	1	指摘	帳票レイアウトを修正	システムで出力する内容ではないため、定義対象外とする	
17			説明文、記載例が含まれていますが、それらはシステムから出力しません。システムから出力する申請書のみの帳票レイアウトとしてください。		1	0	1	指摘	帳票レイアウトを修正	システムで出力する内容ではないため、定義対象外とする	
18			本市では免除可能基準所得や控除等を同時に別途印字しているが、オプションでの利用を行いたい。		1	0	1	質問	質問回答	免除可能基準所得等は記載箇所が現段階で特定できないため、対応なし	
19				説明文、記載例が含まれていますが、システムから出力しないという認識です。システムから出力する申請書のみの帳票レイアウトとしてください。	0	1	1	指摘	帳票レイアウトを修正	システムで出力する内容ではないため、定義対象外とする	
20	7	保険料学生納付特例申請書（市町村確認書）		特例認定区分欄について印字漏れ(マル69のところには(3-G)と印字されるのではないのでしょうか)があります。	0	1	1	質問	質問回答	標準仕様書1.0においては現行の帳票レイアウトをもとに作成を進めており、本件を含め帳票レイアウトの変更が伴う事項については中期的に検討させていただく（今後の修正対応）	
21	8	居所未登録者報告書			0	0	0				
22	9	居所未登録者住所判明報告書			0	0	0				
23	10	国民年金関係報告書	出力時間短縮のために、裏面の出力は不要と考えますが、いかがでしょうか。		1	0	1	指摘	帳票レイアウトを修正	システムで出力する内容ではないため、定義対象外とする	
24	11	電子媒体届書総括票			0	0	0				
25	12	国民年金関係書類送付書			0	0	0				
26	14	老齢福祉年金所得状況届	標準システムにおいてシステム対応は不要（ほぼ、対象者ゼロ）		1	0	1	質問	質問回答	法令上必須の帳票であるため、残置	
27			市長印の欄がありますが押印は今後不要にならないでしょうか。		1	0	1	質問	質問回答	現状必要であるため用意しているが、今後の様式修正等に併せて不要となるケースはあり	
28				住所欄が狭すぎるので、40文字ぐらいは印字できる様式にしてください。	0	1	1	質問	質問回答	標準仕様書1.0においては現行の帳票レイアウトをもとに作成を進めており、本件を含め帳票レイアウトの変更が伴う事項については中期的に検討させていただく（今後の修正対応）	
29	15	特別障害給付金所得状況届	標準システムにおいてシステム対応は不要（ほぼ、ゼロ）		1	0	1	質問	質問回答	法令上必須の帳票であるため、残置	
30			市長印の欄がありますが押印は今後不要にならないでしょうか。		1	0	1	質問	質問回答	現状必要であるため用意しているが、今後の様式修正等に併せて不要となるケースはあり	
31				住所欄が狭すぎるので、40文字ぐらいは印字できる様式にしてください。	0	1	1	質問	質問回答	標準仕様書1.0においては現行の帳票レイアウトをもとに作成を進めており、本件を含め帳票レイアウトの変更が伴う事項については中期的に検討させていただく（今後の修正対応）	
32	16	老齢・補足的老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届	・提示されている様式が古い 16－②。最新16－①を添付しています（住登外課税などの記載が必要） ・さらに、追加で機構からの公用照会への回答様式についても、帳票としてシステム対応してください（別添18－①②） ※相違する箇所は、黄色マーカーします。		1	0	1	質問	質問回答	標準仕様書1.0においては現行の帳票レイアウトをもとに作成を進めており、別添18も含め帳票レイアウトの変更が伴う事項については中期的に検討させていただく（今後の修正対応）	
33			市長印の欄がありますが押印は今後不要にならないでしょうか。		1	0	1	質問	質問回答	現状必要であるため用意しているが、今後の様式修正等に併せて不要となるケースはあり	
34	17	障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届	・提示されている様式が古い 17－②。最新17－①を添付（住登外課税などの記載が必要） ・さらに、追加で機構からの公用照会への回答様式についても、帳票としてシステム対応してください（別添19－①②） ※相違する箇所は、黄色マーカーします。		1	0	1	質問	質問回答	標準仕様書1.0においては現行の帳票レイアウトをもとに作成を進めており、別添19も含め帳票レイアウトの変更が伴う事項については中期的に検討させていただく（今後の修正対応）	
35			市長印の欄がありますが押印は今後不要にならないでしょうか。		1	0	1	質問	質問回答	現状必要であるため用意しているが、今後の様式修正等に併せて不要となるケースはあり	
36	-	-	自治体独自様式が認められるため対象外とされている帳票がありますが、自治体独自様式があるのであれば、帳票レイアウトを定めないとカスタマイズの温床になると考えます。標準仕様書の標準化範囲の考え方と矛盾します。		1	0	1	質問	質問回答	今回の定義対象は法令上必須の外部帳票であり、左記を含むその他外部帳票については、標準仕様書改版の際に定義	
37	-	-	関係届書等、一部が旧仕様のままですが今後改正されるということで良いですね？		1	0	1	質問	質問回答	ご認識の通り。レイアウトは今後最新化する	
38	-	-		自治体独自様式が認められるため対象外とされている帳票がありますが、自治体独自様式があるのであれば、帳票レイアウトを定めないとカスタマイズの温床になると考えます。標準仕様書の標準化範囲の考え方と矛盾します。	0	1	1	質問	質問回答	今回の定義対象は法令上必須の外部帳票であり、左記を含むその他外部帳票については、標準仕様書改版の際に定義	